

# **点 檢 ・ 評 價 報 告 書**

**2016（平成 28）年度申請**

**山形県立保健医療大学**

## 目 次

序章	1
<b>本章</b>	
第1章 理念・目的	3
第2章 教育研究組織	8
第3章 教員・教員組織	11
第4章 教育内容・方法・成果	
第1節 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	19
第2節 教育課程・教育内容	28
第3節 教育方法	39
第4節 成果	49
第5章 学生の受け入れ	53
第6章 学生支援	61
第7章 教育研究等環境	69
第8章 社会連携・社会貢献	79
第9章 管理運営・財務	
第1節 管理運営	87
第2節 財務	94
第10章 内部質保証	97
終章	103

## 序 章

山形県立保健医療大学は、「幅広い教養と豊かな人間性を備え、高度な知識と技術を持ち、専門職としての理念に基づき行動できる人材を育成するとともに、地域に開かれた大学として保健医療に関する教育・研究の成果を地域に還元し、もって県民の健康及び福祉の向上に寄与すること」を基本理念として、2000年4月、山形県立保健医療短期大学を改組して、看護学科、理学療法学科、作業療法学科からなる4年制の大学として開学した。

その後、保健医療職の人材育成について、より高度な知識と技能を持った高度専門職業人や、次代を担う人材の継続的な育成を行う教育者、及び保健医療を取り巻く諸々の課題に対する対策等について開発研究を行う研究者の養成を目指し、2004年4月に大学院保健医療学研究科を開設した。

大学の開学以来15年が経過し、すでに1,200余名の卒業生が、看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士として山形県内外の医療現場で活躍していることから、大学としての社会的な使命を果たしているといえる。

しかしながら、年々高度化する医療サービスを担う、専門職業人の育成に今後も応えられる魅力的な大学であり続けるためには、改善努力を継続していくことが求められる。

2005年、不断の改善・改革を図るために、自己点検・評価に係る諸規程を整備し、大学の開学時に設置した自己評価委員会の所掌とした。同年以降毎年、この自己評価委員会が自己点検・評価を実施している。

さらに、同委員会の構成員は、副学長、研究科長、各学科長及び事務局長等であったが、2008年には、学生部長及び図書館長を加え、体制をより強化した。

設置主体が山形県から公立大学法人に移行した2009年4月には、自己評価委員会は、総務・経営担当の理事、研究科長及び各学科長等を構成員とする評価委員会に改められた。評価委員会の自己点検・評価は、公益財団法人大学基準協会が定める点検・評価項目に、公立大学法人の中期計画の該当する項目を当てはめ、その改善方策（Plan）を立て、その実績（Do）を年度末に評価（Check）し、さらに翌年度の改善計画（Action）を提案するものである。いわゆるP D C Aサイクルを採用している。自己点検・評価の結果は、「自己点検・評価報告書」として理事長に提出するとともに、大学のホームページに掲載し、誰もが閲覧できるようにしている。

次いで、2009年、本学は初めての大学評価を大学基準協会で受審した。その結果は同協会の大学基準に適合しているものと承認されたものの、問題点の指摘に関する「助言」が付された項目が5点あった。この助言と改善状況及び改善結果は次のとおりである。

1点目は、保健医療学部及び保健医療学研究科の学修案内（シラバス）の記載内容に精粗がみられ、また、同研究科の成績評価方法が曖昧である。これに対しては学修案内（シラバス）の記載上の留意事項と様式の統一化を図り、2011年度から適用しているところである。

2点目は、保健医療学研究科の学位授与方針及び学位論文審査基準が学生に明示されていないという指摘であるが、これについては2010年度に学位授与方針を、2011年度に修士論文審査基準を定め、同研究科の学生便覧に明示した。

3点目は、保健医療学部理学療法学科及び作業療法学科は編入学定員を設定している

のに、過去5年間入学者が皆無であるという指摘である。これについては2015年7月、看護学科も含め編入学制度を廃止する意向が各学科長より示され、この方向で、入学定員も含めて検討していくこととしている。

4点目は、倫理委員会の審査において、倫理審査規程で定められた判定の区分けが実施されていないという指摘であるが、これについては2009年度に実際の審査状況に則した判定を加えた倫理審査規程を整備した。

5点目は、自己点検・評価委員会の規程では「本学以外の者による検証を行うように努める」としているが、そのような体制が整備されていないという指摘である。これに対しては2009年度に同委員会を評価委員会に改組して、毎年度、自己点検・評価報告書を作成し、同報告書に評価委員会の意見を付して理事長に提出することとしている。

この報告書の作成に当たっては、各大学基準に関する委員会等の責任者に執筆を依頼し作成された原案を、各学科長が推薦した者で構成するワーキング・グループ及び評価委員会委員長が全学的な視点から検討を加えて、とりまとめたものである。

今後も、絶えざる自己点検・評価活動を通じて、本法人の内部質保証システムを十分に機能させ、本学の理念・目的の達成に努めていく所存である。

## 第1章 理念・目的

### 1 現状説明

#### (1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

##### <1>大学全体

本学は、2000年4月、山形県立保健医療短期大学を改組して開学し、看護学科、理学療法学科及び作業療法学科からなる保健医療学部で構成する公立の医療系単科大学である。

その後の公立大学を取り巻く状況が厳しさを増す中、求められる役割、組織及び業務の課題を踏まえ、個性・特色のある大学運営を行い、学生にとってより魅力ある大学となるとともに、その存在価値をより高めていくため、2009年公立大学法人に移行した。

大学の理念・目的は、「幅広い教養と豊かな人間性を備え、高度な知識と技術を持ち、専門職としての理念に基づき行動できる人材を育成するとともに、地域に開かれた大学として保健医療に関する教育・研究の成果を地域に還元し、もって県民の健康及び福祉の向上に寄与すること」と定め（根拠資料1－1 2－p.7）、公立大学法人の目的として同様の趣旨を定款に規定している（根拠資料1－2 第1条）。

理念・目的は、大学設置認可の申請に当たり、本学と設置者である山形県との協議により定めたものである。

##### <2>保健医療学部

保健医療学部の理念・目的は、「幅広い教養と豊かな知識と技術を持ち、専門職としての理念に基づき行動できる人材を育成するとともに、地域に開かれた大学として保健医療に関する教育、研究の成果を地域に還元し、もって県民の健康及び福祉の向上に寄与すること」と定め、学則に規定している（根拠資料1－3 第1条）。

大学の理念・目的を受け、保健医療学部における教育目標を次のとおり定め（根拠資料1－1 2－p.7）、豊かな心と創造力を備えた保健医療技術者を育成することを目指している。

#### 教育目標

- 1 社会や人間の尊厳を理解し、人々と共に感じ適切に対応できる人間性豊かな人材の育成
- 2 科学的知識に裏付けられた高度な専門的技術と倫理的判断力を有する人材の育成
- 3 多様な保健医療専門職の役割を理解し、チーム医療に必要な諸能力を備え、実践できる人材の育成
- 4 絶えざる向上意欲と自ら研究する姿勢を身につけ、課題の究明に創造的に取り組む人材の育成
- 5 國際的視野を持ち活躍できる人材の育成
- 6 地域の保健医療の水準に貢献できる人材の育成

保健医療学部の理念・目的及び教育目標は、大学設置認可の申請に当たり、本学と

設置者である山形県との協議により定めたものである。

### <3>保健医療学研究科

本学大学院の保健医療学研究科は、「保健医療学専攻」として、保健医療学部の3つの学科を基礎とした3つの分野（看護学分野、理学療法学分野、作業療法学分野）を持つ修士課程として（根拠資料1－4）、2004年4月に設置された。

本研究科の理念・目的は、「保健医療に関する専門性の高い教育研究を通じ、高度な知識と技術、卓越した実践能力と問題解決能力を有する質の高い人材養成を行い、病院、保健福祉施設等への専門職として輩出することにより、本県における保健医療福祉の一層の発展を図り、もって県民の健康及び福祉の向上に寄与すること」とし、大学院学則に規定している（根拠資料1－5 第1条）。

この理念・目的を受け、保健医療学部の教育の基礎の上に、次の教育目標が教育課程の考え方によっている（根拠資料1－6 p. 1）。

#### 教育課程の考え方（教育目標）

- 1 科学的思考に基づく高度な専門的知識と技術を有する人材の育成
- 2 国際性のある視野の広い実践者、教育者及び研究者の育成
- 3 創造性豊かな発想や、専門職の発展に向けて自律的に行動できる能力を持った職業人の育成
- 4 地域の保健医療においてチーム医療の指導的役割を担える幅広い視野にたった人材の育成

理念・目的及び教育目標は、大学院設置認可の申請に当たり、本学と大学の設置者である山形県との協議により定めたものである。

## (2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

### <1>大学全体

本学の理念・目的は、「学生便覧」や「学修案内」に明記し、（根拠資料1－7 p. 1、根拠資料1－8 p. (5)）、教職員及び学生への周知に努めている。

社会一般に対しては、本学ホームページの大学紹介の項で公開している（根拠資料1－9）。

### <2>保健医療学部

保健医療学部の理念・目的は、「大学案内」（根拠資料1－10 p. 1）や学生募集要項に明記し、配布している。

教育目標は、本学の理念・目的と同様に、「学生便覧」や「学修案内」に明記しており、教職員及び学生への周知に努めている。社会一般に対しては、本学ホームページの大学紹介において公開しているほか、「大学案内」や学生募集要項に明記し、配布している。

また、オープンキャンパスや高校訪問において、高等学校の進路指導や受験生及び保護者に対し「大学案内」を通じ、周知と理解を図っている。

### 〈3〉保健医療学研究科

本研究科の理念・目的については、「保健医療学研究科 学生便覧・授業概要」に記載するとともに（根拠資料1－6 p. 1）、大学院生に配布し、周知に努めている。社会一般に対しては、学生募集要項の配布や本学ホームページ（根拠資料1－11）を通じ、理解と周知を図っている。

## (3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

### 〈1〉大学全体

本学の学則及び大学院学則に基づき、評価委員会を設置し、大学認証評価機関の評価基準に則した自己点検・評価を毎年実施している、また、山形県公立大学法人評価委員会の評価を受け、理念・目的の適切性を検証している。

### 〈2〉保健医療学部

本学の学則では自己点検・評価について定めており（根拠資料1－3 第2条）、これらに基づき、学内委員会として評価委員会を設置し、大学認証評価機関の評価基準に則した自己点検・評価を毎年実施している。

「理念・目的」については、2014年、第2期中期目標及び中期計画を策定する際に検証を行い、結果、適切である旨自己評価している。

また、本公立大学法人は地方独立行政法人法の規定により、設立団体である山形県が定めた中期目標に従い、6年間を期間とした中期計画を定めている（根拠資料1－12、根拠資料1－13）。この計画の中で、大学の理念・目的の実現のため、「大学の教育研究等の質の向上」、「業務運営の改善」、「財務内容の改善」、「自己点検、評価及び情報提供」を柱とする措置を設定し、達成に向けた取組みを行うとともに、これらの点検・評価を行う中で大学の基本理念・目的の適切性についても検証を行っている。

さらに、これらの自己点検・評価の結果は、毎年度、山形県公立大学法人評価委員会の評価を受けており、この外部評価の結果は次年度の計画に反映させることとしている。

### 〈3〉保健医療学研究科

本学の大学院学則では自己点検・評価について定めており（根拠資料1－4 第2条）、これらに基づき、学内委員会として評価委員会を設置し、大学認証評価機関の評価基準に則した自己点検・評価を毎年実施している。

「理念・目的」については、2014年、第2期中期目標及び中期計画を策定する際に検証を行い、結果、適切である旨自己評価している。

また、本公立大学法人は地方独立行政法人法の規定により、設立団体である山形県が定めた中期目標に従い、6年間を期間とした中期計画を定めている（根拠資料1－12、根拠資料1－13）。この計画の中で、大学院の理念・目的の実現のため、「大学の教育研究等の質の向上」、「業務運営の改善」、「財務内容の改善」、「自己点検、評価及び情報提供」を大きな柱とする措置を設定し、達成に向けた取組みを行うとともに、

これらの点検・評価を行う中で大学院の理念・目的の適切性についても検証を行っている。

さらに、これらの自己点検・評価の結果は、毎年度、山形県公立大学法人評価委員会の評価を受けており、この外部評価の結果は次年度の計画に反映させている。

## 2 点検・評価

### ●基準1の充足状況

地域のニーズ等を踏まえた理念・目的が適切に定められており、また、大学構成員への周知及び社会一般への公表がなされ、理念・目的を定期的に検証していることから、同基準を概ね充足している。

#### ①効果が上がっている事項

##### <1>大学全体

本学の理念・目的については、本学見学者、進学相談会等の参加者及び本学ホームページの閲覧者等も増加し、周知され易くなっている。

##### <2>保健医療学部

保健医療学部の理念・目的及び教育目標は、本学の学生及び本学ホームページの閲覧者等、周知されている。

特に、教育目標に示されているチーム医療の指導的な役割を果たす人材の育成については、多様な保健医療専門職との相互理解のために実施している「チーム医療論」の取組みの中で、必要な諸能力を備えた人材の育成に努めている。

##### <3>保健医療学研究科

積極的に社会人の入学を受け入れるため、長期履修制度を設け、本研究科への入学者がやや増加の傾向がみられる。

#### ②改善すべき事項

##### <1>大学全体・保健医療学部

大学の理念・目的に沿った教育・研究を、安定的にかつ効果的に継続していくために、教員不足の解消を早期に図る必要がある。

##### <2>保健医療学研究科

教育目標を「教育課程の考え方」と表記しているが、カリキュラム・ポリシーと混乱を招くため、教育目標と表記を改める必要がある。

## 3 将来に向けた発展方策

#### ①効果が上がっている事項

##### <1>大学全体

本学の基本理念・目的は、今後とも様々な機会を通じて周知に努めていく。

##### <2>保健医療学部

保健医療学部の目的及び教育目標は、今後とも様々な機会を通じて周知に努めいく。

また、本学の特色であるチーム医療教育について、さらにその学習方法を充実させていく。

### <3>保健医療学研究科

今後も、大学の理念・目的に沿って大学院教育の充実に努め、特に長期履修制度などを含めた社会人の受入れについて大学のホームページ、病院訪問などを通じ広く周知することにより、多様な基盤を持つ学生を広く受け入れていく。

#### ②改善すべき事項

##### <1>大学全体・保健医療学部

特に看護学科の教員不足を解消し、より安定的な教育基盤を築くために、公募を通じ優秀な教員を積極的に採用していく。

##### <2>保健医療学研究科

教育目標については、教育推進委員会、研究科委員会で審議し、表記を改めることとする。

## 4 根拠資料

- 根拠資料 1－1 山形県立保健医療大学設置認可申請書
- 根拠資料 1－2 公立大学法人山形県立保健医療大学定款
- 根拠資料 1－3 山形県立保健医療大学学則
- 根拠資料 1－4 公立大学法人山形県立保健医療大学大学院保健医療学研究科（修士課程）（大学院案内）2015 年度版
- 根拠資料 1－5 山形県立保健医療大学大学院学則
- 根拠資料 1－6 保健医療学研究科 学生便覧・授業概要
- 根拠資料 1－7 学生便覧
- 根拠資料 1－8 学修案内
- 根拠資料 1－9 山形県立保健医療大学ホームページ（建学と理念と目的）  
<http://www.yachts.ac.jp/off/daigakugaiyou/kengakurinen.html>
- 根拠資料 1－10 大学案内 2015
- 根拠資料 1－11 山形県立保健医療大学ホームページ（本学大学院の概要）  
<http://www.yachts.ac.jp/graduate/description.html>
- 根拠資料 1－12 公立大学法人山形県立保健医療大学中期目標
- 根拠資料 1－13 公立大学法人山形県立保健医療大学中期計画

## 第2章 教育研究組織

### 1 現状説明

#### (1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附属研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

本学は1学部の3学科、大学院修士課程に1専攻3分野を設置している(表2-1)。

表2-1

(2015年4月1日現在)

名 称		開設年月日	入学定員	3年次編入定員
保健医療学部	看護学科	2000年 4月1日	63名	4名
	理学療法学科		20名	5名
	作業療法学科		20名	5名
保健医療学研究科	看護学分野	2004年 4月1日	12名	
	理学療法学分野			
	作業療法学分野			

#### ア 教育研究組織の編成原理

大学の理念・目的である「幅広い教養と豊かな人間性を備え、高度な知識と技術を持ち、専門職としての理念に基づき行動できる人材を育成し、県民の健康と福祉の向上に寄与すること」(根拠資料2-1 第1条)に沿って、保健医療学部及び大学院、附属機関として附属図書館及び看護実践研究センターを設置している(根拠資料2-2 第4条～第7条)。

また、保健医療学研究科を設置し、「より高度な知識と技能を持った高度専門職業人の育成や、次代を担う人材の継続的な育成を行う教育者の養成及び諸課題の対策等について研究開発を行う研究者の養成を図ること」を目指している(根拠資料2-3 p. 1)。

#### イ 理念・目的との適合性

保健医療学部の理念・目的である「幅広い教養と豊かな知識と技術を持ち、専門職としての理念に基づき行動できる人材を育成」(根拠資料2-4 第1条)するため、保健医療学部の1学部の中に、看護学科、理学療法学科、作業療法学科の3学科を置いている。

大学院修士課程の保健医療学研究科には、大学院の理念・目的である「高度な知識と技術、卓越した実践能力と問題解決能力を有する質の高い人材養成を行い、病院、保健福祉施設等へ専門職として輩出する」(根拠資料2-5 第1条)ために、看護学分野、理学療法学分野、作業療法学分野を統合した保健医療学専攻の1専攻を設けている。

なお、看護系大学の急増に伴う看護師のキャリアアップ志向の高まりや看護の質向上の推進などの背景を踏まえ、2016年度より、大学院の理念・目的に沿う専門看護師課程を看護学分野に開設する予定である。

また、附属図書館は、大学の理念・目的である「県民の健康と福祉の向上に寄与す

る」ため、県民に開かれた大学として学外者に対しても利用の便宜を図っている（根拠資料2－6 第6条）。

#### ウ 学術の進展や社会の要請との適合性

もう一つの附属機関である看護実践研究センターは、文部科学省の補助金事業に採択されたことをきっかけとして2014年度に開設し、県内の看護職に対するリカレント教育や研究指導などを行い、県内の看護職の質向上のために貢献している（根拠資料2－7）。

また、山形県の要請を受け、卒業生の県内定着の促進を図るために、求人票等の就職情報を提供するキャリアセンターを2015年度に整備している。

### (2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

#### ア 学内の検証組織

本学の理念・目的の実現に向けて学長が主導する常任理事会（根拠資料2－2 第8条）及び総務調整委員会（根拠資料2－2 第9条、根拠資料2－8 別表）において、教員研究組織の適切性の観点から検証を行ってきた。

具体的には、各学内委員会の検討を踏まえ、常任理事会及び総務調整委員会で検証や改正案件の議論が行われ、教授会の承認を経て（根拠資料2－4 第46条）改正に至る。

また、大学院には理念・目的の達成に向け、研究科委員会が設置され、教授会に相当する組織として運営されている（根拠資料2－5 第42条）。

#### イ 学外有識者の意見の反映

教育研究組織の適切性を隨時検証するため、本法人の定款の規定に基づき設置された、外部委員を3名とする教育研究審議会において、8月を除き毎月開催され、カリキュラム改正案、教員人事その他重要事項について審議がなされている（根拠資料2－1 第18条、第21条）。

例えば、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正に伴い、看護学科では2012年4月1日にカリキュラムの改正を実施したが、変更にあたっては看護学科教員会議で検討を進め、改正内容を教育推進委員会に諮り、承認を経た上で総務調整委員会、教授会に諮り承認を得た。最終的には、教育研究審議会での検討を経て承認を得た後、文部科学省に申請した。

また、本法人は地方独立行政法人法に基づき、中期計画及び年度計画について、自己点検評価し、中期計画の結果を6年ごと、また、年度計画の結果を毎年、山形県公立大学法人評価委員会に報告することとされているが、この自己点検評価を行う過程において、教育研究組織の適切性についても検証を行うこととなる。こうして外部有識者より評価を受け、結果を改善へと反映させている。

## 2 点検・評価

### ●基準2の充足状況

本学の教育研究組織は、本学の理念・目的を実現するために、また、大学院保健医

療学研究科の組織は同研究科の理念・目的を達成するために、それぞれ構成されている。

そして、総務調整委員会、常任理事会、教育研究審議会又は山形県公立大学法人評価委員会で、それぞれの適切性について適宜検証し、必要な見直しを行っていることから、同基準を概ね充足している。

#### ①効果が上がっている事項

学部においては、理念・目的にある「豊かな知識と技術を持つ」医療専門職を多く輩出し、大学院においては夜間の授業開講や長期履修制度なども設け、社会人学生に対して勉学と仕事の両立を図ることができるようなシステムを構築した。

さらに看護実践研究センターでは、地域の看護職対象にリカレント教育や研究指導を行っている。

#### ②改善すべき事項

本学の研究の活性化、地域への優秀な専門職の輩出のために大学院に博士課程を設置することが望まれる。

### 3 将来に向けた発展方策

#### ①効果が上がっている事項

少子高齢化、都会への人口流出等の社会情勢を踏まえ、本県のような地方における公立大学法人の理念・目的を達成するために、2014年度に開設した看護実践研究センターの継続と充実に努めていく。

また、大学院では、社会人入学生が多いことを踏まえて、長期履修制度、土日の集中講義、夜間授業の開講などを取り入れている。今後とも、社会人のニーズを踏まえた体制について、研究科委員会や教育研究審議会で、さらなる充実を検討していく。

#### ②改善すべき事項

大学院博士課程の設置については、2014年度から準備を進め、県内医療施設へのニーズ調査や卒業生へのニーズ調査などを行い、早期設置に向けて準備を進めている。

### 4 根拠資料

- 根拠資料2-1 公立大学法人山形県立保健医療大学定款（既出 根拠資料1-2）
- 根拠資料2-2 公立大学法人山形県立保健医療大学の組織及び運営に関する規則
- 根拠資料2-3 公立大学法人山形県立保健医療大学大学院保健医療学研究科（修士課程）（大学院案内）2015年度版（既出 根拠資料1-4）
- 根拠資料2-4 山形県立保健医療大学学則（既出 根拠資料1-3）
- 根拠資料2-5 山形県立保健医療大学大学院学則（既出 根拠資料1-5）
- 根拠資料2-6 山形県立保健医療大学附属図書館利用規程
- 根拠資料2-7 看護実践研究センターリーフレット
- 根拠資料2-8 公立大学法人山形県立保健医療大学学内委員会規程

## 第3章 教員・教員組織

### 1 現状説明

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編成方針を明確に定めているか。

#### <1>大学全体

本学の教員組織は、中期計画に沿って、教育効果が最大限実現されるよう、教育・研究・地域貢献等について、熱意を持ち取り組めるバランスのとれた質の高い専任教員を配置するように務めるとともに、外部の実践者等を効果的に活用することとしている（根拠資料3－1 第2－1－(2)）。

##### ◎中期計画<抜粋>

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(2) 教育の実施体制の充実

①教員の配置

教育効果が最大限実現されるよう、教員の資質や適性を踏まえた適切な教員配置を行うとともに、充実した講義や実習を行うため、外部の実践者等を効果的に登用する。

この中期計画は、設置団体である山形県が定めた中期目標を達成するために、本法人が、総務調整委員会、経営審議会及び教育研究審議会の審議を経て作成し、2015年3月に山形県知事の認可を受けたものである。

また、大学が求める教員像については、大学設置基準等を踏まえた公立大学法人山形県立保健医療大学教員選考委員会運営要綱及び公立大学法人山形県立保健医療大学教員等選考基準において、教員の職位ごとに能力・資質等を規定している（根拠資料3－2 第3条、別表）。

#### <2>保健医療学部

教員組織の編成方針は明文化されていないが、各学科の教員配置は、本学の教育課程の編成に合わせて構成し、総合基礎教育科目、専門教育科目においては、崇高な人間性、幅広い視野を持った人材育成に主眼を置き、特定の分野に偏らないようにしている。

専門基礎科目のうち、基礎看護学、成人看護学、基礎理学療法学などの領域を持つ専門科目では、各領域に1人から数人の教員を配置し、当該領域における授業、演習、実習等が効果的に計画・実施されるような教員体制を構築している。

#### <3>保健医療学研究科

大学院保健医療学研究科の教員組織の編成方針の明示はされていないが、教員組織は、大学の専任教員の中から大学院修士課程の教育研究ができる能力を有する教員を配置するように努めている。

本研究科の教育を担当できる教員は、その担当する専門分野に関し高度な教育研究

上の指導能力が求められることから、山形県立保健医療大学研究科教員の資格審査要綱及び研究科教員の資格審査基準に基づき審査され、任命されるシステムとなっている（根拠資料3-3、根拠資料3-4）。

## (2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

### <1>大学全体

本学における教員組織の整備に当たっては、(1)で述べた教員組織の編成の考え方についている。

なお、看護研究実践センターについては、特任講師が1名配置されている。

### <2>保健医療学部

大学及び学部の教員組織の編成の考え方に基づき、本学部各学科の教育課程の編成・実施方針に則した科目を担当できる教員を採用し、学部教育に相応しい教員組織編成に努めている。

学部の教育課程に関する重要事項については、教授会で審議されることとされている（根拠資料3-5 第46条、根拠資料3-6）。

#### ア 専任教員数

本学部の専任教員数は、2015年4月1日現在において52名で、その内訳は、学長のほか、看護学科27名、理学療法学科12名、作業療法学科12名である。職階は教授18名（学長を含む）、准教授13名、講師10名、助教11名であり、大学設置基準に定められた必要数（各学科の専任教員数はそれぞれ12名、8名、8名、うち教授数はそれぞれ6名、4名、4名）を満たしている。

専任教員がカバーできない総合基礎教育科目については、専門的な知識を有する研究者又は実務家を非常勤講師として委嘱し、教育の充実を図っている。

非常勤講師の委嘱については、教育推進委員会で発案し、総務調整委員会を経て、教育研究審議会で担当科目等の適合性を審議し決定している。

#### イ 専任教員の学位取得状況

学位の取得状況は、学長を除く専任教員の約98.0%が修士以上の学位を有し、そのうち54.0%の者が博士を保有している。修士のみ保有者は45.1%である。博士の学位については、教授は17名中15名、准教授は13名中7名、講師は10名中3名、助教は11名中2名である（根拠資料3-7）。

現在、学外研修制度を活用して博士課程に在学する専任教員も多く、学位取得を目指している。

#### ウ 専任教員の年齢構成

専任教員の年齢構成については、表3-1のとおりであり、教授で最も多い年代は50歳代後半、ついで60歳代であり、准教授は50歳代が前半と後半が同率で、あわせて46.2%である。ついで40歳代後半が多い。

講師は40歳代前半と40歳代後半と合わせると60.0%であり、40歳代が半数以上である。助教は30歳代前半～40歳代前半までであるが、40歳代前半が45.5%と一番多い。教授の年齢層と助教の半数弱が40歳代前半とやや偏りがあるが、概

ね適正な年齢構成であるといえる。

表3-1 専任教員（学長を除く）の年齢構成 (2015年4月現在)

年代	※教授(17名)	准教授(13名)	講師(10名)	助教(11名)
30歳代前半			1 (10.0%)	4 (36.3%)
30歳代後半				2 (18.2%)
40歳代前半		1 (7.7%)	3 (30.0%)	5 (45.5%)
40歳代後半	1 (5.9%)	4 (30.7%)	3 (30.0%)	
50歳代前半	3 (17.6%)	3 (23.1%)	2 (20.0%)	
50歳代後半	7 (41.2%)	3 (23.1%)	1 (10.0%)	
60歳代	6 (35.3%)	2 (15.4%)		

### 〈3〉保健医療学研究科

大学院の編成方針に基づき、教育課程の編成・実施方針に則した科目を担当できる教員を採用することで、大学院教育に相応しい教員組織編成に努めている。

研究科の教育課程に関する重要事項については、研究科委員会で審議することとしている（根拠資料3-8 第42条、根拠資料3-9）。

本研究科の教員は、学部の専任教員と兼務している。

研究指導教員は、学内の要綱に基づき審査され選抜された分野の領域に関する専門的業績を有する教授・准教授が担当する（根拠資料3-3、根拠資料3-4）。教員構成は毎年度の初めに研究科長が確認を行っている。

研究指導教員、研究指導補助教員、講義・演習担当教員を明確に区分し、研究業績と教育経験を考慮した教員配置を心がけている。各専門領域の教員配置に偏りが生じないように研究科長と各分野の長（学科長兼任）が確認をしている。

大学院生の指導体制は、特別研究においては、主研究指導教員のほかに副研究指導教員（研究指導補助教員）を置き、研究指導を行っている。特別研究の責任は研究指導教員にあり、その他の講義科目については単位責任者が責任を持つ。

#### ア 教員数

研究指導教員は、看護学分野は9名（教授7名、准教授2名）で、理学療法学分野4名（教授のみ）、作業療法学分野5名（教授のみ）である。研究指導補助教員は、看護学分野5名（准教授）、理学療法学分野3名（准教授）、作業療法学分野2名（准教授1名、講師1名）である。講義・演習担当教員は看護学分野4名、理学療法学分野4名（学長を含む）、作業療法学分野3名となっている。教授18名、准教授12名、講師9名の計39名である（根拠資料3-10）。

教授18名のうち16名は研究指導教員の資格を得ている。准教授13名のうち2名は研究指導教員の資格を得ている。

大学院生数は1学年12名定員に対応する大学院設置基準（研究指導教員数6名、うち教授数4名）を満たしている。

#### イ 教員の学位取得状況

取得学位の面からみると研究指導教員、研究指導補助教員、講義・演習担当教員

はすべて修士以上の学位を得ている。うち博士の学位は 66.7%、修士のみは 33.3% である。

#### ウ 教員の年齢構成

教員の年齢構成は 60 歳代 9 名、50 歳代後半 9 名、50 歳代前半 8 名、40 歳代後半 7 名、40 歳代前半 4 名、30 歳代 2 名であり、概ね適正な年齢構成である。

### (3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

#### <1>大学全体

研究科の教員となる教員も含め教員の採用・昇任に関しては、公立大学法人山形県立保健医療大学教員等選考規程（根拠資料 3-11）及び公立大学法人山形県立保健医療大学教員選考委員会運営要綱（根拠資料 3-2）に則り、行っている。

#### <2>保健医療学部

本学の教員の採用にあたっては、公募を原則としている。ただし、学内に候補者がいる場合は昇任人事として採用することがある。学長は、教員の採用が必要となった場合には、教員選考委員会を設置する。教員選考委員会は公立大学法人山形県立保健医療大学教員等選考規程に則り委員 5 名が選定され、任用方針を決定し公募を行う。募集方法は本学のホームページに掲載するほか、国立研究開発法人科学技術振興機構が運営する研究者人材データベースに求人情報を登録することにより行う。応募があった場合は書類審査、面接審査を行い、採用候補者を 1 名選定し学長に報告する。学長は教育研究審議会の議に基づき、任用候補者を決定する。公募がなかった場合、教員選考委員会は今後の方針等について決定し、職務を継続する。

学内教員の昇任人事についても、公立大学法人山形県立保健医療大学教員等選考規程（根拠資料 3-11）及び公立大学法人山形県立保健医療大学教員選考委員会運営要綱（根拠資料 3-2）に基づき、学科長が学長に内申を行うことにより、教員選考委員会を開催して、昇任候補者の審査を行い、教育研究審議会の議を経て決定している。

#### <3>保健医療学研究科

研究科の教員は、すべて学部に所属しているため、大学院が単独で専任教員を採用することはない。

本研究科では、保健医療学部の教員の中から大学院修士課程の教育研究を担当するに相応しい研究上の能力を備えた教員を選考している。研究指導教員、研究指導補助教員、講義・演習担当教員を区別し、それぞれについて、研究科教員の資格審査基準（根拠資料 3-4）により決めている。

研究科教員の資格審査を希望する者の申出により、研究科教員資格審査委員会が開催され、同委員会が研究科教員の資格審査基準に照らして、研究指導教員、研究指導補助教員、講義・演習担当教員の審査を行い、その結果、研究科教員を選考している（根拠資料 3-3）。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

<1>大学全体

教員の資質の向上を図るために、教員業績評価を毎年実施している（根拠資料3-12）ほか、FD研修会を開催している。

<2>保健医療学部

教員業績評価は、教員個人及び本学が担う教育、研究等の一層の向上と活性化を促進し、魅力ある大学づくりを図るために、2010年度に試行し、2011年度以降毎年実施している。

この評価制度は、各教員が教育、研究、社会貢献、大学運営の4分野の業務を定められた範囲以内で、かつ、全体で200%となるように比重の設定を行い、自己評価した結果に対して各学科長が1次評価する。それらの結果と、各学科長と同じように4分野の比重を設定した自らの業務を自己評価した結果とを学長に提出し、学長が最終評価を行うものである（根拠資料3-13）。

2013年度からは極めて優れた業績をあげた教員1名に対し、評価年度の翌年度に表彰状と特別研究費の交付を行っている（根拠資料3-12 第9条、根拠資料3-14）。

本制度については、中期計画において、評価結果を処遇に反映させる仕組み等を検討するとしていることから（根拠資料3-1 第3-3-(2)）、教員業績評価検討委員会（資料3-15）において2015年度より検討を始めることとした。

◎中期計画<抜粋>

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(2) 業績評価制度の改善

教員の業績評価を継続して実施するとともに、内容や評価結果を処遇へ反映させる仕組みを検討するなど、制度の改善・充実を図る。

なお、専任教員の教育・研究業績は別途のとおりである（根拠資料3-16）。

また、本学では、教員の資質の向上を図るために、毎年2～3回FD研修会を開催している（根拠資料3-17）。FD研修会は評価委員会の所掌事項となっている。2015年度から評価委員会にFD部会を設置し、評価委員会委員長、同委員会委員3名、事務局職員1名により、FD・SD研修会を企画し実施している。

さらに、東日本地域の大学・短期大学等の教育改善を推進する「FDネットワーク“つばさ”」に加盟し他大学等との連携も深めている。

FDについては全学的取組み以外でも各学科において取り組んでいる。例えば看護学科では、2010年度は保健師助産師看護師学校養成所指定規則改正に伴う看護学教育のカリキュラムに関するワークショップ、臨地実習指導に関することなどを学科内教務委員会と実習委員会主催で行った。さらに2011年度はポートフォリオについて、2013年度はコーチングについて等のテーマで実習病院の指導者も交えて講演会やグループワークを行い、実習や授業における教員の効果的な教育方法の開発を促してきた。

授業評価については、毎学期末に科目毎に行う学生による授業評価や教員相互の授

業評価なども取り入れ、教員の更なる資質の向上に取り組んでいる（根拠資料3-18、根拠資料3-19）。

教員研修については、教員の教育研究能力の向上及び教育内容・方法等の改善を図るため、職務を通じての研修のほか、学外研修及びサバティカル研修の制度を設けている（根拠資料3-20、根拠資料3-21、根拠資料3-22）。

### 〈3〉保健医療学研究科

研究科として独自に教員の資質向上への取組みは行っていない。

看護学分野では、2012年度から山形大学との共同で大学院FDを開催している（根拠資料3-23）。

また、2015年度は博士後期課程設置に向けて、設置に必要な準備に関する知識を得るために「大学院教育課程の現状と未来」というテーマで外部講師を招き、評価委員会主催によるFD・SD研修会を開催し、教員の意識の啓発と資質の向上に努めた。

## 2 点検・評価

### ●基準3の充足状況

大学が求める教員の能力や資質については明文化され、選考基準に示している。

また、教員の採用に関しては規程等に基づき適正に行われており、学位取得状況や年齢構成も概ね良好と考えられる。さらに教員業績評価制度も実施しており、教員のさらなる資質・能力向上のためのFD活動も毎年、全学的に取組みがなされている。このようなことから、同基準を概ね充足している。

#### ①効果が上がっている事項

##### 〈1〉大学全体・保健医療学部

教員の職階においては数的にバランスがとれており、教員の退職等の異動も少なく教授、准教授も教育研究経験歴の長い教員が多いことから、学部の教育を円滑に推進できている。

教員の資質の向上のためのFD活動では、教員の関心の高い、また高等教育の動向を踏えたトピックスを取り上げて講演やディスカッションを行い、教員の資質の向上への取組みを充実させることができている。

教員評価は2013年度に優れた業績をあげた教員に対する表彰制度を設け、教員のモチベーションを上げることにつながるシステムを構築した。

##### 〈2〉保健医療学研究科

看護学分野では山形大学医学部看護学科の大学院の教員と共同で、毎年1回FD研修会を行い、相互の交流を図ることができている。また、修士論文に関する研究計画や中間の進捗状況発表会は、3分野の教員が合同で大学院生に対するアドバイスなどをを行うことから、教員が他分野の研究方法などを理解することにつながっている。

#### ②改善すべき事項

##### 〈1〉大学全体・保健医療学部

教員像を含め、教員編成方針を明文化する必要がある。

教員相互の授業評価の参加者が少ない状況が続いていることから、教員には参加を

促しているが効果があがっていない。

教員業績評価に関しては、評価内容に応じたバランスのとれた評価となっているか、教員の自己評価がどの程度反映されているか、処遇にどのように反映するのか等について検討する必要がある。

#### <2>保健医療学研究科

研究科の教員編成方針を明文化する必要がある。

大学院の教員の選定にあたっては、要綱に基づき実施されているが、現在要綱の内容や選定結果が研究科長、学科長等以外に開示されていないため、大学院教員の審査依頼等において不便が生じている。また、大学院教員が学部教育を兼ねているため、業務が過重になっている。

### 3 将来に向けた発展方策

#### ①効果が上がっている事項

##### <1>大学全体・保健医療学部

教員組織については、大学の理念・目的及び教育目標を達成するに相応しい人材の採用、人数構成及び職階構成等についてさらに検証を行っていく。

教員の資質の向上に関しては、FD活動及び教員業績評価などを継続的に進め、評価委員会や教員業績評価検討委員会において、これらの検証を十分に行っていく。

##### <2>保健医療学研究科

山形大学医学部看護学科の大学院とのFD研修会や、修士論文に関する研究計画や中間の進捗状況発表会を継続していく。

#### ②改善すべき事項

##### <1>大学全体・保健医療学部

各学科会議、教授会及び教育研究審議会で検討し、教員編成方針を明文化する。

教員相互の授業評価について、評価委員会において、参加者が少ない理由を検証し、対応策を検討する。

教員業績評価制度における適正な評価について、教員業績評価検討委員会において、他大学との比較も行い、よりよい業績評価制度に向けて改善を重ねていくように努める。

##### <2>保健医療学研究科

研究科委員会及び教育研究審議会で検討し、研究科の教員編成方針を明文化する。

大学院の教員の選定に係る要綱や選定結果を開示する方法について、また、学部教育を兼ねている大学院の教員の業務がバランスをとれるようなシステム作りについて、研究科委員会において検討していく。

### 4 根拠資料

根拠資料3-1 公立大学法人山形県立保健医療大学中期計画（既出 根拠資料1-13）

根拠資料3-2 公立大学法人山形県立保健医療大学教員選考委員会運営要綱

根拠資料3-3 山形県立保健医療大学研究科教員の資格審査要綱

根拠資料3-4 研究科教員の資格審査基準

- 根拠資料 3－5 山形県立保健医療大学学則（既出 根拠資料 1－3）
- 根拠資料 3－6 山形県立保健医療大学教授会規程
- 根拠資料 3－7 専任教員の学位取得状況
- 根拠資料 3－8 山形県立保健医療大学大学院学則（既出 根拠資料 1－5）
- 根拠資料 3－9 山形県立保健医療大学大学院研究科委員会規程
- 根拠資料 3－10 研究科教員の資格保有状況
- 根拠資料 3－11 公立大学法人山形県立保健医療大学教員等選考規程
- 根拠資料 3－12 公立大学法人山形県立保健医療大学教員業績評価に関する規程
- 根拠資料 3－13 教員業績評価実施要領
- 根拠資料 3－14 教員業績評価最優秀者表彰制度実施要領
- 根拠資料 3－15 公立大学法人山形県立保健医療大学教員業績評価制度検討委員会規程
- 根拠資料 3－16 専任教員の教育・研究業績
- 根拠資料 3－17 F D研修会開催実績（平成22～27年度）
- 根拠資料 3－18 山形県立保健医療大学授業評価実施規程
- 根拠資料 3－19 平成24～26年度の教員相互の授業評価実績
- 根拠資料 3－20 公立大学法人山形県立保健医療大学職員研修規程
- 根拠資料 3－21 公立大学法人山形県立保健医療大学教員学外研修要綱
- 根拠資料 3－22 公立大学法人山形県立保健医療大学教員サバティカル研修要綱
- 根拠資料 3－23 大学院F Dの開催状況

## 第4章 教育内容・方法・成果

### 第1節 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

#### 1 現状説明

##### (1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

###### <1>大学全体

保健医療学部は、山形県立保健医療大学学則で卒業要件と学位を規定している。開学時に教育目標を制定し、それに基づく学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定めて明示している。保健医療学研究科においても、学則で修了要件と学位を規定するとともに、ディプロマ・ポリシーを定めて明示している。

###### <2>保健医療学部

2000年の開学時に教育目標を制定した（根拠資料4-1-1 p. 1）。2012年、看護学科の教育課程改正に伴い、看護学科のディプロマ・ポリシーを定めた。その後、2013年、理学療法学科及び作業療法学科もディプロマ・ポリシーを定めた。教育目標は3学科共通であるが、ディプロマ・ポリシーは各学科の特徴を踏まえて個別に定めている。策定に際しては、各学科の案を教育推進委員会、教授会に諮り、決定している。また、山形県立保健医療大学学則に、卒業要件と学位を規定している（根拠資料4-1-2 第29条、第30条）。

#### 山形県立保健医療大学 教育目標

- 1 社会や人間の尊厳を理解し、人々と共に感じ適切に対応できる人間性豊かな人材の育成
- 2 科学的知識に裏付けられた高度な専門的技術と倫理的判断力を有する人材の育成
- 3 多様な保健医療専門職の役割を理解し、チーム医療に必要な諸能力を備え、実践できる人材の育成
- 4 絶えざる向上意欲と自ら研究する姿勢を身につけ、課題の究明に創造的に取り組む人材の育成
- 5 国際的視野を持ち活躍できる人材の育成
- 6 地域の保健医療の水準の向上に貢献できる人材の育成

#### 看護学科 ディプロマ・ポリシー

看護学科の教育理念に基づき、所定の単位を修得し、次の能力を身につけた学生に学士（看護学）の学位を授与する。

- 1 人間の尊厳を理解し、倫理観に基づき責任ある行動ができる。
- 2 多様な知識と看護に求められる専門的技能を修得し、看護活動に取り組める能力を身につけている。
- 3 医療チームの一員としての役割を果たすために必要なコミュニケーション能力を身につけている。
- 4 知的好奇心をもって、問題をみつけ、考え、解決に向けて継続的に学習する能力

を身につけている。

- 5 多様な文化と価値観を理解し、国際的な視野から、健康問題を捉える能力を身につけている。
- 6 地域の保健医療の水準の向上に貢献できる基礎的能力を身につけている。

#### **理学療法学科 ディプロマ・ポリシー**

理学療法学科の教育理念に基づき、所定の単位を修得し、次の能力を身につけた学生に学士（理学療法学）の学位を授与する。

- 1 人の尊厳と多様な価値観を理解し、高い倫理観をもって健康を支援していく能力を有している。
- 2 理学療法士として必要な専門的知識と技術を修得し、人の身体機能上の問題に対して、根拠に基づく論理的思考をもって解決する能力を有している。
- 3 人を支援する専門職の一員として自己の責任を自覚し、多職種間の信頼関係を構築し、協働する能力を有している。
- 4 国際的な広い視野から問題を捉え、解決する意欲と能力を有している。
- 5 知識と技術の向上のために、自ら学び、鍛錬する意欲と能力を有している。
- 6 医学の進歩と社会システムの複雑化を見据え、自己の専門性を発揮して地域社会に貢献する意欲と能力を有している。

#### **作業療法学科 ディプロマ・ポリシー**

本学学則所定の作業療法学科教育課程の卒業単位を修得し、教育目標を達成できたらと判断できる以下の学生に学士（作業療法学）の学位を授与する。

- 1 対象者をはじめ協働する職種と良好な人間関係を構築することができる人間性豊かなコミュニケーション能力を有し、専門職として責任のある行動ができる。
- 2 人間を身体的・精神的・社会的側面から総合的に理解する専門的な思考法を身に付け、作業療法を医療機関や福祉施設のみならず、対象者が生活する地域の中で実践できる。
- 3 対象者の心身機能・活動・参加という生活機能全体を、対象者を取り巻く環境にも目を向けながら、科学的・創造的に思考し探求できる。
- 4 多様な価値観や国際化につながる視野を有する専門職として、他の専門職および関わる人々と連携しながら保健・医療・福祉の向上に寄与できる。
- 5 卒業後、対象者の生活を総合的に支える人材として活動できる。

### **<3>保健医療学研究科**

研究科は 2004 年に開設した。教育目標は、学生便覧・授業概要に掲載されている「教育課程の考え方」に示している（根拠資料 4-1-3 p. 1）。この「教育課程の考え方」（研究科の教育目標）に基づき、2011 年 2 月の教育推進委員会大学院部会、研究科委員会で検討し、ディプロマ・ポリシーを定めた（根拠資料 4-1-3 p. 2）。

なお、2016年度に看護学分野に専門看護師課程の設置を予定している。これに伴い、2015年度に教育推進委員会大学院部会、研究科委員会でディプロマ・ポリシーの改正を検討した。認可されれば、2016年度より改正することとなる。山形県立保健医療大学大学院学則及び山形県立保健医療大学学位規程で、修了要件と学位を規定している（根拠資料4-1-4 第25条、第26条、根拠資料4-1-5 第2条、第4条）。

#### 山形県立保健医療大学大学院 教育課程の考え方（教育目標）

- 1 科学的思考に基づく高度な専門的知識と技術を有する人材の育成
- 2 国際性のある視野の広い実践者、教育者及び研究者の育成
- 3 創造性豊かな発想や、専門職の発展に向けて自律的に行動できる能力を持った職業人の育成
- 4 地域の保健医療においてチーム医療の指導的役割を担える人材の育成

#### 山形県立保健医療大学大学院 ディプロマ・ポリシー

- 1 臨床や教育、研究の場において、課題を発見し、解決していくために、幅広い高度な専門知識を活用して、科学的に思考することができる。
- 2 保健・医療・福祉の向上に、責任感を持ち、課題を見出し、その解決に向けて積極的に貢献する姿勢を持つことができる。
- 3 自らの研究について、的確に表現し、意見を交換することができる。

#### 山形県立保健医療大学大学院 ディプロマ・ポリシー（2016年度以降案）

- 1 臨床や教育、研究の場において、課題を発見し、解決していくために、幅広い高度な専門知識を活用して、科学的に思考することができる。専門看護師課程選択では、専門分野における高度な看護実践をすることができる。
- 2 保健・医療・福祉の向上に、責任感を持ち、課題を見出し、その解決に向けて積極的に貢献する姿勢を持つことができる。
- 3 自らの研究について、的確に表現し、意見を交換することができる。

#### (2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

##### <1>大学全体

保健医療学部、保健医療学研究科ともに、教育目標及びディプロマ・ポリシーに基づいたカリキュラム・ポリシーを定めて明示している。

##### <2>保健医療学部

看護学科は、2012年の教育課程の変更時に、ディプロマ・ポリシーの検討とあわせて、カリキュラム・ポリシーを検討した。理学療法学科及び作業療法学科は、2012年のディプロマ・ポリシーと一緒に、カリキュラム・ポリシーを検討した。各学科、教育推進委員会での検討、教授会での審議を経て、2013年にカリキュラム・ポリシーを定め、学生便覧に明示するとともに本学のホームページにて公開している（根拠資

料4－1－1 p. 2)。

#### 看護学科カリキュラム・ポリシー

看護学科ディプロマ・ポリシーに基づき、以下のようなカリキュラム編成とする。

- 1 多様な知識、多様な文化や価値観を理解するため、「人間の理解」「生命科学・健康の理解」「社会・環境の理解」「文化・コミュニケーションの理解」から構成する総合基礎教育科目を設置する。
- 2 専門科目の基盤として必要な人体や病態を理解する科目と、社会福祉制度の原則を理解する科目を、専門基礎科目に設置する。
- 3 看護を実践するための基本となる能力、看護ケアの展開能力、看護実践の中で研鑽する能力を修得する科目を設置する。それを効果的に修得するために概論、方法論と実習を配置する。
- 4 保健師教育、助産師教育はいずれかの選択制とする。看護師、保健師、助産師それぞれの専門性と、相互の連携協働に関する必修科目を2年次に、保健師選択または助産師選択科目を3年次以降に配置する。
- 5 学生の主体的な学習時間を確保するため、内容の統合を図る。

#### 理学療法学科カリキュラム・ポリシー

理学療法学科ディプロマ・ポリシーに基づき、以下のようなカリキュラム編成をする。

- 1 人間、生命・健康、社会・環境、文化・コミュニケーションへの理解を深めるため、総合基礎教育科目を設ける。
- 2 専門科目の基盤として人体の構造、機能、病態を理解する科目と、障がいや社会福祉を理解し、多職種間で協働する能力を養う科目を、専門基礎科目に設ける。
- 3 理学療法の臨床および研究活動に必要な知識、技術、問題解決能力を修得するため専門科目を設ける。
- 4 高度で専門的な内容に段階的に進めるよう、総合基礎教育科目・専門基礎科目・専門科目の履修順序を体系的に編成する。
- 5 学生の主体的な学習を促すために、講義、実技、演習、ゼミナール等の組み合わせを工夫し、科目に適した授業を編成する。
- 6 國際的な視野から理学療法を捉える能力を身につけるため、英語文献や英文記述を多用する。

#### 作業療法学科カリキュラム・ポリシー

作業療法学科では、様々な対象者に対して、多様なアプローチを用いた支援を行うことができる優れた作業療法士を養成するためにカリキュラムを構成する。

- 1 作業療法の実践に必要な豊かな人間性と倫理性、基盤となる資質や能力を身につけるために、総合基礎教育科目を設ける。
- 2 作業療法学を自ら探求する動機づけと継続的に学習する基盤づくりのために、専

門基礎科目を設ける。

- 3 作業療法の基本的な思考・知識・技術・態度を修得するために、専門科目を設ける。
- 4 3年次まで教育課程で学んだ知識、技能、態度と作業療法過程を、実習施設において指導者による指導を受けながら作業療法の実践を行い、実践に適合した知識、技能、態度の統合を達成できるようにするために、臨床実習を設ける。
- 5 主体的に科学的・創造的探求ができる能力を身につけるため、卒業研究を配置する。
- 6 保健・医療・福祉などの各領域と連携、協働するための能力を身につけるために、チーム医療論等を設ける。
- 7 国際化につながる視野を広げ、海外での作業療法の実践に道をひらけるように、世界作業療法士連盟の認定校の基準を満たす教育課程を編成する。

### <3>保健医療学研究科

学位授与方針に基づき、教育推進委員会大学院部会、研究科委員会で検討し、2013年にカリキュラム・ポリシーを定めた(根拠資料4-1-4 p.2)。なお、2016年度に看護学分野に専門看護師課程の設置を予定している。これに伴い、2015年度に教育推進委員会大学院部会、研究科委員会でカリキュラム・ポリシーの改正案を作成した。認可(2015年予定)後、変更する予定である。

#### 大学院カリキュラム・ポリシー

高度な知識と技能を有し、幅広い視野を持つ実践者、教育者及び研究者を育成するために、教育課程を、共通科目・専門支持科目・専門科目の3つに大別して編成している。

- ・共通科目には、研究活動の基礎となる研究法と保健医療の基盤的知識等を学ぶための科目を配置する。
- ・専門支持科目には、各分野の専門科目を学んでいく上での基礎となるとともに、学生の教育・研究の深化を可能とし幅広い視野を養うための特論を配置する。
- ・専門科目には、分野ごとに専門知識の修得を目的とした特論・特論演習のほか、修士論文の作成に向けた、特別研究を配置する。

#### 大学院カリキュラム・ポリシー 2016年度改正案

高度な知識と技能を有し、幅広い視野を持つ実践者、教育者及び研究者を育成するために、教育課程を、共通科目・専門支持科目・専門科目の3つに大別して編成している。

- ・共通科目には、研究活動の基礎となる研究法と保健医療の基盤的知識等を学ぶための科目を配置する。
- ・専門支持科目には、各分野の専門科目を学んでいく上での基礎となるとともに、学生の教育・研究の深化を可能とし幅広い視野を養うための科目を配置する。

- ・専門科目には、分野ごとに専門知識の修得を目的とした特論・特論演習のほか、修士論文の作成に向けた、特別研究を配置する。専門看護師課程選択では、専門分野における高度な看護実践能力の獲得に必要な知識と技術の修得を目的とした演習や実習および課題研究を配置する。

**(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。**

**<1>大学全体**

学生や教職員に配布する学生便覧や大学案内の冊子、大学のホームページに掲載し、周知している。

**<2>保健医療学部**

学生便覧に、教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを掲載し、新入生入学時オリエンテーションや教育上の指導の際に学生に説明している（根拠資料4-1-1 p.1-2）。学生便覧は、毎年、教職員にも配布している。

大学のホームページには、教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びカリキュラムマップを掲載しており（根拠資料4-1-6）、大学案内のパンフレット及び学生募集要項には、教育目標を掲載している。

**<3>保健医療学研究科**

学生や教職員に毎年配布する学生便覧に、「教育課程の考え方」（教育目標）、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを掲載している（根拠資料4-1-3 p.1-2）。

大学のホームページにも、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを掲載している（根拠資料4-1-7）。

**(4) 教育目標、学士授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。**

**<1>大学全体**

教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの適切性についての定期的な検証に関しては、教育推進委員会が担当している。改正する際には、各学科での検討を踏まえ、教育推進委員会で改正案を立案し、教授会（学部）、または研究科委員会（大学院）の審議を経て、最終的に学長が決定する。

検証のため、学生に対して種々のアンケートを実施し、改善に向けた根拠資料としている。また、2012年に看護学科が、2014年には理学療法学科及び作業療法学科が第三者評価を受審した。

**<2>保健医療学部**

教育目標は、2000年の開学時に策定した。開学以降教育目標の改正は行っていない

いが、医療保健専門職の役割、地域からのニーズからみて大学の理念・目的に基づく教育目標に大きな齟齬があるとは考えにくい。

看護学科では、2012年度に日本看護系大学協議会による看護学専門分野別評価の試行評価を受審し（根拠資料4-1-8）、看護学学士課程の教育理念、教育課程、教育活動、教育を支える研究活動、教員の教育・研究評価、教育能力開発のための取組みについては、「B：満たしている」、教育の効果については「C：改善の余地がある」と評価を受けた。改善の余地として、「学生が教育目標に対する到達状況を自己評価する体制がないこと」、「卒業時の到達レベルの確認体制が整っていないこと」が指摘された。

また、2014年10月に理学療法学科が、11月に作業療法学科がリハビリテーション教育評価機構によるリハビリテーション教育評価認定審査を受審した。理学療法学科、作業療法学科ともに、リハビリテーション教育に必要なすべての評価基準を満たしていると判定され、特に優れた点として、理学療法学科では、「教育成果として、国家試験合格率・就職率が大変高い」とことと「教育課程の中に『チーム医療論』を設けるなど多職種によるグループ実習を行っている」ことが、作業療法学科では「積極的な高大連携の充実により、受験倍率も高水準を維持していること」が挙げられた（根拠資料4-1-9、根拠資料4-1-10）。また、作業療法学科では、同時期に世界作業療法士連盟の養成校審査を受審し、認定校として開学から4度目の更新が認められた（根拠資料4-1-11）。

2014年度には、本学評価委員会が卒業生を対象に学習成果アンケートを実施し、各学科のディプロマ・ポリシー達成度や大学教育を通して身についた能力、本学の教育に対する学生の評価・満足度等についての調査結果を全教員に公表している（根拠資料4-1-12）。調査結果にみられた、各学科のディプロマ・ポリシーの達成率の高さや教育課程・内容に対する肯定的回答の多さから、ディプロマ・ポリシー やカリキュラム・ポリシーは、おおむね適正であると判断できる。しかし、看護学科では、「地域の保健医療の水準の向上に貢献できる基礎的能力」と「国際的な視野から、健康問題を捉える能力」において、それぞれ20%と13.8%が、理学療法学科では、「国際的な広い視野から問題を捉え、解決する意欲と能力」において20%が「あまり身につかなかった」と回答していた。このように少数であっても本学の教育課程に課題を提供する意見や改善を求める要望もあるため、これらに関して真摯に受けとめ、改善策を検討していく必要性がある。卒業生を対象とした学習成果アンケートは、2015年以降も、各委員会の要望も含めて質問項目を検討しながら、毎年実施する予定である。

### 〈3〉保健医療学研究科

研究科における教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの適切性についての検証は、教育推進委員会大学院部会で担当している。2016年度に、看護学分野における専門看護師課程の設置予定に伴い、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーについて、各分野の意向を踏まえ、教育推進委員会大学院部会で変更案を作成し、研究科委員会で審議した上で学長の承認を得ている。専門看護師課程

の目的やその教育内容を踏まえ、2016年度から変更する予定である。

## 2 点検・評価

### ●基準4（教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針）の充足状況

山形県立保健医療大学学則及び山形県立保健医療大学大学院学則で、卒業・修了及び学位について規定している。さらに、教育目標に基づくディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを明示し、それらを教職員・学生及び社会に公表している。

教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの適切性に関しては、外部評価や学部の卒業生を対象とした学習成果アンケート調査の結果から適正と考える。

#### ①効果が上がっている事項

##### <1>保健医療学部

開学時に3学科共通の教育目標を制定した。その後、教育目標を踏まえ、学科ごとに検討し、学科ごとのディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを定め、2014年から学生便覧等に掲載し周知が図られている。カリキュラム・ポリシーはそれぞれの職種の特徴に応じ、学科の独自性のある教育の基盤となっている。

##### <2>保健医療学研究科

教育推進委員会大学院部会で検討し、2011年に「教育課程の考え方」（研究科の教育目標）を踏まえたディプロマ・ポリシーを、2013年にカリキュラム・ポリシーを策定した。また、2016年度に設置予定の専門看護師課程に合わせてカリキュラム・ポリシーの見直しを行った。

#### ②改善すべき事項

##### <1>保健医療学部

教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの適切性に関して、毎年のP D C Aサイクルによる検証には至っていない。

##### <2>保健医療学研究科

教育目標は、学生便覧・授業概要に掲載されている「教育課程の考え方」に示されているが、カリキュラム・ポリシーとの混同を避けるため、表記を「教育目標」に改める必要がある。また、各ポリシーに対する学生からの意見や要望に関して未調査である。

## 3 将来に向けた発展方策

#### ①効果が上がっている事項

##### <1>保健医療学部

それぞれの職種の特徴に応じ、学科の特徴を生かす教育の基盤となっているディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを、教職員と学生一人一人が認識できるよう、F D活動や年度初めの学年オリエンテーション等の機会を通して、周知徹底していく。

##### <2>保健医療学研究科

学部同様、教職員と学生一人一人が認識できるよう、広く周知していく。

## ②改善すべき事項

### <1>保健医療学部

教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの適切性を、学習成果アンケート調査結果等を参考にして、教育推進委員会等で毎年継続的に検証していく。

### <2>保健医療学研究科

学生便覧・授業概要に掲載されている「教育課程の考え方」を、「教育目標」として表記及び文面を改正し、ホームページ等で積極的に公表していく。また、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの適切性を教育推進委員会大学院部会等で定期的、継続的に検証し、改善につなげる。そのために、各ポリシーに対する学生からの意見や要望に関して調査を行う。

## 4 根拠資料

- 根拠資料 4－1－1 学生便覧（既出 根拠資料 1－7）
- 根拠資料 4－1－2 山形県立保健医療大学学則（既出 根拠資料 1－3）
- 根拠資料 4－1－3 保健医療学研究科 学生便覧・授業概要（既出 根拠資料 1－6）
- 根拠資料 4－1－4 山形県立保健医療大学大学院学則（既出 根拠資料 1－5）
- 根拠資料 4－1－5 山形県立保健医療大学学位規程
- 根拠資料 4－1－6 山形県立保健医療大学ホームページ（教育目標、各学科のカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシー）  
<http://www.yachts.ac.jp/off/daigakugaiyou/kyouikumokuhyou.html>  
<http://www.yachts.ac.jp/faculty/ns/kango-policy.html>  
<http://www.yachts.ac.jp/faculty/pt/rigaku-policy.html>  
<http://www.yachts.ac.jp/faculty/ot/sagyo-policy.html>
- 根拠資料 4－1－7 山形県立保健医療大学ホームページ（大学院カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシー）  
<http://www.yachts.ac.jp/graduate/daigakuin-policy.html>
- 根拠資料 4－1－8 山形県立保健医療大学に対する評価報告書（平成 24 年度日本看護系大学協議会看護学専門分野別評価結果）
- 根拠資料 4－1－9 リハビリテーション教育評価機構 教育評価認定審査結果について（理学療法学科）
- 根拠資料 4－1－10 リハビリテーション教育評価機構 教育評価認定審査結果について（作業療法学科）
- 根拠資料 4－1－11 日本作業療法士協会および世界作業療法士連盟（W F O T）への学校名登録について（作業療法学科）
- 根拠資料 4－1－12 平成 26 年度卒業生学習成果アンケート調査結果

## 第2節 教育課程・教育内容

### 1 現状説明

#### (1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

##### 〈1〉大学全体

各学科のカリキュラム・ポリシーに基づき総合基礎教育科目、専門基礎科目、専門科目ならびに実習を配置している。総合基礎基礎科目では、人として、また医療職としての教養を高める授業を多く配置している。専門基礎科目と専門科目では、学生が段階的に知識や技術を習得できるよう、各学科とも科目間の関連性、順次性に配慮して配置している。また、各医療専門職への理解を早期に深め、修学意欲を高めるために、各学科とも1年次から臨床現場に触れる実習を配置している（根拠資料4-2-1）。これらの編成内容は学科別にカリキュラムマップで示している（根拠資料4-2-2）。専門科目では、国家試験受験資格を満たすため多くが必修科目であるが、総合基礎教育科目と専門基礎科目では、選択科目を多く配置し、学生の興味に応じて選択できるように配慮している。

研究科においても、「履修指導及び研究指導の方法・スケジュール」（根拠資料4-2-3 p. 5）に従い、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた時間割（根拠資料4-2-4 p. 5）を組み、履修と研究活動が円滑に進展するよう配慮している。

##### 〈2〉保健医療学部

###### ア 教育課程改正の変遷

2012年、看護学科は保健師助産師看護師養成所指定規則の改正に伴い、教育課程を改正した。改正前の教育課程では、全員が「看護師と保健師」の国家試験受験資格が得られ、選択で「助産師」の国家試験受験資格が得られる要件としていた。2012年の改正で、「看護師と保健師」あるいは「看護師と助産師」の国家試験受験資格を得る要件に変更した。2015年度には、文部科学省の補助金事業である課題解決型高度医療人材養成プログラムに採択された「山形発・地元ナース養成プログラム」による学士課程教育の取組みとして、地元ナース養成のための科目を新設し、既存科目についても地元医療福祉の内容を強化する実習内容の再編を行っている。

理学療法学科、作業療法学科では、2010年のカリキュラム改正以降は指定規則の改正が行われていないため、科目の新設、変更等を伴う大きな教育課程の改正は行っていない。しかし、まもなく改正が行われることが予想されるため、改正に合わせて、より充足したカリキュラムを構築できるよう、両学科とも改善すべき課題の抽出作業を行っている。

###### イ 教育課程の適切性の検証

教育課程全体の構成や将来構想については、各学科の意向を踏まえ、学部教育課程検討委員会で検討している。教育課程や履修に関する事、試験や単位認定、進級に関する事、実習の全体調整に関する事は、各学科の意向や要望を踏まえ、教育推進委員会で検討及び調整を行っている（根拠資料4-2-5 別表）。学科

等から授業内容に関する要望が生じた場合は、教育推進委員会委員と当該授業担当者で協議し、改善を図っている。教育課程の見直しや単位認定、進級、規程の変更等の重要課題に関しては、各委員会で検討後、教授会において審議し、学長が決定する。

## ウ 本学の教育課程の特徴

### (ア) 授業科目の区分

授業科目は、総合基礎教育科目と専門教育科目で構成され、専門教育科目はさらに専門基礎科目と専門科目に分類される（根拠資料4-2-6 p. 5-6）。

### (イ) 卒業要件と国家試験受験資格

看護学科の卒業要件は139単位、理学療法学科は124単位、作業療法学科は126単位で、新入学生に配布する「学修案内」にその詳細を明示している（根拠資料4-2-7 p. 6）。

卒業要件に示されている単位を取得すると、看護学科は「看護師と保健師」あるいは「看護師と助産師」の国家試験受験資格を得ることができる。助産師選択は10人の定員としているので、助産師国家試験に係る科目の多くは、履修学生数制限科目としている。2年次の終わりに学生の希望を調査した後、履修資格試験を実施し、助産師選択学生を決めている。また、理学療法学科は理学療法士、作業療法学科は作業療法士の国家試験受験資格を得ることができる。

### (ウ) 臨地・臨床実習の重視

看護学科は、保健師選択では26単位、助産師選択では31単位、理学療法学科は22単位、作業療法学科では21単位と各学科とも2割程度が臨床現場での実習であり、臨地・臨床実習が重要な位置付けとなっている。どの実習も臨床の場で実践活動を行うため、対象者の尊厳を守り、倫理観を持って、根拠のあるケアや治療技術を提供できるよう、講義、演習、実習を体系的に配置している。実習科目によっては先修条件指定科目の設定や客観的臨床能力試験（OSCE）を実施し、実習に必要な知識技術等を修得していることを確認した後、実習に送り出すようにしている。

### (エ) 順次性に配慮した体系的編成

教養を高める総合基礎教育科目や医療、福祉の基盤的な知識を養う専門基礎科目は3学科とも、チーム医療論を除いて1、2年次で履修するように配置し、専門科目の多くは2年次以降に配置している。このように、教養や医療、福祉の基礎的な知識を高めた上で、専門的な知識、技術等を段階的に高めていくことができるよう編成している。しかし、早期から各々の医療専門職に対する意識や興味を高めるために、専門科目の基礎的な教科と実習は3学科とも1年次から配置している。

### (オ) 研究・問題解決能力の育成

各学科とも、卒業後の研究活動や問題解決能力、プレゼンテーション能力を培うべく、3年次から研究方法に関する授業が配置されており、4年次には卒業研究の科目を設定している。研究指導教官による指導の下で、各人が長期に渡り、研究計画の設定から調査や実験の実施、結果の分析、考察、結論までの一連の過

程を学ぶとともに、学内での発表と卒業論文の作成までを行う。発表会は、他学科や実習関連施設にも公開している。

#### (カ) 学科を超えた交流

総合基礎教育科目と専門基礎科目の多くは、3学科あるいは2学科共通の選択科目として配置することで、職種を異にする各学科の学生が互いの職種を理解し、保健・医療・福祉の場で互いに連携、協働していく基盤を培うことができるよう配慮している。

### エ 各科目群の構成

#### (ア) 総合基礎教育科目

総合基礎教育科目は、保健医療職の基盤となる全人的な人間の理解とその人間を取り巻く社会への理解を深めるために必要な、幅広い教養と豊かな人間性を涵養する科目を配置している。人間の理解が7科目、生命科学・健康の理解が6科目、社会・環境の理解が7科目、文化・コミュニケーションの理解が12科目（看護学科）または9科目（理学療法学科、作業療法学科）の4つの枠組みで構成している。

基盤となる自然科学及び自然科学演習を全ての学科で必修としているが、その他の科目は、基本的には選択科目とし、学生の主体性を尊重している。ただし、国際的視野を持つ人材を養成するという教育目標に基づき、3学科とも外国語科目から5単位以上を選択することを卒業要件に加えている。

3年次以降は各学科とも長期の実習が組まれるため、総合基礎教育科目の履修が困難である。このため、計画的にもれなく履修できるよう、「学修案内」にて開講学年のガイドを示している。

#### (イ) 専門基礎科目

専門基礎科目は、各専門科目の基盤となる人体の構造や病態、種々の障がい、社会福祉等を理解するとともに、多職種間で協働する能力を養う科目を配置している。

専門基礎科目を構成する科目として2017年度入学生では、看護学科が26科目、理学療法学科が28科目、作業療法学科が29科目を設定している。多くは3学科共通の科目で、2学科または3学科合同の授業を開講している。各領域に欠かせない科目が多くを占めるため必修科目が多いが、各学科とも4分の1～3分の1程度の科目を選択とし、学生の主体性を尊重している。

#### (ウ) 専門科目 看護学科

専門科目は、カリキュラム・ポリシーに従って、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、母性看護学、小児看護学、精神看護学、在宅看護学を体系的に配置している。早期から看護学や対象の理解について学べるように、1年次前期から基礎看護学を配置し、1年後期からは対象別の看護学を配置している。そして保健師養成として公衆衛生看護学、助産師養成として助産学に関する科目を配置している。さらに看護学の発展的な内容として発展看護、看護特論を置いている。

看護学科は、看護師国家試験のほか、保健師国家試験受験資格または助産師国家試験受験資格のいずれかを選択する。公衆衛生看護学の公衆衛生看護学概論、

基礎保健学、保健医療福祉政策論、及び助産学の基礎助産、性と生殖、性と生殖の看護を全員が履修したうえで、学生自身が保健師と助産師いずれか関心のあるほうを選択できるようにしている（根拠資料4－2－8）。

2015年度から、「山形発・地元ナース養成プログラム」による教育課程を開始し、地元を理解し、他職種連携を効果的に活用できるような能力を高めるユニークな科目を、看護特論に3科目新設している。

専門科目は原則として、概論、方法論、実習で組み立てている。概論は、主に対象の理解と基盤となる理論などを学習し、方法論では看護実践に必要な基礎的な知識と技術について学習する。実習は、1年次で基礎看護学実習Ⅰ及び老年看護学実習Ⅰ、2年次で基礎看護学実習Ⅱ及び小児看護学実習Ⅰを配置した後、3年次、4年次に対象別の看護学実習を配置し、各年次の既習レベルに合わせて行っている。

3年次編入生に対しては、他の学生と順序性が異なるので、これに配慮した履修指導をし、効果的な学習となるようにしている。

#### (イ) 専門科目 理学療法学科

専門科目は、カリキュラム・ポリシーに基づき、評価や治療の基本となる知識や技術を学ぶ基礎理学療法学と6つの障がい別授業、さらに、理学療法における最新の知見や研究方法を学べるように発展理学療法学を設定している。理学療法の障がい別授業は、運動障がい論、神経障がい論、発達障がい論、老年期障がい論、内部障がい論、生活障がい論で構成されており、各障がいに関する基礎的知識や技術の学習の上に理学療法各論を学ぶことができるよう、順次的に配置している。また、習得した専門的知識や技術を統合整理し、臨床における問題解決能力を高めるために、各領域に特別講義等を配置している。

理学療法の研究に関しては、3年次前期に理学療法研究法を開講し、研究の意義や概要、文献検索の方法を教授している。3年次後期の理学療法研究法演習では、卒業研究に向けて、研究計画の立案等をゼミナール形式で行う。4年次の卒業研究では、研究計画に沿って主体的に研究を遂行し、研究結果をまとめた卒業論文の提出とともに、口頭及びポスター形式での発表を行う。

理学療法臨床実習はⅠ～Ⅳで構成されており、Ⅰは1年次に、Ⅱは3年次後期、Ⅲ、Ⅳは4年次に配置している。臨床実習Ⅰは1週間の見学実習、Ⅱは4週間の評価実習、Ⅲ、Ⅳは治療までの総合実習で、期間、内容とも段階的に難易度が高まるよう配置している。

#### (オ) 専門科目 作業療法学科

作業療法学科の専門科目の構成は、カリキュラム・ポリシーに基づき、基礎作業療法学、作業療法評価学、地域作業療法学、老年期障がい論、運動障がい論、神経障がい論、高次脳機能障がい、発達障がい論、精神障がい論、ADL、作業療法の展開、実習ゼミ、実習を体系的に配置している。

具体的には、疾病が日常生活に及ぼす影響に着目し、科学的知識に裏付けられた専門的技術を有する人材育成のために、各障がいに関する基礎的知識や技術の学習の上にそれぞれの領域について講義、演習（介入学）を配置している。専門

的知識を教授するとともに、習得した知識・技術を統合整理し臨床的応用に役立つ実践力の習得を図るために、それぞれの領域に対して実習を配置している。国際的視野を持つ作業療法士としての資質を養うために作業療法国際比較論を配置するとともに、主体的に学ぶ姿勢を重視し、専門科目にも選択科目を多く配置している。作業療法の実習科目に関しては、臨床実習Ⅰa、臨床実習Ⅰb、臨床実習Ⅱ、臨床実習Ⅲ、臨床実習Ⅳとし、1年次から4年次まで体系的に配置している。各臨床実習前後に実習ゼミを配置している。臨床実習前は、学生自身の実習領域に必要な知識・技術などをグループワークなどで学習し、臨床実習後は、担当した事例をまとめで発表し、質疑応答を通じて、理解を深める内容としている。

### 〈3〉保健医療学研究科

#### ア 教育課程の変遷

2004年の開学以来、科目の新設、変更等を伴う大きな改正は行っていないが、2016年度より看護学分野に専門看護師課程の設置を予定しているため、2014年より、専門支持科目及び看護学分野の教育課程の検討を行ってきた。認可されれば、2016年度から改正の予定である。また、2017年度に博士課程後期課程を開設することを目指して、現在、カリキュラムの検討を行っている。

#### イ 本研究科の教育課程の特徴

##### (ア) 教育課程の構成

教育課程は、各分野の教育を基礎とし、共通科目、専門支持科目、専門科目で構成している。共通科目は、各分野に共通する科目として、研究活動の基盤となる研究法と保健医療の基盤的知識等を学ぶ科目を配置している。専門支持科目は、各分野の専門科目を学ぶ上で基礎となるとともに、学生の教育・研究の深化を可能とし、幅広い視野を養うための科目を配置している。専門科目は、各分野で専門領域の特論と特論演習を配置し、最新の知見、概念の理解、新しいケアや治療法の開発、介入効果の追究、ヘルスケアシステムの確立、科学的根拠に基づく治療やケアの探求などに関する講義、演習を行っている。さらに分野ごとに特別研究を配置し、修士論文作成に向けて丁寧な指導を行っている。

看護学分野は、基礎・病態看護学領域、母子看護学領域、成人・高齢者看護学領域、精神看護学領域、地域看護学領域の5領域で構成している。2016年度からは、専門看護師課程選択として老人看護と母性看護2分野での設置を目指し、領域を基礎・地域看護学領域と応用看護学領域の2領域の構成に変更する予定である。理学療法学分野は、基礎理学療法学領域、臨床理学療法学領域の2領域で構成している。作業療法学分野は、臨床作業療法学領域、発達作業療法学領域の2領域で構成している。

共通科目と専門支持科目は、分野をまたいで学生が幅広く意見交換できるように分野共通としている。

##### (イ) コースワークとリサーチワークの適切な組み合わせ

1年次に共通科目、専門支持科目、専門科目を配置し、研究活動の基盤となる研究法と保健医療の基盤的知識等を学ぶとともに、2年次には研究活動に専念で

きるよう特別研究を配置している。また、コースワークとリサーチワークが円滑に進行するために、入学から学位授与までの履修と研究指導の流れを「履修指導及び研究指導の方法・スケジュール」として示し、研究科の学生便覧・授業概要に明示している。特に、リサーチワークには、計画的な取組みが重要となるため、1年次の後期に研究計画発表会を3分野共通で開催し、それに合わせて研究課題及び計画の立案、データ収集、論文作成等の指導を行っている。また、2年次には、各分野に所属する大学院生の研究の進行状況に合わせて、各学科で中間発表会を開催し、全教員に公開している。

#### (イ) 社会人学生への配慮

本研究科では、多くの有望な社会人が在職のままで大学院の教育を受け、教育研究及び実践上の指導的役割を果たせるよう、大学院設置基準第14条を適用している。多くの科目は、平日の18時～19時30分の6限目と19時40分～21時10分までの7限目に開講するほか、学生の都合に合わせて土日、祝日にも開講している。また、職業を有する社会人学生や介護・育児等で2年間では就学時間が十分確保できない学生のために、仕事と学修を両立できるよう、長期履修制度を取り入れている（根拠資料4-2-9）。

### (2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

#### <1>大学全体

各学科、研究科とも豊富な内容の授業を設定しており、カリキュラム・ポリシーを達成するために必要な教育内容は充足している。また、本学の地理的特性を生かした授業内容を展開している。

#### <2>保健医療学部

##### ア 総合基礎教育科目

総合基礎教育科目は、保健医療職の基盤となる全人的な人間の理解とその人間を取り巻く社会への理解を深めるために必要な、幅広い教養と豊かな人間性を涵養する科目を配置している。

人間の理解では、人間の存在を内面性の観点から捉え、理解できるように、心理学、哲学を配置するとともに、感性を培う科目として音楽、美術を開講している。生命科学・健康の理解では、生命や健康に係る科目の前提となる知識を得ができるように、自然科学や数学、生命倫理学、体育実技等を配置している。社会・環境の理解には、人間を取り巻く社会のしくみや環境を理解するために、法学、経済学、社会学、政治学等を配置している。また、国際的視野をもつ人材の育成のため、国際社会や異文化の理解及びコミュニケーションの手段である言語を修得する科目として、英語の科目を多く配置する一方、山形県はアジアとの交流があることから、中国語、ハングル語を開講している。さらに、国語表現法や情報科学等を配置している。

体育実技では、積雪の多い山形県ならではの、大学から車で1時間以内の蔵王でのスキー授業を取り入れ、多くの学生が履修している。音楽では、隣接する病院の

ボランティアコンサートで授業の成果を発表している。学内だけにとどまらず、人々と共に感し、適切に対応できる人間性豊かな人材を育成できるように授業内容を工夫している。

言語を修得する科目では、ゲームや歌、映画等を教材として用いて、読む、聞く、話す、書く能力を高めるための工夫をしている。

#### イ 専門基礎科目

専門基礎科目の多くは、各領域の基盤となる保健、医療、福祉等の知識を養う科目である。人間と健康を構造・機能、病態の面から系統的に学習できるよう、生体形態学、生体組織学、生体機能学、成人老年疾病論、薬理学等を配置している。また、人間と健康を精神や心理の面から系統的に学習できるよう、人間発達学、精神障がい論等を配置している。その他、健康の概念や健康と疾病との関係、人間と社会環境とのかかわりを系統的に学習できるよう、保健医療論、社会福祉論等を配置している。

さらに、多様な保健医療専門職の役割を理解し、多職種連携の意義を理解するために、3年次に3学科共通のチーム医療論を必修科目として配置している。チーム医療論では、各学科（看護学科、理学療法学科、作業療法学科、基礎教育担当）の教員が連携して教育に当たり、各医療専門職からみたチーム医療のあり方に関する講義の他、実際の医療現場でのチーム医療活動の見学や体験、ロールプレイ形式の事例検討等を行うことで、チームとして対応する思考や技術を習得する内容としている。また、教育の記録や成果の確認のため、毎年、学習成果報告書を刊行している（根拠資料4-2-10）。

#### ウ 専門科目 看護学科

基礎看護学、成人看護学、老年看護学、精神看護学、母性看護学、小児看護学、在宅看護学、公衆衛生看護学、助産学の他、看護師としてのマネージメント能力や専門職として研鑽し続ける能力を育成する内容を発展看護の科目に含めている。また、看護特論に、終末期看護論、国際看護論、欧文原著講読を専門科目として配置し、専門を深める内容となっている。さらに、「山形発・地元ナース養成プログラム」により、「地元論」「相互理解連携論」「ジェネラリズム看護論」の3科目を新設している。各領域には、概論と方法論を配置している。概論では、その分野の対象の特性や看護実践を理解するための理論を学ぶ。方法論では、専門的な知識と技術について、講義の他、技術演習や紙上事例を用いた看護過程の展開などの演習を含めた授業を行う。演習では、高機能シミュレーター、模型、模擬患者、紙上患者、グループワーク等で、学生が主体的に課題を探求できる内容を取り入れている。学内教員と非常勤講師で、実践や専門性の高い講義内容を提供している。

1年次から4年次まで実習を配置している（根拠資料4-2-11）。実習では小児、成人、高齢者、周産期といった各年齢、種々の身体的、精神的疾患と障害、病院や施設内の看護、在宅での看護、疾病予防や健康増進といった内容について学習する。さらに、「山形発・地元ナース養成プログラム」により地元医療福祉の内容を強化するために、一部の実習では、既存の実習施設に加えて中小規模の医療機関等を実習施設として拡充している。

## **エ 専門科目 理学療法学科**

基礎理学療法では、最新の知識や技術を教授するとともに、英語の教科書や教材を積極的に取り入れ、英文献の読解力を高めるように配慮している。また、患者との信頼関係を得るための接遇やコミュニケーション能力を高めるための内容も授業の中に取り入れている。障がい別分野においては、病態の理解から理学療法の専門的評価や治療までの知識と技術を教授している。理学療法学の発展や領域の広がりに応じてそれぞれの分野における授業内容に変更を加えている。また、理学療法に関する最新の情報を収集し、エビデンスに基づく理学療法や最新の治療方法を教授している。

1年次及び3、4年次に理学療法臨床実習を配置している（根拠資料4－2－12）。実習では、種々の障がいを有する対象者に対して適応できる実践力を獲得する内容としている。

## **オ 専門科目 作業療法学科**

身体障がい、精神障がい、老年期障がい、発達障がいなど、各臨床領域の中で、対象者に対する基本的な治療理論や疾患別アプローチを理解する内容としている。専門的知識を教授するとともに、領域ごとに講義及び演習（介入学）、実習を配置し、習得した知識や技術を統合整理し、治療、介入法と生活支援などの臨床的応用に役立つ実践力を習得できる内容としている。また、原著講読を専門科目に配置し、専門を深める内容としている。さらに、作業療法国際比較論を配置し、コロラド州立大学の教員を招き、国際的視野を持つ作業療法士としての資質を習得する内容としている。

1年次から4年次まで臨床実習を配置している（根拠資料4－2－13）。臨床実習ではさまざまな対象者、さまざまな場面に適応できる実践力を獲得する内容としている。

## **<3>保健医療学研究科**

専門的知識を深め、最新の知見を習得し、その後研究を中心に活動できる体系としている。共通科目では、研究活動の基盤となる研究法や保健医療の基盤的知識等を学ぶ内容を配置している。専門支持科目では、専門科目を学んでいくうえで基礎となるとともに、学生の教育・研究の視野を広めるため、保健医療学の幅広い領域を含んだ内容を教授している。専門科目の特論及び特論演習は、各専門分野・領域の最新の知見や根拠のあるケア・治療に関する内容とし、新規性、信頼性、有効性を有する研究に向けた研究計画に反映できるような内容となっている。

また、幅広い知識、国際性の高い能力を滋養するために、専門支持科目の原著講読特論の授業にて英語論文の読解や英語論文を書くために必要な技術を教授するとともに、大学院生及び教員が、それぞれの研究テーマに関連した海外原著論文を紹介し合う抄読会を、各分野で定期的に実施している。

## 2 点検・評価

### ●基準4（教育課程・教育内容）の充足状況

学部においては、ディプロマ・ポリシーを達成するための充分検討された課程と内容であるとともに、学生が段階的に知識や技術を習得できるよう、順次性に配慮して体系的に配置されており、概ね充足していると考える。

研究科では、コースワークとリサーチワークを体系的に配置するとともに、社会人入学生の学びやすさに配慮しており、概ね充足していると考える。

#### ①効果が上がっている事項

##### <1>保健医療学部

チーム医療論では、病院における栄養サポートチームや感染制御チーム、呼吸ケアチーム、褥瘡管理チーム、緩和ケアチームなどの実際の活動を見学・体験するとともに紙上事例を用いたグループ学習による事例検討を行っており、毎年、授業内容の更新が図られている。

作業療法学科では、米国コロラド州立大学応用人間学部作業療法学科の教員を招聘して作業療法国際比較論を開講し、チーム医療や国際的視野をもつ学生を育成する内容を組んでいる。

看護学科において新設した地元論は、看護学科 64 名中 61 名と、非常に多くの学生が履修している。

##### <2>保健医療学研究科

研究活動の基盤となる研究方法や専門分野における最新の知見、及び保健医療の幅広い領域を含んだ内容の科目を履修した後に、特別研究として研究に専念することで、新規性、信頼性、有効性を有する質の高い研究を遂行することができる体制を整備している。また、長期履修制度の導入などにより、社会人学生の学習環境が改善されてきた。

#### ②改善すべき事項

##### <1>保健医療学部

3 学科とも国際的視野を広げる人材育成を教育目標に掲げているが、効果が期待できる国際比較論は作業療法学科のみで開講していること、また、卒業生を対象にしたアンケート調査では、作業療法学科の卒業生と比較して看護学科と理学療法学科では、国際的視野の広がりについて、「あまり身につかなかった」と回答した学生が多かったことから、国際比較論やそれに代わる授業を検討する必要性がある（根拠資料 4-2-14）。ただし、両学科ともアンケート調査の回答率が低かったため、今後の調査の結果を踏まえた上で検討が必要と考える。また、コロラド州の姉妹校との国際交流の単位化も、国際的視野を広げる人材育成に有効な可能性があるため、検討が必要と考える。

教育内容について、シラバスでは教員全体で共有できてはいるが、学外の非常勤講師も含めて、十分意見交換する機会が少ない。特に、総合基礎教育科目を担当する殆どの教員は非常勤講師であるため、時間割や教育内容に関する意見交換が行いにくい状況にある。

また、順次性を重視し、国家試験受験前の 4 年次後期に開講している科目が少ない

ため、2年次、3年前期が過密な時間割となっている。

#### <2>保健医療学研究科

社会人入学生のために、夜間や土日、祝日に授業を開講しているため、学部を兼任している教員には少なからず負担がある。教育内容については、個々の科目担当者が学生の理解度に応じて科目の授業内容の検討や見直しを行っているが、評価の体系化が未確立である。

### 3 将来に向けた発展方策

#### ①効果が上がっている事項

##### <1>保健医療学部

チーム医療論では、特定の病院のチーム医療の見学、体験学習を行っているが、看護職、理学療法士、作業療法士は病院だけでなく施設や地域にも就職し、活躍しているので、病院以外のチーム医療を教育内容に取り入れていく。新設した地元論の教育内容、教育効果について定期的に検証し、必要に応じて改善を図る。

##### <2>保健医療学研究科

在職しながら就学する学生の、就労と就学が両立できるよう、今度も履修方法等に配慮できる体制を継続する。また、公立大学法人山形県立保健医療大学が運営する山形県立大学の使命として、少なくとも県内のあらゆる地域からの入学が可能になるよう、遠隔授業の導入など、教育環境のさらなる改善を図っていく。

#### ②改善すべき事項

##### <1>保健医療学部

今後の調査結果等を踏まえた上で、看護学科及び理学療法学科で国際比較論またはそれに代わる授業の必要性を検討する。また、コロラド研修による国際交流は、国際的視野を高めることが期待されるため、事業の継続と単位化の検討を進めていく。

教育内容について非常勤講師を含めて情報交換を行う機会を設定するとともに、各教員の情報交換の必要性に対する意識を高めていく。

特に過密な時間割となっている2年次、3年前期の時間割について、理学療法学科及び作業療法学科では、カリキュラム改正時に、学生が自主的に学習できる時間を確保できるよう教科の配置を変更する。

##### <2>保健医療学研究科

学部と研究科を兼任している教員の負担度について調査し、必要に応じて改善を図る。また、教育内容や方法について定期的に評価を行い、不十分な点を改善していく。

### 4 根拠資料

根拠資料4-2-1 山形県立保健医療大学 平成27年度 時間割表（看護学科、理学療法学科、作業療法学科）

根拠資料4-2-2 カリキュラムマップ（看護学科、理学療法学科、作業療法学科）

根拠資料4-2-3 保健医療学研究科 学生便覧・授業概要（既出 根拠資料1-6）

根拠資料4-2-4 山形県立保健医療大学大学院 平成27年度前期時間割、平成27年度時間割基本パターン（後期）

- 根拠資料4－2－5 公立大学法人山形県立保健医療大学学内委員会規程（既出 根拠資料2－8）
- 根拠資料4－2－6 学生便覧（既出 根拠資料1－7）
- 根拠資料4－2－7 学修案内（既出 根拠資料1－8）
- 根拠資料4－2－8 履修資格試験に関する取扱いについて
- 根拠資料4－2－9 山形県立保健医療大学大学院長期履修に関する規程
- 根拠資料4－2－10 チーム医療論学習成果報告書（平成22～26年度）
- 根拠資料4－2－11 看護学実習要項
- 根拠資料4－2－12 理学療法学科臨床実習の手引き関係書類
- 根拠資料4－2－13 作業療法学科臨床実習の手引き関係書類
- 根拠資料4－2－14 平成26年度卒業生学習成果アンケート調査結果（既出 根拠資料4－1－12）

### 第3節 教育方法

#### 1 現状説明

##### (1) 教育方法および学習指導は適切か。

###### <1>大学全体

保健医療学部では、授業内容に応じて、講義形式、演習や実習の授業形態をとっている。研究科においては、講義では少人数でのゼミ形式が多く、研究指導では、主研究指導教員を中心とした複数指導体制をとっている。

###### <2>保健医療学部

###### ア 教育方法

###### (ア) 単位配分について

1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容で構成することを標準としている（根拠資料4-3-1 第25条）。講義、演習は15時間から30時間の範囲の授業時間で1単位、実験、実習、実技は30時間から45時間までの範囲の授業時間で1単位としている。

###### (イ) 履修登録

学年の初めにその年度に履修する科目の履修登録を行う（根拠資料4-3-2 第2条）。1年生は、履修登録期限を他の学年より遅くし、選択科目を検討できる時間を確保している。またすべての学年で後期の科目は後期の初めに選択科目の追加登録を行うことができる。履修登録については、各学科の教育推進委員の教員が、年度当初のオリエンテーションで履修登録相談会を行うほかに、学年担任が履修相談を受けたり履修状況を把握する体制を作っている。

###### (ウ) 単位認定及び単位互換

山形県立保健医療大学既修得単位認定規程及び編入学生の単位認定の取扱細則を制定し、手続き方法、認定基準、単位認定の上限等を明示している（根拠資料4-3-3、根拠資料4-3-4）。

単位互換に関しては、単独で他大学と行ってはいないが、山形県内の高等教育機関で構成する「大学コンソーシアムやまがた」に加盟し、2006年度に山形県内9大学と単位互換協定を結んだ。2015年度に初めて東北芸術工科大学の学生より申請があり、本学の生体機能学を受講した。

###### (エ) 授業における教授法

講義では、講義形式だけでなく、少人数で意見交換ができるようグループワークを取り入れることも多い。大人数が収容できる講義室のほか、少人数の講義室や演習室を活用している。また、各授業科目の専任講師のほか、その分野の実践家や専門家などを非常勤講師として招聘し、実践的あるいは最新の知見等についての講義を提供している。

演習では、学生同士のロールプレイや模擬患者、高機能のシミュレーターや模型を使用し、実践に即した方法で教授し、実践力や適応能力を培っている。

毎回の授業終了後、ミニッツペーパー等で感想や疑問点などを尋ねることで到達度を確認し、次回の授業で補っている。また、講義終了時は、授業改善アンケートで、

教授法や授業の準備状況、板書や配布物、提示資料、教室内の環境等について、学生に評価を求め、結果を学内に公表している（根拠資料4－3－5、根拠資料4－3－6）。

#### (オ) 実習に関する指導方法

本学が医療系の大学であることから、実習は時間数の割合が大きいだけでなく、内容的にも重要である。知識や技術だけではなく、他者への共感や思いやり、責任感、信頼関係の確立、コミュニケーション能力など社会人としての基本的態度を養うために非常に貴重な機会として捉えている。

2015年度から、本学の臨地・臨床実習に協力いただいている実習指導者等に対して、臨床教授の称号を付与する制度を取り入れ、臨床での教育の指導体制の充実を図っている（根拠資料4－3－7）。実習科目ごとに実習要領を作成し、大学の教員と実習施設指導者が実習に対する共通認識を持つことで、実習の効果を上げるようにしている。

実習開始前には、学内において学生に対して、実習の目的、目標、履修方法、実習指導体制、留意事項等についてオリエンテーションを行う。また、実習前に、実習指導者との詳細な打ち合わせを行い、実習の効果を上げるようにしている。

実習において、対象者や学生自身の安全を確保する対策や、危機管理対策として、感染防止に関する対策、個人情報保護の対策、事故発生時の対応マニュアルなどを定めている。

#### イ 看護学科における指導方法（専門科目、臨地実習）

看護学科では、看護実践能力のなかでも特にコミュニケーションとフィジカルアセスメントに関する能力の育成に力を入れている。

講義及び演習課目では、コミュニケーション能力を育成する教育方法として、模擬患者を導入した演習を行っている。1年次の基礎看護学の授業においてコミュニケーションスキルを習得する目的で模擬患者との面接を行い、最初の実習である基礎看護学実習に臨んでいる。また、フィジカルアセスメントの技術習得のために、2013年から高機能シミュレーターを導入し、学習に活用している。基礎看護技術に関しても、実践に近い場面での実技トレーニングを行うために、模型やシミュレーターを活用した教育方法を採り入れている。

実習では、基礎看護学実習Ⅰ、基礎看護学実習Ⅱ、成人急性期看護学実習、成人慢性期看護学実習、老年看護学実習Ⅰ、老年看護学実習Ⅱ、精神看護学実習、小児看護学実習Ⅰ、小児看護学実習Ⅱ、母性看護学実習、在宅訪問看護学実習、在宅看護連携実習、総合看護学実習Ⅰ、総合看護学実習Ⅱのほか、保健師選択者に、地域看護診断実習、公衆衛生看護活動実習、助産師選択者に妊娠期助産実習、分娩期助産実習、分娩産褥期助産実習を配置している。

上記の実習では、さまざまな対象者、さまざまな看護実践場面に適応できるよう、県内の病院や医療福祉施設のほか、幼稚園、市町村、保健所など、教育目標と内容に合わせて施設を決めている。また、「山形発・地元ナース養成プログラム」に基づき、地元医療福祉の内容を強化するために、一部の実習で実習施設を中小規模の医療機関等に拡充している。実習では、学生を小グループに編成し、実習施設や病

棟に配置して実習する。実習には、基本的に大学の教員が常に同行し、実習施設の指導者と連携をとりながら指導にあたる。

#### ウ 理学療法学科における指導方法（専門科目、臨床実習）

本学科の授業における特徴は、少人数制を生かした行き届いた指導と双方向性の授業、各教員の有する専門性を生かした授業の展開を挙げることができる。

検査技術や機器を使用した演習等の技術指導が伴う授業では、複数の教員で担当してさらにきめ細かな指導を行っている。各障がい別授業においては、最新の知識や技術を教授できるよう、各専門分野に精通した教員を配置し、必要に応じて山形県内外の理学療法士に講義や実習を依頼している。また、障がいを有する方に来学いただく、あるいは病院・施設に出向くことで、学生が患者さんに直接触れる機会を多く設け、障がいに対する理解や臨床への興味を高めるよう配慮している。

理学療法臨床実習はⅠ～Ⅳで構成している。臨床実習Ⅰは、1年次の終わりに実施する1週間の見学実習で、各施設の役割や組織構成及び医療チームにおける理学療法士の役割や具体的な業務内容を学習する。臨床実習Ⅱは、3年後期に実施する4週間の評価実習で、症例に必要な情報を収集し、検査・測定を適切に実施し、それらの内容を統合解釈し、問題点の抽出とゴールの設定、治療プログラム立案までを行う。臨床実習Ⅲ、Ⅳは、4年次前期に行う各8週間の総合臨床実習で、評価結果に基づいたゴール設定や治療プログラムを立案し、実習指導者の指導の下で治療を実施する。その結果を実習終了時または退院時に再評価することで治療の効果を確認している。こうした、体系的な実習により、最終的には、「指導者の助言・指導のもと基本的な理学療法が自律して行える」ことを目標としている。現在、この最終目標の設定に関して学科内で再検討を行っている。

実習施設は、県内外約50施設に依頼している。学生の配置は各施設1人程度で、1人又は複数の臨床経験3年以上の臨床実習指導者による指導を受けている。教員は、実習中、実習指導者と密接に連絡をとりながら定期的に実習施設を訪問し、必要に応じて学生に個別指導を行っている。

臨床実習Ⅱの学外実習開始前には、種々の検査技術や介助法、動作分析、記録方法、臨床でのコミュニケーション、模擬患者参加による医療面接及び客観的臨床能力試験（OSCE）等を中心して行い、学生の知識や技術の習熟度の確認と補充を行う。各臨床実習後には、実習で学んだことなどを皆の前で発表するセミナーを開催するとともに、臨床実習Ⅱ～Ⅳの終了後には、学内でポスター発表による症例検討を行い、学習のまとめを行っている。

#### エ 作業療法学科における指導方法（専門科目、臨床実習）

本学科の専門科目における特徴は、講義のみならず、事例検討や、OSCE、学外実習などを一部取り入れ、より実践的及び効果的な学習となるようにしている。学修指導については、科目担当者のほかに、学年担任も課題や問題等に対して迅速に対応できる体制を整備している。

作業療法臨床実習については、臨床実習Ⅰa、臨床実習Ⅰb、臨床実習Ⅱ、臨床実習Ⅲ、臨床実習Ⅳで構成している。臨床実習Ⅰaでは、病院や施設において臨床場面での作業療法を見学することにより、作業療法の果たす役割と作業療法士の責任

について理解する。臨床実習Ⅰbは今後、協業が必要とされる医療・福祉機関や教育機関、行政機関に出向き、そこで期待される作業療法士の役割を学習する。臨床実習Ⅱでは、対象者の評価と作業療法プログラム立案について学び、各種疾患の障がい像を理解するとともに、治療プログラム作成に至る過程を学習する。臨床実習Ⅲでは、各年齢層の対象者の作業療法プログラム立案と実施に関する実習により、作業療法の一連の過程を学ぶ。臨床実習Ⅳでは、より専門化した作業療法の領域や地域リハビリテーションの中での作業療法の専門技術について学ぶとともに、医療チームや地域リハビリテーション援助チームの一員として、チームアプローチの中での協力と役割を学習する。

臨床実習開始前には、学内において学生に対して、実習の目的、目標、履修方法、実習指導体制、留意事項等についてオリエンテーションを行う。臨床実習終了後には、学内で報告検討会を行い、学習のまとめを行う。実習が配置されている学年に開講されている講義科目については、実習期間と重ならないように配慮し、時間割を作成している。実習施設は、県内外の約50施設に依頼している。教員は、実習中、臨床実習指導者と密接に連絡をとりながら、定期的に実習施設を訪問し、学生に個別指導を行っている。

#### 才 学習指導について

年度当初に履修指導している。各学年で履修登録できる単位の上限は設定していないが、学生の学習時間を確保できるよう指導している。

各学科とも学年担任を置き、定期的な面接で学修を含めた指導を行っている。学期初めに、前学期までの成績を学生に配布し、学生は自分の単位習得状況や成績を確認している。

編入学生や科目等履修生は、一般の学生と履修年限が変則的原因ため、これに配慮した履修指導を行っている。

#### 〈3〉保健医療学研究科

履修指導及び研究指導の方法・スケジュールに従って、講義及び研究指導が進められる。履修指導及び研究指導の方法・スケジュールは、学生便覧及び本学のホームページに公開されており、学生が自らの研究の進行状況を確認することができるようになっている。

各授業は、入学学生数が少ないため、どの科目も少人数での履修となっている。講義とともに、教員と学生との間で情報や意見交換を行うゼミ形式や、課題に対して学生が文献等で調べるなど、学生が問題解決に向けて主体的に取り組む学習方法等、種々の授業形態をとっている。また、海外文献を読む機会も多く取り入れている。

大学院生室は、カードキー管理にて24時間使用可能である。また、各院生に1台のコンピュータが用意されており、学内の文献データサービスをいつでも利用することができる。

研究では、主研究指導教員が中心となって指導するとともに、各分野で開催する検討会等の場で、他の教員からも助言や指導を受けることができるようになっている。その他、研究計画発表会、中間発表会、修士論文発表会では、学内教員が分野を超えて

さまざまな角度から助言や指導を行っている。

2015年度から、大学院教育の充実を図ることと大学院生の教育トレーニングの機会を提供することを目的にティーチング・アシスタント制度を導入している（根拠資料4-3-8）。

## (2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

### 〈1〉大学全体

シラバス記載内容の充実と書式の統一を目的に、シラバスの書き方の研修会を開催し、2010年度に、手引書である「学修案内（シラバス）作成について」を作成した（根拠資料4-3-9）。

現在は、学部と研究科の全ての授業科目は、このシラバスの手引書に沿って作成し、シラバスに基づき授業を実施している（根拠資料4-3-10）。2015年にディプロマ・ポリシーと到達目標、成績評価の整合性を確立するためにFD研修会と手引き書の更新を行っている（根拠資料4-3-11）。

### 〈2〉保健医療学部

全ての授業科目は、シラバス作成の手引きに基づき、授業概要、一般目標、到達目標、授業内容、学習内容、授業外学習、成績評価の評価方法及び基準、教科書・参考図書、履修上の注意、教員の連絡先等を明示した、統一されたシラバスを作成している。授業に関する情報が、学生・教員間で共有されるとともに、教員間の情報共有になっている。学生のシラバスの活用と利便性を考慮し、冊子体シラバスを年度当初に学生に配布すると同時に、大学のホームページに掲載している。このシラバスに沿って授業を展開している。授業終了後、実習以外のすべての科目について、授業改善アンケートを学生に実施している（根拠資料4-3-5）。この中にある、「シラバスに授業の目標や授業計画、成績評価基準、評価方法が記載されているか」の項目で、各授業のシラバスに対する評価を行っている。

2015年度のFD・SD研修会では、本学の教員がディプロマ・ポリシー達成に向けて一貫性のある授業を行うことができるよう、立命館大学教育開発推進機構の沖裕貴教授による、「一貫性のあるカリキュラム構築」をテーマにした、シラバス作成に関する講演会を開催した。

### 〈3〉保健医療学研究科

全ての授業科目は、シラバス作成の手引きに基づき授業概要、一般目標、到達目標、授業内容、学習内容、授業外学習、成績評価の評価方法及び基準、教科書・参考図書、履修上の注意、教員の連絡先等を明示したシラバスを作成している。このシラバスは、授業に関する情報を学生と教員間で共有するとともに、教員間の情報共有にも役立っている。学生の利便性を考慮し、シラバスは、冊子体として年度当初に学生に配布すると同時に、大学のホームページに掲載している。各教員は、このシラバスに沿って授業を展開している。

### (3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

#### <1>大学全体

学部では、進級制度をとっている。

学部、研究科ともに、履修規程、シラバスに明記された評価方法・基準に基づき、担当教員が成績評価を行っている。

#### <2>保健医療学部

科目ごとのシラバスに明記した評価方法・基準を用いて担当教員が成績評価を行い、単位を認定している。評価の基準は科目の授業形態や特徴により、理解の程度、プレゼンテーションのわかりやすさ、筆記試験、レポート、演習態度、実習記録など、科目の到達目標の達成状況を評価する適切な方法をとっている。一方、出席時間数がその科目の授業時間数の3分の2、実習においては5分の4に満たない場合は、その科目の試験を受けることができないことを山形県立保健医療大学履修規程で定めており(根拠資料4-3-2 第10条)、学生に明示している。

科目の成績を、80点以上がA、70~79点がB、60~69点がC、60点未満はDの評語で表し、A、B、Cを合格として単位を認定することが同履修規程に明示されている。本学は進級制度をとっているため、年度の終わりに、学科、教育推進委員会、教授会で単位の認定状況を確認し、進級の判定を行う。また、先修条件指定科目では、あらかじめ修得していかなければならない科目の単位認定状況を、先修条件指定科目が開講される前に、学科、教育推進委員会、教授会で確認し、学生の履修可否を決定する。また、年度開始時に、学生に前年度までの単位認定状況を配布するとともに進級判定結果を学内に掲示している。

山形県立保健医療大学既修得単位認定規程または編入学生の単位認定細則に基づき、他大学を卒業・中退した学生や編入生の既修得単位を認定している。学生の申請により、認定基準に則り、教授会の審議を経て学長が既修得単位を認定している(根拠資料4-3-3 第5条、根拠資料4-3-1 第28条)。

#### <3>保健医療学研究科

シラバスに明記した平常の学習活動の評価、試験または研究報告等により担当教員が成績評価を行い、単位を認定する。科目の成績を、80点以上がA、70~79点がB、60~69点がC、60点未満はDの評語で表し、A、B、Cを合格として単位を認定する。点数で評価したい場合は、合格、不合格の評価でもよいとしている。学部同様、既修得単位認定制度を設けている。

### (4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

#### <1>大学全体

教育成果についての検証は、評価委員会によるアンケート結果等の情報をもとに各教員、学科及び教育推進委員会で検討し、改善に結び付けている。また、各授業単位のミニッツペーパーや授業改善アンケート、教員相互の授業評価、FD研修会の開催

等により、教育内容・方法の改善に努めている。

## 〈2〉保健医療学部

2014年度より、卒業生を対象として、本学の全体的なカリキュラムや授業、実習に関するアンケート調査を実施し、その結果を各委員会および全教員に公表している(根拠資料4-3-12)。

各授業に関しては、毎時間あるいは単元ごとに学生の理解の程度を確認するためのミニッツペーパーを導入している。ミニッツペーパーの使用は必須ではないが、各授業の到達度を確認し、低い場合は次の講義の中で補足していく等、到達目標を達成するため活用している教員が多い。

授業改善アンケートを、科目の中間の時期と終了時に行っている(根拠資料4-3-5、4-3-13)。中間の時期では、授業のよい点、改善すべき点を自由記載形式で記載してもらい、後半の講義に反映させている。授業終了時には、内容の理解の程度、シラバスについて、教員の熱意、教授法、教員とのコミュニケーション、教員の授業準備状況、教員の話し方、配布物や資料の適切性等について無記名で回答する。各項目5段階のマークシートで評価し、結果は学内の学生および教職員に公開している(根拠資料4-3-6)。また、記述回答に記載された要望や質問に対しては、担当教員が文書で回答し学内に公表している。

また、2012年より、教育能力を互いに高めあうことを目的に、教員相互の授業評価(参観)を開始した。さらに、毎年、全教員の参加するFD研修会にて、授業参観教員及び授業提供教員がその内容や感想等についてプレゼンテーションを行い、授業改善に有効な情報をより多くの教員で共有している。

臨床実習終了後には、実習目標到達度に関するアンケート調査を実施し、翌年の実習の内容や方法の改善に結び付けている。その他、科目や一連の授業終了後、独自に教育内容や教育方法について学生に改善に向けてのアンケート調査を実施している授業も多い。

また、評価委員会や看護学科主催のFD研修会にて、毎年、教育方法やシラバスに関する講演会を実施している(根拠資料4-3-14)。

## 〈3〉保健医療学研究科

大学院修了者アンケートを、2010年度修了生に対して実施した(根拠資料4-3-15)。2011年の教育推進委員会大学院部会にて調査結果を踏まえて、指導面、設備面、時間割、カリキュラム、長期履修制度に関する課題を抽出し、長期履修制度導入などの早期の改善が必要な項目に関する方策を検討した。また、2012年度には、「授業概要」に関するアンケート調査を実施し、教育推進委員会大学院部会にてシラバス上の問題点について検討した(根拠資料4-3-16)。

研究科では、研究科の所属の学生数が少なく、ゼミ形式の授業が多いため、教育成果は個別に把握できる状況にある。学生の到達度に合わせ、教育内容や教育方法の改善に努めている。

## 2 点検・評価

### ●基準4（教育方法）の充足状況

講義の到達目標に基づいて、講義、演習、実習を取り入れている。また、講義、演習では、グループワーク、ロールプレイ、模擬患者の参加、高機能シミュレーターの導入等、効果的な教育方法を工夫している。また、シラバス作成の手引きの導入により、統一された書式でシラバスを学生に公表していること、授業時間数を十分確保し、成績評価、単位認定の適切性が担保されていること、既修得単位認定制度を規定し、これに則り厳正に既修得単位認定を行っていること、授業改善アンケート等種々のアンケート調査の実施により、授業改善に向けての取組みを積極的に行っていること、毎年、教育能力向上を目的としたFD研修会を開催し、教員の出席率も高いことなどから、概ね基準を満たしていると考える。

大学院では、履修指導及び研究指導の方法・スケジュールに従って、講義及び研究指導が進められており、その内容は、学生便覧及びホームページに公開されている。また、研究指導は、主研究指導教員を中心に複数体制で行い、研究計画発表会や中間発表会など分野を超えて指導する機会を設けている。これらの点で、基準を概ね満たしていると考える。

#### ①効果が上がっている事項

##### 〈1〉保健医療学部

看護学科では、2012年から高機能シミュレーターを導入し、臨床場面を想起したシミュレーション教育やフィジカルアセスメント技術の学習を行っている。これらの学習により、学生の理解度が上がり学習成果が上がっている。2012年から現在まで、看護学科内にシミュレーター活用委員会を設置し、教員が授業に効果的に活用できるよう検討を続けており、理学療法や作業療法学科の授業にも活用が広まっている。

また、地域在住で十分教育を受けた模擬患者参加による医療面接のトレーニングも授業として定着してきた。理学療法学科では、3年次の臨床実習開始前に、看護学科教員及び地域在住の模擬患者の協力を得て、医療面接演習を実施し、全員が7分程度の面接とその後のグループ討議等を行っている。授業後のアンケート結果では、殆どの学生がリアリティーの高さと患者の立場からのフィードバックに多くの学びを経験したと回答しており、スムーズな実習への導入につながっていると考えられる。本学では看護学科教員が中心となり模擬患者の教育、養成に当たっているため、このようなトレーニングが可能と考えるが、医療現場では実習生が症例に接する時間を確保することがますます困難な状況にあることから、これらを補填する上でも有用な授業方法と考える。

2011年度よりシラバス作成の手引きを導入し、2015年度の更新で、ディプロマ・ポリシーと到達目標の整合性や到達目標の評価方法を学生に理解しやすいように示すことなど、より内容を充実させた。

また、FD研修会で取り上げたループリック評価について、一部の科目で試みとして活用している。

##### 〈2〉保健医療学研究科

大学院は、少人数のゼミ形式で教授している。研究指導は、主研究指導教員を中心

に複数体制で行い、また分野を超えて指導する機会を設けている。

## ②改善すべき事項

### <1>保健医療学部

1年間に履修登録できる単位の上限の設定をしていない。

実習施設が県外になることがあり、学生の経済的負担が大きい。

### <2>保健医療学研究科

教育方法や学習指導に関する定期的、継続的な検証体制が整っていない。

## 3 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

#### <1>保健医療学部

高機能シミュレーターの活用性の拡大を図る。同様に、模擬患者参加型授業の拡大を協力いただく模擬患者の状況が許す範囲で図り、その効果や有用性について検証していく。その他の種々の教育方法に関しても、その効果を具体的に検証していく。

また、2015年に更新したシラバス作成の手引きに基づいて、シラバスが実際に作成されているかを確認し、問題があれば改善策を検討していく。

一部の科目で試みとして活用しているポートフォリオやループリック評価などの有用性を確認し、今後の導入について検討する。

#### <2>保健医療学研究科

主研究指導教員と副研究指導教員による複数指導体制、及び分野を超えた研究指導体制を継続していく。

### ②改善すべき事項

#### <1>保健医療学部

理学療法学科と作業療法学科では、次回のカリキュラム改正時に、1年間に履修登録できる単位の上限の設定を検討する。

実習内容が保証される範囲で、県内の実習施設の拡大を図る。

#### <2>保健医療学研究科

学生に対するアンケート調査などを定期的に実施し、教育方法や学習指導に関して継続的に検証していく。

## 4 根拠資料

根拠資料4-3-1 山形県立保健医療大学学則（既出 根拠資料1-3）

根拠資料4-3-2 山形県立保健医療大学履修規程

根拠資料4-3-3 山形県立保健医療大学既修得単位認定規程

根拠資料4-3-4 編入学生の単位認定の取扱細則

根拠資料4-3-5 授業改善アンケート調査（学生用）

根拠資料4-3-6 授業改善アンケート調査集計結果一覧表（平成22～26年度）

根拠資料4-3-7 山形県立保健医療大学臨床教授等の称号の付与に関する規程

根拠資料4-3-8 山形県立保健医療大学ティーチング・アシスタント規程

根拠資料4-3-9 学修案内（シラバス）作成について（2010年度）

- 根拠資料 4－3－10 学修案内（既出 根拠資料 1－8）
- 根拠資料 4－3－11 学修案内（シラバス）作成について（2015 年度）
- 根拠資料 4－3－12 平成 26 年度卒業生学習成果アンケート（既出 根拠資料 4－1－12）
- 根拠資料 4－3－13 授業改善アンケート中間調査（学生用）
- 根拠資料 4－3－14 FD 研修会開催実績（平成 22～27 年度）（既出 根拠資料 3－17）
- 根拠資料 4－3－15 大学院修了者アンケート
- 根拠資料 4－3－16 大学院授業概要に関するアンケート

## 第4節 成果

### 1 現状説明

#### (1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

##### <1>大学全体

学部では、卒業生学習成果アンケートの結果、国家試験の合格率や就職状況から、また、研究科では、大学院修了者アンケートの結果から、教育目標に沿った成果が上がっているものと考える（根拠資料4-4-1、根拠資料4-4-2）。

##### <2>保健医療学部

2014年度末に、本学評価委員会が卒業生を対象に学習成果アンケートを実施し、各学科のディプロマ・ポリシー達成度や大学教育を通して身についた能力、本学の教育に対する学生の評価・満足度について回答を求め、結果を報告している（根拠資料4-4-1）。回答率は63%であったが、各学科のディプロマ・ポリシーの達成度は、全ての項目で80%以上の学生が、「身についた」、または「ある程度身についた」と肯定的に答えていた。また、学年別の教科の配置や国家試験対策に改善を求める意見が比較的多くみられたが、授業や実習内容に関しては、90～100%が「適切」または「おおよそ適切」と回答し、本学での4年間の大学教育に対する満足度に関しても、全体の93.5%が「十分満足」または「おおよそ満足」と回答していた。これらの結果から、本学のディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーの設定とそれらの方針に沿った授業内容は、学生にとって多くが肯定的に捉えられていると判断できるが、改善を求める意見に関しては、少数ではあっても、真摯に受けとめ、改善策を検討していく必要がある。

また、保健医療専門職の育成に関わる本学においては、国家試験の合格率や就職率が学修成果を判定するための重要な指標である。看護学科の国家試験合格率は、過去3年でみると看護師96.2～100%、保健師94.7～100%、助産師100%であり、理学療法学科は95.0～100%、作業療法学科は95.7～100%と全国平均と比較しても非常に高い水準を維持している（根拠資料4-4-3）。また、過去3年間の就職希望者の就職率は、看護学科の2013年が98.3%であったものの、それ以外の年の看護学科、理学療法学科、作業療法学科は100%である（根拠資料4-4-4）。これらの結果からも、教育目標にある科学的知識に裏付けられた高度な専門的技術と倫理的判断力、人間性豊かな人材の育成等に一定の成果があると考える。

G P A(Grade Point Average)に関しては、学科独自の方法で算出し、卒業時の表彰学生の決定などに利用している学科もあるが、留年や退学する学生も少なく、国家試験合格率も高いことから、その必要性について議論が分かれている。現在は、進級判定や卒業判定には使用していない。しかし、全体的な学力に問題のある学生を早期に把握できる可能性や海外留学の際などに求められる可能性もあるため、本学独自の方法で算出したG P Aと国家試験の自己採点結果との関連性を分析するなど、導入の必要性や算出方法も含めて教育推進委員会で検討中である。

### 〈3〉保健医療学研究科

臨床や教育の場で働きながら就学している社会人の学生は、修了後も実践家あるいは教育者として活躍している。また、社会人でない学生は、修了後、それぞれの専門職の実践家や教員として就職するものが多い（根拠資料4-4-4）。これは、研究科の教育目標に合致していると考える。

#### (2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

##### 〈1〉大学全体

学位授与の基準等は関係規程等に定め（根拠資料4-4-5 第3条、第4条）、学生便覧で学生に明示している（根拠資料4-4-6 p.11、根拠資料4-4-7 p.4）。保健医療学部の卒業判定は、各学科、教育推進委員会及び教授会で行う。また、研究科の修了判定については、単位取得の確認を、各分野、教育推進委員会大学院部会、研究科委員会で行い、併せて研究科委員会で学位審査を行っている。

##### 〈2〉保健医療学部

学位授与の基準等は関係規程等に定めている（根拠資料4-4-6 p.11）。卒業要件は、4年以上の在学で、所定の授業科目を履修していることであり、卒業に必要な単位数を学生便覧等で学生に周知している。保健医療学部の卒業判定は、各学科で判定案を作成後、教育推進委員会及び教授会において審議、決定している。

##### 〈3〉保健医療学研究科

学位授与の基準等は関係規程等に定めている（根拠資料4-4-7 p.4）。研究科の修了要件は、2年間以上の在学で、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受け修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格することであり、学生便覧で学生に明示している。単位取得の確認を、各分野、教育推進委員会大学院部会、研究科委員会で行う。また、学位論文の審査は、山形県立保健医療大学大学院学位論文審査要綱に基づき行っている（根拠資料4-4-8）。提出された修士論文1篇につき、主査1人、副査2人の審査委員を選任し、修士論文の審査及び最終試験を行う。審査委員の選任については、教育推進委員会大学院部会で委員の基準を満たしているか等を確認し、研究科委員会で決定する。審査委員は、修士論文の審査及び最終試験の結果を文書で研究科委員会に報告する（根拠資料4-4-9）。修士論文の審査及び最終試験の結果は、修士論文審査基準に基づき客観的に評価する（根拠資料4-4-10）。評価の項目は、研究の新規性、有効性、信頼性及び論文構成等である。研究科委員会ではその報告結果に基づき、学位授与について審議し、記名式の投票によって学位授与の可否を議決する。また、審議の参考とするため、審議前の一定期間、研究科委員会の委員による、審査が終了した修士論文の閲覧を可能としている。なお、審査及び研究科委員会における評決を行うための情報を提示することを目的として、審査期間中に、研究科委員会が学内公開方式で修士論文発表会を開催し、論文を提出したすべての大学院生が発表している。

## 2 点検・評価

### ●基準4（成果）の充足状況

学部においては、高い国家試験合格率と就職率から、教育目標に掲げる人材育成がなされているとともに、卒業生学習成果アンケート結果から各学科のディプロマ・ポリシーは概ね達成できていると考える。学部、研究科ともに、卒業要件、修了要件、修士論文審査の手続きや基準を、規程等で明示し学生に周知している。学位授与の適切性は担保されており、基準を充足していると考える。

#### ①効果が上がっている事項

##### 〈1〉保健医療学部

学位授与の基準等を関係規程等で明示するとともに、卒業判定を、規程に沿って忠実に行っている。学生へのアンケート、国家試験合格率、就職率等のデータから、教育目標やディプロマ・ポリシー達成状況を分析し、教育目標に掲げる人材育成がなされているとともに、各学科のディプロマ・ポリシーは概ね達成できていることを確認している。

##### 〈2〉保健医療学研究科

学位授与の基準等を関係規程等で明示するとともに、修了判定や論文審査を規程に沿って忠実に行っている。修士論文審査の手続きや基準は、規程等で明示して学生にも周知している。論文審査は、大学院生の専攻する分野以外の教員が審査員として加わり、修士論文発表会で学内に公開している。これにより、論文の完成度を高めるとともに、審査の公平性や透明性を高めることができている。

#### ②改善すべき事項

##### 〈1〉保健医療学部

教育目標やディプロマ・ポリシーの達成については、概ね達成できていると考える。しかし、学生の全体的な成績を客観的に示す指標である、G P Aの導入について議論が分かれたままである。また、卒業時の学生の主観的評価は行っているが、卒業後の実践能力からみた本学での教育の評価は行っていない。

##### 〈2〉保健医療学研究科

修了時や修了後の大学院生による主観的な評価や勤務する職場からの評価、及び修士課程終了後のキャリアについての把握を定期的、継続的には行っていない。

## 3 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

##### 〈1〉保健医療学部

適切な学位授与の判定を、今後も継続する。また、社会情勢や求められる人材ニーズの変化を敏感にとらえる方策と、将来の変化に対応できるような長期的な視点で大学の独自性を打ち出していく体制を確立する。

##### 〈2〉保健医療学研究科

修士論文発表会の開催と、専攻する分野以外の教員が論文審査に加わる体制を継続し、審査の公平性や透明性を維持する。

## ②改善すべき事項

### <1>保健医療学部

卒業時の学習評価アンケートに加えて、卒業生の就職後の実践能力等の評価についての調査を行い、ディプロマ・ポリシーの評価を行う。また、卒業時の学習評価アンケート、就職後の調査とともに、教育内容や教育方法について、卒業生の就職先から、卒業生の就職後の評価についてのフィードバックを受ける体制を整える必要がある。

G P A導入の必要性について、各学科及び教育推進委員会で議論を深める。

### <2>保健医療学研究科

定期的継続的に修了時の評価を実施する。また、大学院修了生の就職先の把握とともに、そこでの評価や修士課程終了後のキャリアについての把握の方法を検討する。

## 4 根拠資料

- 根拠資料 4－4－1 平成 26 年度卒業生学習成果アンケート調査結果（既出 根拠資料 4－1－12）
- 根拠資料 4－4－2 大学院修了者アンケート（既出 根拠資料 4－3－15）
- 根拠資料 4－4－3 国家試験合格率推移
- 根拠資料 4－4－4 就職率推移
- 根拠資料 4－4－5 山形県立保健医療大学学位規程（既出 根拠資料 4－1－5）
- 根拠資料 4－4－6 学生便覧（既出 根拠資料 1－7）
- 根拠資料 4－4－7 保健医療学研究科 学生便覧・授業概要（既出 根拠資料 1－6）
- 根拠資料 4－4－8 山形県立保健医療大学大学院学位論文審査要綱
- 根拠資料 4－4－9 修士論文審査基準
- 根拠資料 4－4－10 山形県立保健医療大学大学院学位論文審査に関する申し合わせ

## 第5章 学生の受け入れ

### 1 現状の説明

#### (1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

##### <1>大学全体

保健医療学部及び大学院保健医療学研究科それぞれにアドミッション・ポリシーを定め、入学者選抜要項、学生募集要項、大学パンフレット、大学ホームページ等により公表している（根拠資料5－1）。

なお、保健医療学部のアドミッション・ポリシーは、本学の理念・目的に基づき、各学科が原案を提出し、それを入試委員会が調整し、教授会にて審議・承認され、定めた。また、大学院保健医療学研究科のアドミッション・ポリシーは、本大学院の理念・目的に基づき、各分野が原案を提出し、それを入試委員会が調整し、大学院研究科委員会にて審議・承認され、定めた。

身体に障がいがあり受験上特別な配慮を希望する受験者に対しては、医師の診断書又は身体障害者手帳の写しの提出を求めた上で、必要に応じて志願者又はその者の立場を代弁し得る出身学校関係者等との面接等を行い、出身学校等でとられていた特別措置を参考にして、受験上の特別な配慮を検討することとしている（根拠資料5－2 p.13、根拠資料5－3 p.4、根拠資料5－4 p.6、根拠資料5－5 p.7、5－6 p.4、根拠資料5－7 p.3）。

##### <2>保健医療学部

保健医療学部では、本学の理念・目的及び教育目標に基づき、2009年度に、求める学生像と習得すべき知識や経験等を明示したアドミッション・ポリシーを定め、2010年度入学試験から、募集要項、大学パンフレット及び大学ホームページ等により受験生を含む社会一般に公表している（根拠資料5－2、根拠資料5－3、根拠資料5－4、根拠資料5－5、根拠資料5－6）。

##### 保健医療学部アドミッション・ポリシー

- 1 高校時代に基本とされる教科について幅広い知識を備えていること
  - 2 論理的に思考し判断ができること
  - 3 他者を尊重し、喜びや痛みを分かちあうことができること
  - 4 生涯にわたって専門職に必要な科学的知識・技術の習得に意欲のあること
  - 5 社会と倫理に関心をもち、専門職を通して社会に貢献する意欲のあること
- （編入学生には1～5に加え、専門領域に関する優れた基礎学力を有し、学習習慣が確立している人を求めます。）

##### <3>保健医療学研究科

修士課程保健医療学研究科においては、2011年度にアドミッション・ポリシーを策定し、2012年度入学試験から、学生募集要項、大学ホームページに明示した（根拠資料5－1、根拠資料5－7）。

### 保健医療学研究科アドミッション・ポリシー

- 1 保健・医療・福祉の分野で社会に貢献しようとする意欲のある人
- 2 高い基礎学力と専門分野の基礎知識を持ち、科学的な根拠に基づいた保健・医療・福祉に貢献しようとする意欲のある人
- 3 保健・医療・福祉の発展について、既成概念にとらわれずに創造的に考え、実践しようとする意欲のある人
- 4 国際的視野を持ち、協調性に富む人
- 5 就業のまま就学を希望する人については、仕事とのバランスを保って学業の課題を遂行できる人

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

#### <1>大学全体

学部・大学院に入試委員会を設置し、学生の受け入れ方針及び各種入試制度の趣旨に沿って、公正かつ適切な学生募集・入学者選抜に取り組んでいる。

#### <2>保健医療学部

##### ア 学生募集の方法

大学パンフレットや学生募集要項等の紙媒体、インターネット上の Web サイト、高校訪問（出前模擬授業・進学説明会）、オープンキャンパス、高校生の大学見学、研究室訪問等により学生募集を行い、本学の理念・目的やアドミッション・ポリシー、教育内容、入学試験に関する事項等を広く周知している（根拠資料 5-1）。

##### イ 入学者選抜の方法

###### (ア) 入学人員等

2015 年度入学者選抜試験は、推薦入試、AO 入試、一般入試（分離分割方式による前期日程）、編入学試験（3 年次編入のみ）を実施した（根拠資料 5-8）。

表 5-1 募集人員等

学部・学科	入学定員等	入学定員	募集人員			
			分離分割方式	前期日程	推薦入試	AO 入試
					編入学	
保健医療学部	看護学科	67 名	35 名	18 名	10 名	4 名
	理学療法学科	25 名	12 名	8 名	一名	5 名
	作業療法学科	25 名	12 名	8 名	一名	5 名

###### (イ) 選抜方法

一般入試（前期日程）では大学入試センター試験を課しているほか、総合問題と面接を課している。AO 入試ではセンター試験を課しているほか、小論文と口頭試問を課している。推薦入試では、小論文と面接を課している。一方、編入学

試験においては、既に専門課程での学習歴があることを前提としていることから専門科目、さらに英語と面接を課している。これらにより、アドミッション・ポリシーに則した学生を選抜している。

表 5-2 入学者選抜方法

選 抜 区 分	大学入試 センター試験	個別学力検査等		欠員補充 (追加合格)
推 薦 入 試	課さない	小論文	面接	なし
A O 入 試	課す	小論文	口頭試問	なし
一般入試	前期日程	課す	総合問題	面接
編 入 学 試 験		専門科目 英語	面接	あり

#### (ウ) 入学者選抜を適切に行うための実施体制

毎回の入試のすべてを統括するのは学長を長とする入試本部である。その下に入試委員長を長とする実施本部が置かれ、入試委員会委員長の指揮のもとに入試委員会の入試実施部会のメンバーが中心となって運営実務を担当し、すべての教職員が監督者や本部スタッフとしてそれに協力する。入学者選抜に関する準備業務のすべてを統括するのは、入試委員会委員長を長とする入試委員会である（根拠資料 5-9 別表）。その下に、前述の入試実施部会の他、作題に関する部会、判定資料作成部会、広報部会、そして統計部会を設けている。

作題者の推薦は教育研究審議会の理事の一人と入試委員会委員長と入試委員会副委員長の 3 名が合議で行い、推薦結果を参考に作題を学長が委嘱する。作題に関する部会は年間 18 回の会議を開催し、作題者グループが作成した入試問題の適切性に関する総合的判断とミス等のチェックを隅々に渡って行う。判定資料作成部会は、入試得点の入力と合否判定資料の作成を行う。広報部会は、大学案内の作成、高校訪問や入試説明会の計画、オープンキャンパスの計画、大学見学者に対する学内案内、本学ホームページの入試関連項目の管理等を行う。統計部会は、試験結果の統計的分析とその資料の作成を行う。

以上により、公正・適正な学生募集及び入学者選抜の実施に努めている。

#### (エ) 入学者選抜の結果

2015 年度入学者選抜試験については、編入学試験は 2014 年 9 月 3 日、推薦入試は同年 11 月 18 日、AO 入試は 2015 年 2 月 1 日、一般入試は国公立大学一斉に同年 2 月 25 日に実施された。本年度の入学者数における県内高校出身者の割合は、約 7 割であった。試験当日は、ノロウイルス感染等の拡大防止のため、万一のための処理キットとスタッフを配置して対策を講じた。

#### (オ) 入学者選抜の透明性を確保するための措置

入学試験（編入学試験、推薦入試、AO 入試、一般入試）の受験者に対し、受験成績の一部について期間を設け開示する旨を募集要項に明記している。過去の試験問題については、著作権処理を済ませ公開の許諾が得られたものについて、希望者に配布するとともに、大学の Web サイトにも公開している。

### <3>保健医療学研究科

#### ア 学生募集の方法

大学院パンフレットや学生募集要項等の紙媒体に加え、本学のホームページによる広報や県内医療機関への周知のほか、以下のとおりオープンキャンパス時に大学院説明会を開催した。

本学大学院に進学を希望している者、大学院に興味のあるすべての者を対象に、各分野・領域の概要や入学試験の概要、奨学金・入学科料等の概要を説明し、また、各分野・領域の教員との面談も併せて実施し、本学大学院に対する理解を促進している。

表5-3 オープンキャンパス時の大学院説明会の概要

項目	内 容 等
期 日	2014年7月19日（土）14時10分～15時30分
場 所	本学講義棟、実習棟ほか
対象者	本学大学院に進学を希望している者、興味のあるすべての者
主 な 内 容	①各専攻・領域共通：大学院概要、入学試験概要 ②専攻・領域別：各専攻・領域別の説明及び面談等
参加者	5名

#### イ 入学者選抜の方法

##### (ア) 募集人員等

本学大学院では一般選抜の他、学科試験のみではなく面接に重点を置いた社会人特別選抜も取り入れている。

表5-4 募集人員等

課 程 名	研 究 科 名	分 野 名	募 集 人 員
修士課程	保健医療学研究科	看護学分野	12名
		理学療法学分野	
		作業療法学分野	

##### (イ) 選抜方法と出願資格

入学者選抜は、英語、専門科目及び面接により総合的に判定している。社会人の受け入れについては、特に定員枠を設けてはいないが、一般選抜の他に、社会人を対象として、試験科目の英語の配点を一般選抜の2分の1、面接の配点を一般選抜の2倍とする社会人特別選抜を実施している。

表5-5 大学院生の選抜方法

課 程 名	分 野 名	試 験 科 目
修士課程	看護学分野	英語、専門科目（志望する専攻に関する内容）、面接
	理学療法学分野	
	作業療法学分野	

##### (ウ) 入学者選抜を適切に行うための実施体制

入学者選抜に関する業務については、学長が指名した入試委員会委員長を中心とする入試委員会が、作題スケジュール、作題者の人選と依頼、入試問題の設計、

作題のチェック、採点、入試の準備や運営などの実務を担う体制となっている（根拠資料5－9 別表）。入試実施方法の適切性は定期的に開催する入試委員会で、入試問題の適切性は入試委員会の作題に関する部会で綿密な検証を行い、改善に努めている。

#### (エ) 入学者選抜の結果

2015年度の入学試験は、2014年8月27日に実施された。入学手続き者が定員に満たなかったため、二次募集を2015年2月7日に実施した。

#### (オ) 入学者選抜の透明性を確保するための措置

入学試験の不合格者に対し、受験成績の一部について所定の期間内の申請により開示する旨を募集要項に明記している。2014年度入試における情報開示請求は0件であった。また、過去の問題については、希望者に対し学内で閲覧に供している。

### (3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

#### <1>大学全体

学部・大学院に入試委員会を設置し、適切な定員を設定し、適切な収容定員となるよう管理している。

#### <2>保健医療学部

在籍学生数の管理については定員を若干超過しているものの、どの学科も超過率は10%未満であり、概ね適正であると考えられる。

表5－6 定員管理状況 (在籍者数：2015年5月1日現在)

学 科	入学定員	収容定員 A	在籍者数 B	在籍学生数比率 B/A
看護学科	67名	227名	229名	1.01
理学療法学科	25名	90名	89名	0.99
作業療法学科	25名	90名	92名	1.02
合 計	117名	407名	410名	1.01

また、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、各学科ともに0.87から1.00までの範囲にあり、学部全体で0.95と、概ね適正であると考える（根拠資料5－10）。

しかし、前回の認証評価時に指摘のあった理学療法学科と作業療法学科の編入学者数は、定員5名に対して受験者が0の状態が続いている。看護学科では、2012年の教育課程の改正時に編入学定員を10名から4名に減少させた。その後の経緯として、受験者数は定員を超えるものの減少傾向が続いており、実際に入学していく学生数も2013年が3名、2014年、2015年が各1名と非常に少ない状況にある。

これらを踏まえ、各学科で検討を行った結果、全学科とも編入学制度を廃止することが、2015年の総務調整委員会で報告された。また、在籍者数を確保するために

入学定員の増員を含めて検討することとなった。今度、各学科で詳細を検討した上で、教育課程検討委員会で大学としての改正案を立案し、教授会、教育研究審議会で審議後、学長が決定する予定である。

### 〈3〉保健医療学研究科

在籍学生数の管理については、定員の1.0倍未満であり、概ね適正であると考える。

表5-7 大学院の定員管理状況

課程名	分野名	入学定員	収容定員A	在籍者数B	在籍学生数比率 B/A
修士課程	看護学分野	12名	24名	12名	0.92
	理学療法学分野			7名	
	作業療法学分野			3名	

また、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、0.75となっており（根拠資料5-10）、学生募集の強化に努めている。

## (4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

### 〈1〉大学全体

入試委員会が、入学者選抜要項や学部・研究科の学生募集を作成するときに、受け入れ方針に基づいているか、毎年検証している。

### 〈2〉保健医療学部

入学試験の公正かつ適正な実施を図るため、入試委員会が、①入学者選抜方法に関する事項、②学生募集に関する事項、③入学試験問題の作成及び採点に関する事項、④合否判定資料作成と合否判定に関する事項、⑤入学試験に係る広報計画等を所管し、広報から入試実施方法や入試問題の適切性等に至る入試関係事項を毎年度隨時検証し、改善に努めている。検証の結果、改善が必要な事項等については、総務調整委員会の議事を経て、教授会において審議・承認を得ている。

また、2011年には、学生の入試及び入学後の成績等の分析などを行うため、入試委員会内に統計部会を設けた。今後、当該機能を発揮し、入学者選抜の更なる改善等に努めていくこととしている。

### 〈3〉保健医療学研究科

保健医療学研究科でも、入試委員会が①入学者選抜方法に関する事項、②学生募集に関する事項、③入学試験問題の作成及び採点に関する事項、④合否判定資料作成と合否判定に関する事項、⑤入学試験に係る広報計画等を所管しており、毎年度の入学試験終了時に、広報、入試実施方法、入試問題の適切性、合格基準等についての検証を行い、公正かつ適切な入試の実施及びアドミッション・ポリシーに則した受験生の確保に努めている。検討結果に基づく改善事項等については、総務調整委員会の議事

を経て、研究科委員会において審議・承認を得ている。

## 2 点検・評価

### ●基準5の充足状況

本学は、本学の理念・目的の更なる実現に向けて、毎年度、アドミッション・ポリシーの検証を行い、当該方針に基づき、公正な学生募集及び選抜試験を実施している。一方で、入学者の学業状況を見る限り、求める学生像として掲げたアドミッション・ポリシーに一部即さない学生が入学することがあり、入学試験結果の分析、評価、検証を行う必要がある。入試委員会の統計部会において分析等を開始したところである。これらのことから、同基準を概ね充足していると考える。

#### ① 効果が上がっている事項

##### <1>保健医療学部

アドミッション・ポリシーは毎年度検証を行い、必要な見直しを加え、大学ホームページや学生募集要項等に掲載し、周知を図っている。

2015年度入試の志願者倍率は、一般入試で3.7倍となっており、十分な受験者を確保している。

##### <2>保健医療学研究科

学生募集に関する広報活動として、2014年度はオープンキャンパスにおける大学院説明会の周知に加え、学部生からの進学希望者を積極的に募った。その結果、修士課程の受験者数は2015年度入試で12名となり、受験者数が前年度を上回った。

#### ② 改善すべき事項

##### <1>保健医療学部

アドミッション・ポリシーに則した優秀で適性と意欲のある学生を確保するため、大学パンフレット等の広報媒体をさらにわかりやすく魅力的になるよう工夫する必要がある。

学部のアドミッション・ポリシーは確立しているが、学科毎のアドミッション・ポリシーは検討中であり、今後確立する必要がある。

アドミッション・ポリシーと入学試験との整合性を確認するために、入試結果と入学者の学業成績との関連を把握する必要がある。

定員5名に対して受験生が0の状態が続いている理学療法学科と作業療法学科の編入学制度の改善が必要である。

##### <2>保健医療学研究科

受験者数の増加を図るため、大学院で研究することの意義とメリット、また研究支援体制をわかりやすく広く周知するとともに、受験希望者のニーズを把握する必要がある。

## 3 将来に向けた発展方策

#### ① 効果が上がっている事項

##### <1>保健医療学部

引き続き、教育目標等を踏まえ、アドミッション・ポリシーの検証及び必要な見直

しを行い、積極的に周知する。これにより、本学が求める学生の受け入れに努める。

入試広報を効果的に実施するとともに、公正で適切な入学試験実施体制を維持し、引き続き、高い志願倍率の維持に努める。

## 〈2〉保健医療学研究科

継続的な大学院説明会、県内医療施設や学部卒業生への入試情報の更なる周知を図り、受験者数を増加させる。

### ② 改善すべき事項

#### 〈1〉保健医療学部

アドミッション・ポリシーに則した優秀で適性と意欲のある学生を確保するため、大学パンフレット等の広報媒体の作成に入試委員会広報部会に加えて在学生を参加させ、編集や業者企画案の選定に当事者である学生の視点を活用する。

各学科の求める学生像を一層明確にし、さらに公正で的確な入試を実施するために、学部のアドミッション・ポリシーのみならず、学科毎のアドミッション・ポリシーの検討を続け、確立を図る。

アドミッション・ポリシーと入学試験との整合性を確認するために、入試委員会の統計部会の機能を発揮し、入試結果及び入学者の学業成績などについて分析等を行う。

全学科とも編入学制度を廃止する。

#### 〈2〉保健医療学研究科

受験者数の増加を図るため、本学に在学している学部生の進学ニーズ、大学院説明会への社会人参加者のニーズを把握し、大学院で研究することの意義とメリット、また研究支援体制をわかりやすく広く周知するとともに、修了生を講師に招いての、当事者視点での大学院説明会を開催するなど、広報活動を更に強化する。

## 4 根拠資料

根拠資料 5－1 山形県立保健医療大学ホームページ（アドミッション・ポリシー）

<http://www.yachts.ac.jp/admission/admission.html>

<http://www.yachts.ac.jp/graduate/daigakuin-admissionpolicy.html>

根拠資料 5－2 平成 27 年度 入学者選抜要項

根拠資料 5－3 平成 27 年度 学生募集要項（保健医療学部 推薦入試）

根拠資料 5－4 平成 27 年度 学生募集要項（保健医療学部 看護学科 AO 入試）

根拠資料 5－5 平成 27 年度 学生募集要項（保健医療学部 一般入試）

根拠資料 5－6 平成 27 年度 学生募集要項（保健医療学部 編入学）

根拠資料 5－7 平成 27 年度 学生募集要項（大学院 保健医療学研究科）

根拠資料 5－8 山形県立保健医療大学選抜試験実施状況（平成 22～27 年度）

根拠資料 5－9 公立大学法人山形県立保健医療大学学内委員会規程（既出 根拠資料 2－8）

根拠資料 5－10 入学定員に対する入学者数比率（平成 23～27 年度）

## 第6章 学生支援

### 1 現状説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

#### ア 学生支援に関する方針

本学においては、学生生活を支援する組織として学生支援委員会を組織している。本法人の中期計画にある学生支援の充実として、現在、以下の項目を挙げている（根拠資料6－1 第2－1－(4)）。

#### ◎中期計画＜抜粋＞

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

##### 1 教育に関する目標を達成するための措置

###### (4) 学生支援の充実

###### ① 学修支援

ア 履修科目についての情報を学生に的確に伝えるため、シラバスの充実に努める。

イ オフィスアワー制度を継続して実施するなど、学生が教員に対して気軽に学習等の相談ができる環境の充実を図る。

また、学生の履修状況については、各学科において常に留意し、履修指導が必要な場合は関係教員が連携しきめ細かな指導・助言を行う。

ウ 障がいや疾病のある学生が支障なく学習や研究に取り組めるよう、学内環境の点検・整備を進める。

###### ② 生活支援

ア 学生が疾病や健康問題、その他大学生活上の諸問題を相談し解決できるよう、保健室の常駐職員や学外カウンセラーの配置を継続して実施する。

イ 成績が優秀でありながら学資等が十分でなく就学が困難な学生に対しては、一定の条件のもと、授業料減免等の制度を活用し支援する。

ウ 学生生活の充実のため、サークル活動やボランティア活動への参加など、学生の自主的活動を奨励するとともに、サークルの学内施設の利用にあたっての配慮や地域のボランティア活動に関する情報提供など必要な支援を行う。

###### ③ キャリア支援

ア 国家資格試験受験希望者に対して、模擬試験の実施や休日における演習室の開放など、資格取得に向けた各種支援策を効果的に実施する。

イ 学生の円滑な就職・進学活動を積極的に支援し、卒業生の県内定着という視点も踏まえ大学として高い就職率を継続していくため、学生向けの就職対策研修会の開催や県内病院等を招いての就職説明会の実施、学内ネットワークを活用した学生への迅速な就職・進学情報の提供など、就職・進学支援のための取組みを効果的に展開する。

中期計画は、学生支援委員会、学科教員会議などで検討し、総務調整委員会、教育研究審議会及び経営審議会での審議を経て策定されたものである。

本学では、学生部長を学生支援の統括責任者とし、学生支援委員会を中心に、学生相談室、各学科の学年担任等の組織を置き、常時、学生生活に配慮した活動を次のとおり行っている。

#### (7) 学生支援委員会

学生支援委員会は、①学生の就職及び進学指導に関する事項、②学生の福利厚生及び保健に関する事項、③学生の厚生補導に関する事項、④その他学生に関する事項を所管している（根拠資料6-2 別表）。毎月委員会を開催し、学生の支援に関して審議している。個別の支援活動については、実施状況の評価を実施し、次年度の活動に活かしている。また、全体の活動状況については中期目標に沿った自己点検評価表に基づいて年度末に評価している。

#### (8) 学生相談室

学生相談室は、修学、心理面、対人関係などの相談に応じている。学生相談室は、外部カウンセラーを含めて7名の学生相談員が隨時に対応している。

#### (9) 学年担任制度

本学では学年担任制度を導入しており、各学年2名～4名の専任教員を配置し学生の相談に対応できる体制をとっている。学年担任は、学科・専攻の専任教員が入学時より卒業時まで原則的に担当し、学生の修学・進路、大学生活及び健康等の問題に関して指導・助言を行い、学生生活の向上に寄与している。学生の生活上の問題や悩みに関する諸問題について、直接学生と面接を行い、指導・助言を行っている。面接は、定期的・必要に応じて実施し、学生生活や学業へのサポートを行っている。また、必要時には学年担任会議を開催して支援方法等を検討している。

#### (10) オフィスアワー制度

本学では、学生が気軽に教員に質問や相談ができるように、教員のオフィスアワー制度を整え、全学生に周知することで学科学年の枠を超えた学生支援を行っている。相談内容としては、進路、授業など学修に関する相談が2015年度前期で104件であった。

#### (11) 課外活動への支援

他学科との交流、幅広い人間関係の構築の場となることから、本大学では定められた基準に適合する団体についてサークルとして認定する制度を設けている。現在は18サークルが認定され、それぞれ積極的に活動している（根拠資料6-3、根拠資料6-4）。特に、地域におけるボランティア活動や地域のイベントに参加するなど、地域に根差した課外活動に対しては積極的に支援している（根拠資料6-5）。

#### (12) 大学院生に対する学生支援

個々の社会的・個人的背景を持つ学生の支援は、教務学生課と協力しながら研究指導教員及び各専攻の教員が具体的な相談・支援を行っている。

## (2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

学生への修学支援としては、経済的支援として奨学金制度、授業料免除制度を設けている（根拠資料6－6）。また、休学者や退学者の支援として、各学科の学年担任を中心として組織的にサポートを展開している。新入生への支援としては、入学時に各学科のオリエンテーション、図書館及び情報処理教室の利用、交通安全、防犯対策等の講演会を開催し、学生生活が円滑に過ごせるための支援を実施している。

### ア 経済的支援

#### (ア) 奨学金

本学での奨学金は、日本学生支援機構、病院等の民間の奨学金団体からのものである。日本学生支援機構奨学金の周知は、入学前は、大学案内等の広報雑誌や大学のホームページで行い、入学後には入学時のオリエンテーションや学生便覧、学内掲示、電子掲示版を活用している。本学において推薦規程に基づいて在学生の65.1%が日本学生支援機構の奨学金を受けている（根拠資料6－7、根拠資料6－8）。また、民間の奨学金は、大学に案内が届いた段階で一覧表にして掲示板で周知している。

#### (イ) 授業料減免制度

本学では、経済的理由等により修学が困難な学生を対象に授業料減免制度を設けている。申請は年2回受け付けている。2014年度は、学部生23名（全額免除18名、半額免除5名）、大学院1名（全額免除1名）の授業料を免除した。

表6－1 授業料減免の状況

	2012年度		2013年度		2014年度	
	全額免除	半額免除	全額免除	半額免除	全額免除	半額免除
学部生	14名	4名	12名	3名	18名	5名
大学院生	0名	0名	1名	0名	1名	0名

※学部生：全額免除に震災理由2名含む。

#### (ウ) 授業料の分割徴収制度

やむを得ない事情で授業料を一括して支払うことが困難な学生は、分割して支払うことができる制度を設けている（根拠資料6－9）。

### イ 留年者及び休学者・退学者状況把握と対処

本学では、学年担任が中心となって学生の相談や指導を行っていることから、休学・復学・退学の際は学年担任及び学科長、必要時は保護者を交えて面接を行い、本人と家族の意向を確認して、双方が納得した上で今後について検討を行っている。

2012年度から2014年度までの休学・復学・退学は次表のとおり、減少している。

表6－2 学部生の休学・復学・退学者の状況

	2012年度	2013年度	2014年度
休学	5名	2名	2名
復学	4名	2名	2名
退学	5名	0名	0名

#### **ウ 障がいのある学生への支援**

本学の建造物はバリアフリー構造ではないが、玄関にスロープ、また車椅子対応の呼び出しボタン、エレベーターの設置、1階に障がい者トイレの設置等をしている。また、これまで正面玄関のドアが手押しであったが、2015年度に自動ドア化を実施した。

入学後に配慮を必要とする可能性のある者には、事前に出願前に相談できることを周知している。障がいを有する学生の理解と受け入れについてのセミナー等に教職員等が参加するなど、積極的に情報収集を行っている。

#### **エ 新入生への支援**

新入生が専門職者として学修することを支援するために、入学時オリエンテーションの一環として「医療者としてのマナー講座」を開催して、医療者としての自覚を促す機会を設けている。また、新入生同士、上級生などとの親睦や関係を促進する目的で学生自治会主催の「歓迎会」を食堂で開催して、新入生の学生生活が円滑に進むように支援を行っている。

#### **オ 大学院生への修学上の支援**

大学院生の研究指導、履修指導、健康状態への配慮、就職活動等については、研究指導教員が指導・助言をしている。留年者・休学者・退学者については、各研究指導教員が相談・アドバイス等を行っている。

社会人学生に配慮した長期履修制度も取り入れている（再掲 p36 参照）

表 6－3 大学院生の休学・復学・退学

	2012 年度	2013 年度	2014 年度
休学	3 名	2 名	4 名
復学	2 名	2 名	2 名
退学	1 名	0 名	0 名

#### **(3) 学生への生活支援は適切に行われているか。**

学生への生活支援については、毎年配布する学生便覧で支援体制・内容を周知している。

学生の健康管理のために保健室及び学生相談室を設けている。また、ハラスマントに関する規程を作成して学生に周知している（根拠資料 6－10）。また、交通事故や防犯に関する講演等も警察署の協力を得て行っている。

#### **ア 学生の健康管理**

本学では、山形県立保健医療大学保健室運営規程に基づいて保健室を運営している。保健管理を行う学校医は3名、学内の医師の免許を持つ教員3名（内科医1名、整形外科医1名、精神科医1名）を含めて、運営員20名である（根拠資料 6－11 第3条）。保健室が学生の健康管理に関わる業務等を行っている。保健室においては非常勤の保健師が諸活動の実務を行っている。保健室の業務内容及び現状は以下のとおりである。

##### **(ア) 学生の定期健康診断の実施**

4月に学部生は全学生に定期健康診断を実施している。受診者 413 名（2014 年度）、受診率はほぼ毎年 100%である。大学院生の健康診断受診は任意であるが、2014 年度は 5 名である。

#### （イ）学生の定期健康診断後の指導

定期健康診断後にフォローアップを行っている。2015 年度では要精密検査・再受診が 26 名、うち 19 名は再検査が終了し、未受診の学生には受診指導を行っている。その他 12 名に対しては、生活指導・食事療法等の保健指導を行っている。

#### （ウ）感染抗体価調査とワクチン接種指導

編入学生も含む新入学生全員に感染抗体価検査（麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、B 型肝炎）を実施し、結果の管理とワクチン接種指導を実施している（根拠資料 6-12）。

#### （エ）メンタルヘルス

学生のメンタルに関する相談・指導、学外カウンセラーへの紹介等を行っている（根拠資料 6-13）。

### イ 学生相談

学生相談の窓口は、入学時オリエンテーションや学生便覧等に記載して周知を図っている。

学生相談室は、学長の直轄機関であり、教員を室長とし、7 名の学生相談員（学内教員 6 名、外部カウンセラー 1 名）で対応している。相談内容は、健康問題、友人・家族関係、授業に関するここと、大学生活への適応など多岐にわたっている。

### ウ ハラスメント防止への対応

本学では 2009 年度に「ハラスメントの防止等のため教職員及び学生が認識すべき事項についての指針」を示し（根拠資料 6-14）、2013 年度に「公立大学法人山形県立保健医療大学におけるハラスメントの防止及び措置に関する規程」を制定した（根拠資料 6-10）。2014 年度よりハラスメント防止対策委員会を中心とした教職員に対して「ハラスメント防止研修」を年 2 回開催している。

学生に対しては、4 月のガイダンスやパンフレットを活用して周知し、ハラスメントに関する講演会を開催した。

ハラスメント相談室は、理事長の直轄機関であり、教員を室長とし、11 名の相談員（学内教員 5 名、職員 2 名、学生 4 名）で、ハラスメントに関する苦情相談に対応している。

### エ 学生生活調査の実施

本学独自の学生生活調査は実施していないが、独立行政法人日本学生支援機構の学生生活調査（2 年に 1 回実施）に協力している。調査全体の結果は、同機構のホームページに掲載されている。

## （4）学生の進路支援は適切に行われているか。

### ア 就職支援

本学では学生支援委員会委員、各学科の学年担当が連携して、学生の進路相談・指導を行っている。

従来2階にあった就職資料室を閉鎖し、2015年6月キャリアセンターとして学生が利用しやすい1階に開設した。

学生への進路支援として行っている主なものは以下のとおりである。

- ①就職マナーアップセミナー
- ②キャリア支援セミナー（県内病院就職説明会）
- ③3年生キャリア支援セミナー
- ④医療者としてのマナー講座（2、3年生）
- ⑤就職模擬面接

#### イ 国家試験

国家試験対策については、3学科で共通の対策はしていないが、学生の自己学習を促すために学習室の確保等、学修環境を整備している。また、各学科において学年担任が模擬試験の結果等に基づいて個別に相談・指導を行っている。

## 2 点検・評価

### ●基準6の充足状況

学生支援委員会は、学生が学修に専念できるための学修環境の整備、学生の生活支援、進路支援を行っている。現在も細やかな支援体制をとて活動していることから、概ね同基準は充足している。

#### ①効果が上がっている事項

##### ア 学生指導体制に関する組織・システム

学生生活における生活、健康、進路等は各支援組織が支援を行い、学生指導については、各学科の学年担任が直接学生に助言・指導を実施している。また、オフィスアワー制度を導入して、学生が学科学年の枠を超えて教員に相談できる体制を整えている。

#### イ 生活支援

##### (ア) 学生の健康管理

保健室と学生支援委員会が連携して、4月のガイダンスでの健康診断及び感染対策について学生に周知し、ワクチンの接種日を周知して実施している。また定期健康診断で問題がある学生に対しては健診後にフォローアップを行い健康管理に効果をあげている。健康診断後のフォローと同時に感染症抗体価調査とワクチン接種指導の実施は、円滑な臨床実習を行う上での基礎となっている。また、保健室としてインフルエンザの動向をつかみ、必要に応じて学生部長より周知等を行う体制をとっている。

##### (イ) 学生相談

教員を中心とした7名体制で、学習面や生活面に関し学生の個別相談に対応するとともに、各学科の学年担任と連携しながら本人と保護者のサポートを行っている。

#### ウ 学生の進路支援の充実

キャリアセンターが1階に開設されたことで、学生が気軽に利用できる環境になり、県内外の病院・施設の情報を収集する場となっている。

キャリア支援セミナーは、学生が病院・施設職員から直接話が聞けることもあり、希望する病院・施設への就職につながる機会にもなっている。

## ②改善すべき事項

経済的状況を鑑みると、日本学生支援機構の奨学金利用率が増加傾向にあり、経済的問題から修学が困難な学生への支援策の検討が必要である。

何らかの心身の健康問題を抱えながら学修する学生に対して、保健室及び各学科の学年担任等と連携しながら、大学生活に適応できる支援を行っていく必要がある。

また、学生のキャリア支援について、就職支援に重点が置かれ、進学支援への取組みが少なかった。

オフィスアワーを実施しているが、有効に活用されていないことがある。

## 3 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

#### ア 学生指導体制に関する組織・システム

学生の修学支援のための研修会への参加を促進するとともに、学科や教員間において情報共有を行い、更なる支援体制を構築する。

各学科において学年担任は学生指導の要であり、相談・指導には有効に機能していると考えるが、より充実した学生支援を行うためには大学として学年担任を制度として組織化する。

#### イ 生活支援

##### (ア) 学生の健康管理

学生の健康診断後にフォローアップをしているが、フォローアップ後の受診の確認も含めて、継続して保健指導を実施するなど健康管理について充実・強化を図る。

##### (イ) 学生相談

学生が学科内の相談員だけでなく、学生が相談しやすい学内外の相談員を選べるシステムを検討する。

#### ウ 学生の進路支援の充実

キャリアセンターの活用状況を調査し、調査結果に基づいてキャリア支援センターのよりよいあり方を検討する。また、卒業生の就職の動向調査を実施し、就職支援に活用する。

### ②改善すべき事項

心身の健康問題を抱えながら入学してくる学生への支援として、各学科の学年担任と保健室及び学生相談（含カウンセリング）の情報の共有等について検討する。

また、肥満等による保健指導を要する学生への対策について保健室を中心検討する。

学生の就職指導を充実させるために、在学生および卒業生の就職について動向調査の実施を検討する。また、学生が自分のキャリア・デベロップメントについて、低学年から考えるように啓発する機会を設ける。また、大学として学生のキャリア形成への取組みを他の委員会と連携して体系的に支援することを検討する。

オフィスアワー制度については、学生への周知と活用について4月のガイダンスに追加することを検討する。

#### 4 根拠資料

- 根拠資料 6－1 公立大学法人山形県立保健医療大学中期計画（既出 根拠資料 1－13）
- 根拠資料 6－2 公立大学法人山形県立保健医療大学学内委員会規程（既出 根拠資料 2－8）
- 根拠資料 6－3 公立大学法人山形県立保健医療大学サークル室等使用要綱
- 根拠資料 6－4 平成 27 年度サークル一覧
- 根拠資料 6－5 平成 26 年度サークル決算
- 根拠資料 6－6 公立大学法人山形県立保健医療大学授業料免除等規程
- 根拠資料 6－7 山形県立保健医療大学における日本学生支援機構奨学生の推薦に関する規程
- 根拠資料 6－8 日本学生支援機構奨学金貸与状況
- 根拠資料 6－9 公立大学法人山形県立保健医療大学授業料等徴収規程
- 根拠資料 6－10 公立大学法人山形県立保健医療大学におけるハラスメントの防止及び措置に関する規程
- 根拠資料 6－11 山形県立保健医療大学保健室運営規程
- 根拠資料 6－12 山形県保健医療大学学生感染症予防対策に関する規程
- 根拠資料 6－13 平成 26 年度保健室利用状況
- 根拠資料 6－14 ハラスメントの防止等のため教職員及び学生が認識すべき事項についての指針

## 第7章 教育研究等環境

### 1 現状説明

#### (1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

本学では 2009 年度から公立大学法人に移行し、2015 年度から第 2 期中期計画を開始した。第 2 期中期計画において、教育研究等環境の整備に関して以下のように明記している（根拠資料 7-1 第 2-1-(2)-②、第 2-2-(1)・(2)）。

#### ◎中期計画＜抜粋＞

第 2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置

##### 1 教育に関する目標を達成するための措置

###### (1) 教育の実施体制の充実

###### ②教育環境

ア 講義や実習、実験等が円滑かつ効果的に行えるよう、各教室の実験・実習機材や映像機器等、教育指導に使用する施設・機械について、適切な維持管理を行うとともに、計画的に整備・更新を進める。特に情報システム環境については、ICT 技術の進展等に合わせなお一層の充実を図る。

イ 附属図書館について、利用形態、施設設備、蔵書内容その他多角的に運営状況を検証し、利用者ニーズを踏まえた蔵書・資料の充実とサービスの向上に努める。

##### 2 研究に関する目標を達成するための措置

###### (1) 研究水準の向上及び研究成果の発信

ア 教員が、最新の知識や技術に基づく質の高い研究に積極的に取り組めるよう、電子ジャーナル等を活用した国内外の最新の論文等の情報を迅速に収集する機能の強化や、教員の共同研究発表会を定期的に開催するなど、研究水準の向上につながる取組みを継続的に展開する。

イ 県内各層との意見交換等を通じて保健・医療・福祉に関する地域課題を的確に把握し、個人研究のほか、県内の行政機関や病院職員等との共同研究を行い、その解決に積極的に取り組む。

また、教員が行った研究の成果については、本学のホームページに掲載する他、大学の紀要「山形保健医療研究」の出版や、学会での発表、学術雑誌への論文寄稿等により広く公表する。

###### (2) 研究実施体制の整備

ア 研究活動の推進に必要な施設、機器等について定期的に点検するとともに、計画的な整備拡充を行う。

イ 教員や大学院生が人を直接対象とする研究を行う場合の倫理的配慮の徹底を図るため、学外委員を加えた倫理委員会を運営し、厳正な倫理審査を行う。

ウ 大学の研究活動全般について、定期的な自己評価及び外部評価により適切に検証し、必要な改善を図るとともに、文科省の「研究活動における

る不正行為への対応等に関するガイドライン」に従って所要の整備を図る。

エ 研究水準の向上に向けた取組みを全学的に強化し、科学研究費補助金等の競争的資金や、共同研究、受託研究などによる外部研究資金の獲得に努める。

オ 外部研究資金を獲得した教員について講じている教育研究上の優遇措置を拡充するなど、獲得に対するインセンティブを付与する仕組みの充実を図る。

中期計画は、学内の各委員会、学科教員会議などで検討し、総務調整委員会、教育研究審議会、経営審議会での検討を経て策定しており、この計画について教職員間で共有している。中期計画はホームページで公開しており、教職員は常にこれを参照できる。また、毎年の年度計画策定も、中期目標に基づいて行っている。

## **(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。**

### **ア 校地・校舎**

本学の校地面積の合計は 55,782.0m<sup>2</sup> であり、設置基準上必要な面積の約 13 倍である。すべて同一敷地であり、単独のキャンパスを形成している。校舎面積は 13,926.5m<sup>2</sup> であり、設置上必要な面積の約 2.7 倍である（大学基礎データ 表 5）。体育館を除き、管理棟、講義棟、図書館、講堂、福利厚生棟などが連結して同一の建物を構成しており、冬季積雪時期における利便性を確保している。

快適な学生生活環境を維持するため、2004 年度より敷地内全面禁煙としている。ゴミ箱は教室内には配置せず、環境に配慮するため分別を徹底している。

なお、清掃業者による定期清掃の実施、共有スペース（中央ホール、廊下等）への椅子の配置等アメニティに配慮した環境整備に努めている。

### **イ 教育研究施設（根拠資料 7-2 p.115-118）**

#### **(ア) 講義室・演習室**

講義室及び演習室は合計 19 室を設けている。この他、講義棟内に設置されている会議室 4 室、及び談話室 1 室も必要に応じて大学院の授業やゼミ、あるいは学部卒業研究のゼミなどに活用している。

#### **(イ) 実験室・実習室**

専門職養成教育には実験・実習は不可欠であり、各学科専用および共用の実験室、実習室を設けている。これは、学部及び大学院教育だけでなく、教員の研究にも活用されている。

#### **(ウ) 教育研究用情報処理施設**

学生の教育研究用コンピュータは、2012 年度の情報システム更新時に更新され、情報処理教室に 50 台設置されている。情報処理教室のコンピュータは、教育研究に必要な各種ソフトウェア、統計解析ソフトウェアが利用できるほか、図書館システム BLABO による本学図書館の資料の検索、文献データベースや電子ジャーナルへのアクセスが可能である。

また、語学教室に設置しているコンピュータは、英語系 e-ラーニング教材を導

入しており、学生がオンラインで学習し、その学習状況を教員が確認できる環境となっている。

両教室とも授業で使用する時間以外は学生に開放されており、学生は自身のキーカードで入室し利用できる。

#### (エ) 大学院生の教育研究環境

大学院生室には定員分の机及びコンピュータを設置している。大学院生室のコンピュータも図書館システム BLABO による本学図書館の資料の検索、文献データベースや電子ジャーナルへのアクセスが可能である。大学院生室は教員研究室と同様に 24 時間利用が可能である。

#### (オ) 教員研究室

教員研究室は 42 室設置されており、教授・准教授は個人研究室である。講師については、教員数増などに伴い、個室または 2 名で一室となっている。助教は共同研究室であり、3 ~ 4 名での使用である。教員研究室のコンピュータは、図書館システム BLABO による本学図書館の資料の検索、文献データベースや電子ジャーナルへのアクセスが可能である。また、教材作成室のカラーレーザープリンタや各学科の共同プリンタが利用できる。

#### (カ) 運動施設

体育館は床面積 1,151.03 m<sup>2</sup> で、アリーナにバレーボールが 2 面確保できる。トレーニングルームやサークル室も配置されている。

屋外には、1 周 250 m で、ソフトボールが 2 面確保できるグラウンドのほか、夜間照明付きのテニスコートが 2 面、ゴルフ練習用ネットが 3 打席ある。これらの施設は、授業やサークル活動で使用している。

#### (キ) その他

屋外には、230 台収容の駐車場及び駐輪場があり、その隅には車庫が配置されている。駐車場は、本学が公共交通の便に乏しい場所にあることから、通学用及び通勤用の乗用車を駐車させる必要不可欠の施設となっている。

非常勤講師の送迎等で使用する乗用車 2 台、実習の移動等で使用するマイクロバス 1 台、業務用のバン 1 台を保有している。

なお、講堂、講義室、演習室及び体育施設については、使用目的、日時を限定し、学外者の使用を許可している（根拠資料 7-3 第 3 条）。

### ウ 教育研究用機器等の更新

本学の主要な教育研究機器は、前身の短期大学開設の 1997 年に整備されたものであるため、耐用年数を過ぎて不具合を生じるものや、最新の研究水準に性能が合致しないなど、更新が必要な状況となった。このため、公立大学法人化した 2009 年度から運営費交付金の「施設・設備整備費」に教育研究機器の更新予算を計上し、また、2013 年度からは目的積立金の取り崩しも行って教育研究機器の更新を進めている（根拠資料 7-4）。

### (3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

附属図書館は、教育及び研究活動に必要な情報を提供することにより、発展に貢献

することを目的に設置した。また、県立大学の使命として、県内の保健医療水準の向上に資することも目的としている。したがって、学術情報の収集と効果的な提供により、教育や研究のための環境整備に努め、学生及び教員並びに県内医療関係者や地域住民へのサービス拡充に努めている。

コンピュータネットワークによる学術情報提供サービスは、進展する ICT 技術や変化するセキュリティ対策に対応するため、5 年ごとにシステムを更新して整備に努めている。

#### ア 図書館運営体制

##### (ア) 図書館の設備

本学図書館は、本館 1 階北東に位置し、延床面積 890 m<sup>2</sup>、閲覧席は 73 席（内パソコン席 7 席）、AV コーナー（座席数 4）、学習室、事務室、書庫を有している（根拠資料 7-5）。

2004 年度に倉庫を改修して学習室を設け、グループ学習、外部利用者の文献検索の講習会などに利用できるようにしている。

図書館内には無線 LAN が設置されており、パソコン席のデスクトップだけでなく、貸出し用のノートパソコンを用いて文献検索等が可能となっている。

不正持出し防止用のチェックゲートが 2014 年度に故障し、修正不能となつたため、2015 年度に更新している。

##### (イ) 職員

職員数は、専任職員 1 名、司書資格を有する非常勤嘱託職員 5 名となっている。

##### (ウ) 開館時間及び利用者

開館時間は、平日は 9 時～21 時（ただし、春季休業期間、夏季休業期間、冬季休業期間は 9 時～17 時）となっている。時間外の利用は、教員は専用のカードキーで入館できるようになっており、学生は教員の同行のもとに入館できるようになっている。土曜日は 9 時 30 分～16 時 30 分に開館している。図書館の休館日は、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12 月 29 日～翌年 1 月 3 日）、蔵書点検を行う期間、月 1 回の図書整理日となっている。

本学図書館では県内在住者、県内通勤あるいは通学者へは利用カードを発行して、図書の貸出しを含めた利用を可能としている。

図書の貸出しへは、教職員等は 10 冊 30 日間、学部学生は 5 冊 14 日間のほか実習期間中の貸出期間延長等を行っている。学外利用者は 3 冊 10 日間の貸出しが可能である（根拠資料 7-6 第 15 条、根拠資料 7-7）。

##### (エ) 図書館利用状況

2013 年度（2014 年度はチェックゲート故障のため把握できず）の入館者は 48,370 人（1 日平均 175 人）、貸出冊数は 9,069 冊（1 日平均 33 冊）である。このうち、学部学生は 6,581 冊（1 日平均 24 冊）で、1 人当たりの年間貸出冊数は約 17 冊である。学外者は 2,132 人の来館があり、約 23% の 499 人は県内医療系専門学校等の医療系学生で、約 54% の 1,159 人は医療福祉機関の職員である（根拠資料 7-8）。

#### (オ) レファレンスサービス

レファレンスサービスは、図書館利用者が必要としている情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのものや必要とされる資料を検索・提供・回答することで補助する業務であり、図書館カウンターにおいて司書が、平日の9時から21時までの間に対応している。レファレンス業務の広報は、図書館のホームページのほか、パンフレットなどにより周知している。

また、新入生を対象とした図書館利用ガイダンスを年度当初に開催している。さらに、各学科の研究法等に関する授業の一環として講習会を開催するとともに、2015年度からは、希望者を対象とした、司書による文献検索講習会も開催している。さらに文献データベース提供元による文献検索講習会も開催している。

#### (カ) 図書館資料費

附属図書館の資料費は、次表のとおりである。

表7-1

2014年度

区分	図書購入費	雑誌新聞購入費	視聴覚購入費	データベース
金額(千円)	1,552	7,658	1,228	6,194

#### イ 図書館の資料

##### (ア) 図書等資料の整備

2015年5月1日現在における単行書数は65,327冊であり、分野別の冊数と比率は次のとおりである。

表7-2 単行書の分野別の冊数と比率

分野	総記 ・情報	哲学 ・宗教	歴史 ・地理	社会科学	自然科学 ・医学	工学	産業	芸術 ・スポ ーツ	言語	文学	計
冊数	1,653	3,143	1,873	9,805	38,234	1,282	340	2,274	2,382	4,341	65,327
比率	2.5	4.8	2.9	15.0	58.5	2.0	0.5	3.5	3.7	6.6	100.0

図書(単行書)、定期購読雑誌及び視聴覚資料の過去5年間の受入状況は次のとおりである。なお、和雑誌の2011年度からの減は、メディカルオンラインを導入し、重複する雑誌の購読を中止したためであり、最近の洋雑誌数の減は雑誌価格の高騰や為替の変動によるものである。

表7-3 図書・雑誌の受入状況

	図書(冊)			定期購読雑誌タイトル(種)			視聴覚(点)
	和書	洋書	計	和雑誌	洋雑誌	計	
2009年度	1,523	65	1,588	95	82	177	95
2010年度	2,117	44	2,161	97	83	180	101
2011年度	1,716	70	1,786	70	83	153	135
2012年度	1,533	100	1,633	71	82	153	101
2013年度	1,520	29	1,549	70	79	149	95
2014年度	1,337	63	1,400	67	70	137	106

文献データベースについては、「CiNii」、「医学中央雑誌 Web」、「メディカルオンライン」、「EBSCOhost(CINAHL, MEDLINE with Full Text, Psychology and Behavioral Sciences Collection )」及び「Science Direct」と契約して、文献検索サービスや電子ジャーナル閲覧サービスを提供している。この他、定期購読雑誌についても、冊子体から電子ジャーナルへの切り替えを進めており、学内情報ネットワーク内のコンピュータからは 24 時間利用を可能としている。

また、山形県の高等教育機関等の図書館が加入している「ゆとり都 OPAC」に参加し、加入している図書館の資料を横断的に検索できるようになった。

#### (イ) 情報発信

本学の紀要「山形保健医療研究」は本学ホームページで公開している。山形県の高等教育機関で構成する「コンソーシアムやまがた」のホームページ「ゆうキャンパス」の「ゆうキャンパスリポジトリ」で 2015 年 9 月まで公開していたが、ゆうキャンパスリポジトリが終了し、国立情報学研究所のリポジトリ構築環境「JAIRO Cloud」に移行することとなっている。その他、CiNii、医学中央雑誌 Web で検索が可能となっている。

### ウ 情報ネットワークシステム

#### (ア) 学内情報ネットワークシステム

現在の大学における情報ネットワークシステムは、教育研究において、ICT 活用の基盤を成すものとなっており、主要な役割を果たしている。本学の情報ネットワークシステムは 5 年ごとに更新しており、最後の更新は 2012 年度である。このときには、所掌する研究・地域貢献等推進委員会だけでなく、教育推進委員会、入試委員会、事務職員を含む委員で構成するワーキング・グループを設置し、学内から広く意見を得て更新計画を検討した。これにより、教員については、教員研究室内の専用デスクトップ型コンピュータに加え、講義室や演習室、実習室などでの授業、演習あるいはゼミの際のノートパソコン使用に対応するため、講義室、実習室などへ無線 LAN アクセスポイントを設置した。また、希望する教員の教員研究室にもアクセスポイントを設置して、学内の無線 LAN 環境を整備した。

#### (イ) 情報セキュリティ対策

近年、情報ネットワークシステムへの不正アクセスやウィルス感染など、情報セキュリティ対策が重要となっている。本学では山形県立保健医療大学情報セキュリティポリシーを策定して対策に当たっている。情報セキュリティポリシーについては定期的な見直しが必要であり、2012 年 3 月に情報セキュリティポリシーの改定を行っている（根拠資料 7-9）。

#### (ウ) 情報処理教育

毎年、年度当初のオリエンテーションの一環として、新入生に対して情報処理教室のオリエンテーションを行っている。また、1 年次の総合基礎教育科目に「情報科学」を選択科目として開設し、情報処理リテラシーの涵養を図っている。

**(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。**

**ア 研究費**

2014 年度の研究費の年間総額は 45,269 千円である。この内訳は、個人研究費 34,037 千円、各学科配分研究費（学長査定）3,332 千円、共同研究費 3,600 千円、海外研修旅費 2,100 千円、その他（大学共通保留）2,200 千円である。この研究費配分については研究費配分委員会において決定している。共同研究費は学内公募方式であり、常任理事会の議を経て理事長が決定している（根拠資料 7-10）。

**イ 科学研究費補助金（科研費）獲得支援**

大学教員には、所属施設からの研究費に加え、競争的研究資金、特に科学研究費（以下「科研費」という。）確保が重要となっている。本学では「科研費アドバイザー制度」を設け、科研費計画書の説明会や、個別アドバイスを行っている。また、「科研費に関する研究補助制度」により、当該年度の科研費に応募し不採択になった教員の研究を支援している。さらに、科研費が採択された教員へのインセンティブとして、個人研究費を増額する「科研費採択に関する個人研究費の増額配分制度」も設けている。

**ウ 國際学会出張補助制度**

個人研究費額の少ない講師及び助教を対象に、国内外で開催される国際学会で筆頭演者として発表する場合に経費を補助する制度を設けている。

**エ 海外研修支援**

国際的視野を持つ人材育成は本学の教育目標の一つであり、そのためには教員自身の国際性が重要であることから、国際交流協定を締結している大学での短期研修や最長 6 か月間の海外の研究機関での研究を可能とする制度を設けている。

**オ 教員業績評価最優秀者表彰制度に基づく特別研究費**

教員業績評価規程に基づき、きわめて優れた業績を上げた教員への処遇として、特別研究費を支給する制度を設けている。

**カ 大学院生研究指導費**

大学院生の研究を支援するために、大学院生数に応じて、主研究指導教員及び各分野別に研究指導費を配分している。

**キ ティーチング・アシstant制度**

保健医療学研究科に在籍する優秀な大学院生に対し、教育的配慮のもとに教員の補助として従事させ、大学院教育の充実を図るとともに、大学院生のための教育トレーニングの機会を提供させることを目的として、2015 年度から導入した制度である（根拠資料 7-11）。2015 年度は、理学療法学分野及び作業療法学分野の学生各 1 名が当該業務に従事している。

**ク 教員研究セミナー**

すべての教員が参加して、研究発表を通じて相互の研究交流や自己研鑽を図ることを目的に、各自の研究領域紹介、最近の研究発表の概要、学会等の参加報告、共同研究の提案などを行う、教員研究セミナーを開催している。年 6 回開催し、毎回 2 名の教員が担当している。2014 年度からは山形県立米沢栄養大学との連携の一環として、同大学の教員も参加している（根拠資料 7-12）。

## ヶ 共同研究発表会

共同研究費を受給した教員は、翌年9月に開催される共同研究発表会での報告が義務付けられている。共同研究費は、連携協定締結医療機関や県との研究に対する「テーマ設定型共同研究」という枠があり、共同研究発表会には当該機関からも参加している。また、2015年度からは山形県立米沢栄養大学との連携の一環として、同栄養大学の教員も参加している（根拠資料7-13）。

## コ サバティカル研修制度

医療系大学では、国家試験受験資格の取得のためのカリキュラムが組まれており、教員の教育に係る負担が大きく、研究に専念できる時間に限界がある。これに対応するために、2015年6月に「公立大学法人山形県立保健医療大学教員サバティカル研修要綱」を定め、通算7年以上勤務した教員が最長1年間のサバティカル研修に参加することができる様にした（根拠資料7-14）。

## (5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

### ア 研究活動の不正行為の防止等に関する規程等の整備

2015年度から、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び、文部科学省及び厚生労働省による「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」が適用された。これらに対応して本学における規程の見直しを研究・地域貢献等推進委員会が中心となって行い、「公立大学法人山形県立保健医療大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規程」を改正し、「公立大学法人山形県立保健医療大学公的研究費不正使用防止計画」を改定した（根拠資料7-15、根拠資料7-16）。また、「公立大学法人山形県立保健医療大学における公的研究費の使用に関する行動規範」を策定した（根拠資料7-17）。

### イ 研究倫理教育及びコンプライアンス遵守研修会

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、2015年9月に研究倫理教育責任者による研究倫理に関する研修会を実施した。また、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、コンプライアンス遵守研修会も同時に実施した。

### ウ 倫理委員会

本学の教員及び大学院生が、人を直接対象とした医学、生物学、看護学、理学療法学、作業療法学及び関連諸科学の研究を行うに際し、倫理的配慮を図るために、学内に倫理委員会を設置している（根拠資料7-18）。

倫理委員会の構成員は、学内3学科の教員、一般の立場の委員及び学外委員2名を加えた10名である。

2014年度は、倫理委員会が11回開催され、24件の研究についての倫理審査申請を審査し、承認11件、条件付き承認13件、保留1件、変更の勧告及び不承認ともに0件の判定を行い、申請者に通知した。

## 2 点検・評価

### ●基準7の充足状況

看護学科、理学療法学科、作業療法学科の3学科で構成される医療系大学として、学生の学修ならびに教員による教育研究活動が支障なく一定の水準で行えるよう、学習環境や教育研究環境を整備・更新している。また、これを適切に管理運営するための委員会活動等も適切に行われており、同基準を概ね充足している。

#### ①効果が上がっている事項

##### ア 教育研究機器の更新

教育研究機器の更新については、運営費交付金の「施設・設備整備費」に教育研究機器の更新予算を計上し、また、目的積立金（法人の経営努力によって生じた運営費交付金の余剰金を、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善等に充当するために積み立てたもの）の取崩しによって計画的に実施している。更新計画は教育推進委員会において各学科等からの要望事項を検討し、総務調整委員会での議を経て決定している。

##### イ 図書の整備

第1期中期計画期間において、図書（単行書）の整備について、計画期間終了時に60,000冊以上にするという数値目標が設定されていた。毎年1.5%の効率化係数設定による予算減の中、65,000冊以上を達成した。

##### ウ 学内無線LANの整備

2012年度の学内情報システムの更新時に講義室、実習室などへ無線LANアクセスポイントを設置した。また、希望する教員の教員研究室にもアクセスポイントを設置して、学内の無線LAN環境を整備した。これにより、授業におけるICT活用の利便性が向上した。

##### エ サバティカル研修制度

2015年6月に「公立大学法人山形県立保健医療大学教員サバティカル研修要綱」を定め、教育に係る負担を免除して研究に専念できる期間の確保を制度化した。

#### ②改善すべき事項

医療系大学では、洋雑誌は教育研究上、大変重要であるが、効率化係数による予算削減の中、雑誌価格自体の上昇と為替の影響により、購読の継続を断念せざるを得ない状況が発生しており、対策が必要となっている。

## 3 将来へ向けた発展方策

#### ①効果が上がっている事項

##### ア 教育研究機器の更新

教育研究機器の更新については、運営費交付金の「施設・設備整備費」に教育研究機器の更新予算を計上し、また、目的積立金の取崩しによって計画的に実施しているが、県財政が厳しい中、将来に渡って更新の継続が可能となるよう、大学の一層の経営努力や、外部資金の獲得などの取組みを強化する。

##### イ 図書の整備

第2期中期計画期間においては、学術情報の多様化などを踏まえて、図書（単行

書) 整備の数値目標は設定されなかったが、必要な図書の確保は教育研究の基盤であり、引き続き整備に努める。

#### ウ 学内無線 LAN の整備

講義室、実習室などへ無線 LAN アクセスポイントを設置したが、設備の容量やセキュリティ対策などから、この利用は現在のところ教員に制限している。今後、教育研究における ICT 活用の進展に合わせ、学生の無線 LAN 利用を検討する。

#### エ サバティカル研修制度

「公立大学法人山形県立保健医療大学教員サバティカル研修要綱」は 2015 年 6 月に定められたばかりであり、まだ利用実績はない。制度利用の促進に向けて、利 用しやすい環境づくりに努力する。

#### ②改善すべき事項

洋雑誌価格高騰による購読継続困難という課題は、全国的な問題であり、一大学だけでは解決が難しい面があるが、予算配分の見直しや外部資金の獲得に努力するとともに、公立大学協会などの検討に参加していく。

### 4 根拠資料

- 根拠資料 7－1 公立大学法人山形県立保健医療大学中期計画（既出 根拠資料 1－13）
- 根拠資料 7－2 学生便覧（既出 根拠資料 1－7）
- 根拠資料 7－3 公立大学法人山形県立保健医療大学講堂及び講義室並びに体育施設使用要綱
- 根拠資料 7－4 第 1 期中期計画（平成 21～26 年度）での教育研究機器等整備実績
- 根拠資料 7－5 山形県立保健医療大学附属図書館利用案内
- 根拠資料 7－6 山形県立保健医療大学附属図書館利用規程（既出 根拠資料 2－6）
- 根拠資料 7－7 山形県立保健医療大学附属図書館学外者利用要綱
- 根拠資料 7－8 山形県立保健医療大学附属図書館利用状況
- 根拠資料 7－9 公立大学法人山形県立保健医療大学情報セキュリティポリシー
- 根拠資料 7－10 平成 27 年度第 1 回研究費配分委員会配布資料
- 根拠資料 7－11 山形県立保健医療大学ティーチング・アシスタント規程（既出 根拠資料 4－3－8）
- 根拠資料 7－12 平成 26 年度教員研究セミナー
- 根拠資料 7－13 平成 26 年度分共同研究発表会
- 根拠資料 7－14 公立大学法人山形県立保健医療大学教員サバティカル研修要綱（既出 根拠資料 3－22）
- 根拠資料 7－15 公立大学法人山形県立保健医療大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規程
- 根拠資料 7－16 公立大学法人山形県立保健医療大学公的研究費不正使用防止計画
- 根拠資料 7－17 公立大学法人山形県立保健医療大学における公的研究費の使用に関する行動規範
- 根拠資料 7－18 公立大学法人山形県立保健医療大学倫理審査規程

## 第8章 社会連携・社会貢献

### 1 現状説明

#### (1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

大学の使命は教育・研究・社会貢献であり、近年、社会貢献に対する期待が高まっている。また、高齢化社会を反映して、人々の健康に対する関心はますます大きなものとなってきている。さらに生涯学習への要望も強まっており、このような社会の期待と要請に応えて、地域に開かれた公立大学としての役割を果たすために、公開講座、県内医療関係者対象講座、課題解決型高度医療人材養成プログラム採択事業「山形発・地元ナース養成プログラム」などを通じ、積極的に社会貢献を果たしていくことを目標としている。また、本学では教育目標の一つに「国際的視野を持ち活躍できる人材の育成」をあげており、国際交流の推進を目標としている。

本学では2009年度から公立大学法人に移行し、2015年度から第2期中期計画を開始した。第2期中期計画において、社会連携・社会貢献に関して以下のように明記している（根拠資料8-1 第2-3、第2-4）。

#### ◎中期計画＜抜粋＞

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

##### (2) 教育研究成果の地域への還元

行政機関及び地域の医療機関や大学との連携を積極的に推進し、保健・医療・福祉に関する地域課題の解決に取り組むとともに、成果については、医療技術者対象の研修会などを通じた臨床現場への活用や、公開講座等による県民への普及などにより地域への還元を図る。

##### (3) 他大学との連携

大学コンソーシアムやまがたの活動に積極的に参画するとともに、県立米沢栄養大学をはじめ他大学との連携を推進する。

##### (5) 県民への学びの機会の提供

ア 本県を取り巻く保健・医療・福祉の課題やアンケート結果を踏まえた県民の関心が高い適切なテーマを設定した公開講座を県内各地で開催する。また、実施した公開講座については年度ごとに報告書として記録し、資料として県民が活用できるよう整備する。

イ 県内の看護や理学療法、作業療法の各分野の従事者を対象として、本学教員を講師とした技術研修会の開催や、海外研究者等を招へいして実施する特別講義を開放するなど、地域の保健医療等関係者の資質向上に寄与する取組内容の充実を図る。

ウ 課題解決型高度医療人材養成プログラム採択事業により県内看護師等のリカレント教育を実施する。

##### 4 国際交流に関する目標を達成するための措置

ア 学生が海外の先進的な知識や技術を実地で触れることができるよう、本学と海外交流協定締結校との間で実施している国際交流事業について、参

加学生アンケートや他大学の実施状況等を参考に、内容の充実を図りながら継続的に実施する。

イ 本学の教員や学生の国際学会への出席や、外国の研究者を招へいしての講演会の開催など、海外との教育研究交流について活性化を図る。

ウ 国内外に広く本学を広報するため、本学ホームページ及び大学案内パンフレットの外国語表記版の内容の改善、充実を図る。

中期計画は、学内の各委員会、学科教員会議などで検討し、総務調整委員会、教育研究審議会、経営審議会での検討を経て策定しており、この方針について教職員間で共有している。中期計画は本学のホームページで公開しており、教職員は常にこれを見参照できる。また、毎年の年度計画策定においても、中期計画に基づいて行っている。

## (2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

### ア 公開講座

教育研究の成果を社会に還元するため、県民を対象に毎年公開講座を開いている。公開講座の企画・運営は「研究・地域貢献等推進委員会」が担当している。公開講座のテーマは前年度の受講者のアンケート等を参考にして決めている。講演内容は、特別な専門知識を持たない県民を対象とするので、興味の湧く分かりやすいものとなるよう心がけている。公開講座受講者には、修了証書を交付するとともに受講についてのアンケートを行っている。公開講座の内容は、「公開講座報告書」として刊行し、関係機関等に送付している（根拠資料8-2）。

開学当初は年2回の開催としてきたが、特に遠隔の地域から開催要望が強いことから2007年度より年3回の開催とし、さらに2010年度からは県内4地区（村山、置賜、最上、庄内）すべてで開催することとした。過去5年間の参加者数は表8-1のとおりである。

表8-1 公開講座参加者数の推移

	村山地区	最上地区	庄内地区	置賜地区	合計
2011年度	165	41	36	38	280
2012年度	156	40	33	41	270
2013年度	159	25	31	43	258
2014年度	79	31	17	22	149
2015年度	84	47	19	70	220

2015年度の具体的なテーマと開催場所は以下のとおりである。また、過去5年間については根拠資料8-3のとおりである。

○6月13日 本学（山形市）

看護学科 遠藤恵子「性を健康に生きるための性教育」

理学療法学科 蓬田伸一「薬が効く人・効きにくい人・効きすぎる人」

○7月25日 最上広域交流センター（新庄市）

看護学科 志田淳子「健康の鍵は“口”にあり～見直したい毎日の口腔ケア～」

作業療法学科 横井香代子「認知症対策の最前線-予防から治療、介護まで-」

- 9月26日 鶴岡市総合保健福祉センターにこふる  
看護学科 梶谷由美子「子どもに起こりやすい症状と家庭でできる対処法」  
理学療法学科 中野渡達哉「股関節と脚長差のリハビリテーション」
- 10月31日 山形県立米沢栄養大学（米沢市）  
米沢栄養大学 山口光枝「あなたの生活リズムを見直してみませんか？」  
看護学科 小澤芳子「認知症の人と共に歩む地域社会」  
2015年度から山形県立米沢栄養大学との連携の一環として、公開講座の共同開催を開始した。

#### イ 医療従事者講習会

2006年度より、県内の主に看護師、保健師、理学療法士、作業療法士を対象に、3学科の専任教員が講師となり、実践的公開講座を開催している。この講座の全体的調整（開催回数、開催時期等）は、総務運営委員会で行っていたが、2009年度の法人化後は研究・地域貢献等推進委員会が行っている。

2014年度の具体的なテーマと開催場所は以下のとおりである。また、過去5年間については根拠資料8-4のとおりである。

- 8月28日 災害看護—トリアージー  
看護学科 青木実枝ほか（受講94名）
- 10月25日 運動負荷試験の行い方  
理学療法学科 赤塚清矢ほか（受講4名）
- 11月15日 筋電図、三次元動作解析及び床反力を用いた臨床動作解析の実際  
理学療法学科 真壁寿ほか（受講2名）
- 11月20日 計測機器を用いた日常生活活動分析  
作業療法学科 佐藤寿晃（受講8名）
- 1月25日 シミュレーション教育方法の検討（少人数制）  
看護学科 前田邦彦ほか（受講5名）

演習や実習を主体とした実践的講座では少人数対象となっている。

#### ウ 課題解決型高度医療人材養成プログラム採択事業「山形発・地元ナース養成プログラム」

本学は、2014年7月に文部科学省の課題解決型高度医療人材プログラムの選定を受けた。課題解決型高度医療人材プログラムとは「我が国が抱える医療現場の諸課題等に対して、科学的根拠に基づいた医療が提供でき、健康長寿社会の実現に寄与できる優れた医療人材を養成するため、大学自らが体系立てられた特色ある教育プログラム・コースを構築する事業」である。事業期間は2014年度～2018年度、事業費は約1億800万円の予定である（根拠資料8-5、根拠資料8-6）。

同プログラムの目的は、超高齢化と人口減少が進展し、かつ医療資源と公共機関が少ない地域の住民が頼りとしている、地元の小規模病院・診療所、高齢者施設の場（以下、小規模病院等）で、地元住民の多様な健康問題に幅広く対応（含む訪問看護機能）できる「地元ナース」養成のための体系的取組みを行うものである。

具体的には、①学士課程教育、②リカレント教育、③看護研究相談・支援、④ICT活用、⑤人事交流、⑥看護実践研究センター活動、⑦住民参加型普及活動、を

体系的に行う。なお、事推進委員会や外部評価委員会、協力病院による事業推進体制の基盤整備も図っている。

2015 年までの主な実績としては、地元ナース養成プログラムのリカレント教育、看護研究相談・支援、ICT 活用、事業推進・広報を効果的に推進する拠点として、山形県立保健医療大学看護実践研究センターを 2014 年 12 月 1 日に本学 3 階に設置した（根拠資料 8-7）。

また、リカレント教育として、2014 年度にニーズ調査を実施し、その結果を基に学校教育法第 105 条に対応した 120 時間教育である「小規模病院等看護ブラッシュアッププログラム」を構築した。2015 年度は同プログラムを 7 月から 9 月まで開講し、全科目履修 8 名、単元履修 48 名の申込みがあった。結果として全科目を履修（120 時間）した 6 名に、学校教育法に準拠した履修証明書を発行した（根拠資料 8-8）。

#### エ 山形県看護教員養成講習会

2013 年度に開催した「山形県看護教員養成講習会」は山形県の受託事業である。同事業は看護師確保対策の一環として厚生労働省管轄（2015 年度以降は都道府県管轄）の看護師養成所の専任教員を養成するものである。本学は受託機関として 2013 年 5 月 10 日～12 月 20 日の間、同講習会を実施した（根拠資料 8-9）。

授業科目は 25 科目・34 単位（855 時間）であり（根拠資料 8-10 p. 8-10）、受講者数は 26 名（山形県内 16 名・県外 10 名）で全員が修了した。

講師は、本学は学長 1 名及び看護学科教員 23 名、本事業教育担当 1 名の計 25 名が講義・演習を担当した。学外講師はシラバス（根拠資料 8-11）のとおりである。

#### オ 県内保健・医療・福祉施設見学交流事業

県内保健・医療・福祉の状況について理解や課題認識を深めることを目的として、県内関係施設を訪問し、施設職員と本学の教員が交流する事業を 2004 年度より実施している。このうち過去 5 年間の実施状況は根拠資料 8-12 のとおりである。

#### カ 県内医療機関等との連携協定

学外組織との連携協力により教育研究を推進する体制を構築するために、県内の主要な医療機関との間で、それぞれの医療・教育・研究の進展並びに地域社会の発展および住民の健康の保持増進と福祉の向上に寄与することを目的として連携協定の締結している。現在まで県内の 15 の医療機関等と協定を締結した（根拠資料 8-13）。

この協定で定める連携事項は以下のとおりである。

- ①医療に関するこ
- ②教育および研究に関するこ
- ③人材育成および人事交流に関するこ
- ④地域社会と住民の保健、医療、福祉の充実に関するこ
- ⑤上記の他、協定の目的を達成するために必要な事項

#### キ 山形県立米沢栄養大学との連携

山形県立米沢栄養大学は、前身の米沢女子短期大学の健康栄養学科を 4 年制大学として改組して 2014 年度に開学した。本学とともに県内の医療健康に関わる大学

同士であることから、2014年11月に「山形県立保健医療大学・山形県立米沢栄養大学連携推進会議」を設立して連携推進に取り組んでいる（根拠資料8-14）。

2015年度には、公開講座を共同開催した。また、本学の教員研究セミナーや共同研究発表会への山形県立米沢栄養大学教員の参加、山形県立米沢栄養大学学生の本学の見学や学生交流などを実施した。

#### ク 山形県立中央病院との連携

本学に隣接する山形県立中央病院との連携は、学生の臨地・臨床実習や授業における見学の受け入れ、相互の講師等の派遣がなされてきたが、事業ごとの個別的な対応が主体であった。この連携をさらに発展させるために2013年度に「公立大学法人山形県立保健医療大学と山形県立中央病院との連携推進に係る準備委員会」を開催し、翌2014年度に「公立大学法人山形県立保健医療大学・山形県立中央病院連携協議会」及び看護・理学療法・作業療法の各専門部会を設置して連携の強化に取り組んでいる（根拠資料8-15）。

現在まで、看護部門では「大卒看護師キャリアアップモデルプログラム」や「インターンシップ試験導入」などを実施している。理学療法部門及び作業療法部門では、大学教員による同病院リハビリテーション部での治療実践や呼吸サポートチーム参加などを実施しており、授業での活用や将来の共同研究へ発展させていく予定である。

#### ケ 国際連携・交流

本学では教育目標の一つに「国際的視野を持ち活躍できる人材の育成」を掲げており、開学当初から国際交流活動を積極的に推進している。山形県と米国コロラド州は姉妹県州であり、看護学科と理学療法学科はコロラド大学と開学年度の2001年1月に国際交流協定を結び、作業療法学科はコロラド州立大学と翌2002年3月に国際交流協定を結んでいる。その後、5年毎に再締結を結びながら継続して連携・交流を続けている。

##### (ア) コロラド研修

各学科の3年生が、ほぼ毎年、9月あるいは3月の休業期間中に協定締結大学を訪問し、授業参加等による教育事情視察、病院見学等による医療保健事情視察、学生交流、文化視察などを行っている。また、この研修訪問に各学科の教員数名が引率・同行し、協定締結大学の教員と研究交流なども行っている。2015年度までの16年間で参加学生数は393名にのぼり、同行教員数も100名を数えている（根拠資料8-16）。

国際連携・交流活動は研究・地域貢献等推進委員会が所掌して実施している。コロラド研修の実施に当たっては、毎年の研修後の学生アンケートの結果を検討して翌年の研修に反映させている。また、「コロラド研修緊急時対応マニュアル」を策定し、本編で緊急時の研修中止基準やその手続き、現地と学内での対応基本原則、連絡体制などを定め、資料編では現地医療機関情報等を含む最新の情報を掲載している（根拠資料8-17）。

研修の準備として説明会を開催し、渡航手続き、現地での注意事項、旅行保険加入などについてオリエンテーションしている。

研修後はその成果について報告会を開催するとともに、年度末に「コロラド研修報告書」を作成している（根拠資料8-18）。

#### (イ) 教員招聘と県内医療従事者への講演会実施

両協定締結大学から教員を招聘し、本学学生に講義を行うとともに、教員との研究交流を行っている。作業療法学科については3年次後期必修科目「作業療法国際比較論」の担当教員にコロラド州立大学教員を充てており、東日本大震災後の一時休講期間を除き毎年実施している。各学科とも学部学生への講義だけでなく、大学院生へも講義を解放し、また、県内の各専門職に向けた講演会も実施している。開学以来これまでの招聘教員数は24名である。また、コロラド州立大学の教員が来学する際に、学生も来学して交流する機会もあり、これまで21名が来学している。

### コ 学生の地域貢献（ボランティア活動等）

#### (ア) ボランティアサークル「清い翼」の活動

1999年に国立療養所山形病院（現在の独立行政法人国立病院機構山形病院）で実習した学生が、重症心身障がい児・者の屋外活動経験の必要性を感じたことにより結成したボランティアサークルである。現在約90名が所属している。

障がい児・者とキャンプする夏季ふれあい療育キャンプ、献血推進啓発活動、スペシャルオリンピックス日本・山形の企画への参画及び大会運営委員としての活動等、年間を通じて様々なボランティア活動に取り組んでいる。

学生個人が支出する会費、大学から支給されるサークル費、日本赤十字社山形県支部助成金等を財源として運営されている。

当該サークルのボランティア活動は、以下のとおり過去3回表彰実績を持っている。

- ①2007年6月25日 日本赤十字社山形県支部長感謝状（赤十字活動貢献）
- ②2009年7月21日 山形県知事感謝状（献血事業推進）
- ③2011年9月22日 日本赤十字社社長感謝状（東日本大震災救援活動貢献）

#### (イ) 「花の会」の活動

山形県の伝統的な笠回し踊りをイベント等で披露する活動を通じ、学習意欲ならびに心身の健康の向上に寄与することを目的として活動しているサークルである。メンバーは1年生～3年生の約160名で構成されている。これは1年生～3年生全体の半数以上にあたり、本学の学生団体の中で最大規模である。

学生が収めるサークル費、教育振興会からの補助、学生自治会からの補助等を財源として運営されている。

今年度のこれまでの活動としては、山形市花笠パレード等への参加のほか、福祉施設のイベント、医療福祉関係のイベント、コロラド州立大学の作業療法学科ウェルカムパーティー等で花笠踊りを披露している。

2010年度には、観光庁事業「我が国の伝統芸能を活用した日本・香港青少年観光交流促進事業」に日本の伝統芸能団体の代表として参加し、香港で花笠踊りを披露した実績がある。

## 2 点検・評価

### ●基準8の充足状況

県立大学として、社会との連携と協力に取り組み、また、公開講座や課題解決型高度医療人材養成プログラム採択事業「山形発・地元ナース養成プログラム」などを通じて、教育研究の成果を社会に還元する活動を推進しており、同基準を概ね充足している。

#### ①効果が上がっている事項

##### ア 課題解決型高度医療人材養成プログラム採択事業「山形発・地元ナース養成プログラム」

山形発・地元ナース養成プログラムの特色は、従来、スポットが当たっているとは言い難かった地元の小規模病院・診療所や高齢者施設等の看護をテーマとしている点にある。同プログラムの実施により、小規模病院等と大学の新たな関係構築が図られ、相互理解と協力が進展している。

##### イ 国際連携・交流事業

開学以来、教職員の努力により、全学科がコロラド大学及びコロラド州立大学との国際連携・交流を継続しており、本学の教育目標の一つである「国際的視野を持ち活躍できる人材の育成」を積極的に図っている。

#### ②改善すべき事項

県内医療機関等の連携協定については、現在まで 15 の機関と締結しているが、連携内容については個々の機関との間で進めているのが現状であり、今後の発展に向けた検討が必要である。

## 3 将来へ向けた発展方策

#### ①効果が上がっている事項

##### ア 課題解決型高度医療人材養成プログラム採択事業「山形発・地元ナース養成プログラム」

山形発・地元ナース養成プログラムは、今後、小規模病院等を対象とした「小規模病院等看護プラッシュアッププログラム」や看護研究相談・支援の方法の標準化を図り、山形から全国へ発信していく必要がある。また、今後は、本学の特色である 3 学科協働を一層推進し、将来的に看護実践研究センターを本学の名称である「保健医療」を冠する組織に改組する検討も重要である。

##### イ 国際連携・交流事業

今後、国際交流を一層発展させるためには、コロラド研修の単位化、効果を向上させるための語学力の向上、研修効果の評価方法の開発、予算の継続的な確保などが必要である。

#### ②改善すべき事項

県内医療機関等の連携協定について、定期的な連携内容の確認や評価の実施を検討する。また、連携機関との協議会などの必要性についても検討していく。

#### 4 根拠資料

- 根拠資料 8－1 公立大学法人山形県立保健医療大学中期計画（既出 根拠資料 1－13）
- 根拠資料 8－2 公開講座報告書（平成 22～26 年度）
- 根拠資料 8－3 公開講座実績（2010～2015 年度）
- 根拠資料 8－4 医療従事者講習会実績一覧（平成 23～26 年度）
- 根拠資料 8－5 文部科学省課題解決型高度医療人材養成プログラム「山形発・地元ナース養成プログラム」
- 根拠資料 8－6 山形発・地元ナース養成プログラムリーフレット
- 根拠資料 8－7 看護実践研究センターリーフレット（既出 根拠資料 2－7）
- 根拠資料 8－8 小規模病院等看護プラッシュアッププログラム受講生募集要項・シラバス・FAQ
- 根拠資料 8－9 平成 25 年度山形県看護教員養成講習会実施要綱
- 根拠資料 8－10 受講生便覧（平成 25 年度山形県看護教員養成講習会）
- 根拠資料 8－11 シラバス（平成 25 年度山形県看護教員養成講習会）
- 根拠資料 8－12 県内保健・医療・福祉施設見学交流事業実績
- 根拠資料 8－13 医療機関等との連携協定締結先一覧
- 根拠資料 8－14 平成 26 年度第 1 回山形県立保健医療大学・山形県立米沢栄養大学連携推進会議次第
- 根拠資料 8－15 平成 26 年度第 1 回公立大学法人山形県立保健医療大学・山形県立中央病院連携協議会資料
- 根拠資料 8－16 アメリカ合衆国コロラド州の大学との国際交流の状況
- 根拠資料 8－17 コロラド研修緊急時対応マニュアル
- 根拠資料 8－18 コロラド研修報告書（平成 25 年度）

## 第9章 管理運営・財務

### 第1節 管理運営

#### 1 現状説明

##### (1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

###### ア 管理運営方針

本学の業務運営の基本方針は、公立大学法人山形県立保健医療大学業務方法書において、「(地方独立行政法人) 法第 25 条第 1 項の規定により山形県知事から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする」ことを明示している（根拠資料 9-1-1 第 2 条）。

また、中期目標では、「理事長のリーダーシップのもと、組織の活性化を図り、社会経済情勢の変化に的確に対応した自律的、効率的な大学運営を図る」ことを基本としており（根拠資料 9-1-2 前文 3）、この目標を達成するための具体的な措置については、中期計画の第 3 及び第 4 に定めている（根拠資料 9-1-3）。

中期目標については、2014 年 12 月の山形県議会の議決を経て山形県が定め、本法人に指示したものであり、中期計画は本法人が総務調整委員会、経営審議会及び教育研究審議会の審議を経て作成し、2015 年 3 月に山形県知事の認可を受けたものである。

なお、業務方法書、中期目標及び中期計画については、教授会等を通じて、全教職員に周知するとともに、本学ホームページに掲載することにより、学内外に公開している。

###### イ 法人・教学組織の権限と責任及び意思決定過程

本学は、2009 年の公立大学法人化以降、理事長が学長を兼ねる、いわゆる「理事長・学長一体型」を採用している。理事長（学長）のリーダーシップの下、迅速かつ機動的な意思決定、大学運営が可能となる体制を構築している。

意思決定プロセスとしては、法人の経営及び教育研究に関する重要事項を調整する組織として、理事長及び常勤理事で構成される常任理事会（根拠資料 9-1-4、根拠資料 9-1-5 第 8 条）を設け、また、学内の連絡調整を行う組織として、理事長、常勤理事、研究科長及び各学科長で構成される総務調整委員会を設置し、経営・教学両面における事項について協議・調整を図る。その上で、「経営審議会」又は「教育研究審議会」に諮り、最終的に理事長兼学長の決裁により意思決定をしている。

また、法人又は大学における専門事項については、理事長が選任した委員の中から、委員長を理事長が指名する学内委員会等を設置し、それぞれ所管する事項（表 9-1-1）を審議した上で、教授会又は研究科委員会又は両審議会を経て、理事長兼学長が決定している。

なお、経営審議会は、理事長、理事及び学外委員で構成し、法人の経営に関する以下の重要事項を審議する（根拠資料 9-1-6 第 14 条、第 17 条）。

- 1 中期目標についての意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- 2 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- 3 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の

#### 経営に関するもの

- 4 学則、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- 5 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- 6 大学、学部、学科、大学院その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- 7 職員の人事及び評価に関する事項
- 8 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- 9 その他法人の経営に関する重要事項

教育研究審議会は、学長、常勤理事、研究科長、各学科長及び学外委員をもって構成する。大学の教育研究に関する以下の重要事項を審議する（根拠資料 9－1－6 第 18 条、第 21 条）。

- 1 中期目標についての意見に関する事項
- 2 中期計画及び年度計画に関する事項
- 3 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- 4 学則その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- 5 教員の人事及び評価に関する事項
- 6 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- 7 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- 8 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- 9 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- 10 その他大学の教育研究に関する重要事項

本法人の役員は 8 名で構成され、経営審議会及び教育研究審議会の委員は、それぞれ 8 名、11 名で構成されている（根拠資料 9－1－7）。

#### ウ 教学組織

大学の教育研究に関する重要事項を審議する組織として、教員会議、教授会及び研究科委員会がある。

教員会議には、基礎教育担当教員会議及び各学科教員会議があり、それぞれに所属する教員が教育研究活動に関する協議・調整を行うものである。なお、基礎教育担当教員会議は、総合基礎教育科目又は専門基礎科目を担当する教員で構成する（根拠資料 9－1－8）。

教授会は、学長、教授及び事務局長をもって組織する。審議事項は、①学生の入学、卒業、賞罰、②学科課程、授業、試験及び単位の認定、③学生の厚生補導等に関する事項である（根拠資料 9－1－9 第 46 条）。

なお、「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」の施行に伴い、2014 年 12 月学則を改正し、学生の「退学・休学」を審議事項から除外している。法律改正に伴う本学の対応が以上の点のみだったのは、副学長を置いていないこと、

本学における教授会の役割が法律改正前から改正法の趣旨に則っていたことによるものである。

また、大学院の教育研究に関する重要な事項を審議する組織として、研究科委員会及び大学院教育課程検討委員会（根拠資料9－1－10）がある。

研究科委員会は、学長、研究科の教授及び事務局長をもって構成する。審議事項は、①学生の入学、修了、賞罰、②教育課程、授業、試験及び単位の認定、③学生の厚生補導等に関する事項である（根拠資料9－1－11 第42条）。

なお、「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」の施行に伴い、2014年12月大学院学則を改正し、学生の「退学・休学」を審議事項から除外している。法律改正に伴う本学の対応が以上の点のみだったのは、教授会における場合と同様である。

表9－1－1 各委員会等の所管事項

名 称	所 管 事 項	根拠資料
総務調整委員会	①審議会等の日程及び議案の調整、②法人の財務、③法人の儀式及び行事、④資産の管理及び運用、⑤安全衛生及び防災、⑥将来構想等	9－1－12 別表
教育推進委員会	①教育課程及び履修、②試験、単位の認定及び進級、③休学、退学等学生の身分、④臨地・臨床実習の全体調整	9－1－12 別表
学生支援委員会	①学生の就職及び進学の指導、②学生の福利厚生及び保健、③学生の厚生補導	9－1－12 別表
入試委員会	①学生募集、②入学者の選抜方法、③入学試験の実施、④合格者の判定基準	9－1－12 別表
研究・地域貢献等推進委員会	①教員の研究活動の推進、②研究紀要の編集及び発行、③地域貢献及び地域連携の推進、④図書館の運営、⑤国際交流の推進、⑥学内の情報化推進及び情報処理教室の管理運営、⑦本学広報の全体調整	9－1－12 別表
評価委員会	①自己点検及び評価、②外部評価、③F D及びS Dの推進、④中期計画及び年度計画、⑤教員の業績集の作成	9－1－13
学部（大学院）教育課程検討委員会	①教育課程の見直しの検討、②非常勤担当教員の選定方針	9－1－10
教員業績評価検討委員会	①教員業績評価制度	9－1－14
倫理委員会	①研究に関する倫理上の重要事項についての調査審査、②研究を行う際の倫理上の審査	9－1－15
ハラスメント防止対策委員会	①ハラスメント防止対策全体の構築と検討、②ハラスメント防止のための環境の整備、③ハラ	9－1－16 第5条

	スメント防止に向けた研修会及び啓発活動の企画・実施、④ハラスメント相談室から受理した苦情相談に基づく調査・調停の決定及びハラスマント調査・調停委員会の委員候補者の選出	
県内定着促進委員会	①本学卒業生の県内定着促進	9－1－17
地元ナース養成プログラム事業推進委員会	①課題解決型高度医療人材養成プログラム「山形発・地元ナース養成プログラム」事業の進行管理、②年次計画の作成、③専門部会間の調整、④専門部会の事業評価、⑤外部評価の実施	9－1－18
内部質保証会議	①内部質保証の統括、②内部質保証システムが有効に機能していることの検証、③毎年度の自己点検・評価を踏まえて改善すべき具体的な対策のうち各学内委員会等間の調整が必要なもの検討、④認証評価を受ける際の準備及びその実地調査等への対応のうち重要な事項の検討、⑤認証評価に係る評価結果を受けて改善すべき具体的な措置のうち重要な事項の検討	9－1－19

## (2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

公立大学法人化後の法人の運営に関する基本事項は、定款及び業務方法書に規定し、具体的な事項については、定款の委任に基づき諸規程を整備している。

理事長、理事及び監事の職務と権限は、定款に定められている（根拠資料9－1－6 第9条）。

法人における理事の所掌業務及び大学の組織と職制については、公立大学法人山形県立保健医療大学の組織及び運営に関する規則に規定し、権限と責任を明確化している（根拠資料9－1－5）。

本学の管理運営上の組織は、保健医療学部看護学科、同学部理学療法学科、同学部作業療法学科、大学院保健医療学研究科及び事務組織で（根拠資料9－1－5）、組織の管理監督者として、学長をはじめ、学生部長、研究科長が、そして、各学科に学科長が任命されている（根拠資料9－1－5 第12条、根拠資料9－1－19 第2条、根拠資料9－1－20 第2条）。事務組織の管理監督者は、総務・経営・評価担当理事を兼ねる事務局長である（根拠資料9－1－21 第5条）。

附属施設として図書館が置かれ（根拠資料9－1－5 第12条）、管理者として図書館長が任命されている（根拠資料9－1－20 第2条）。また、本県における看護実践水準の向上を図るために看護実践研究センターが設置され（根拠資料9－1－5 第7条）、同センター長は看護学科長が兼務している（根拠資料9－1－22 第4条）。

なお、理事長の選考については、定款第10条に基づき設置される「理事長選考会議」により選考する。理事長選考会議の委員は、経営審議会及び教育研究審議会において選出される各3名、計6名で構成される。この6名の委員で構成される理事長選

考会議において（根拠資料9－1－23 第3条）、理事長候補者として推薦された者の中から理事長予定者が選考され（根拠資料9－1－24 第4条、第5条）、その報告を受けた理事長の申出に基づき、設置者である山形県知事が理事長を任命することとされている（根拠資料9－1－5 第10条）。

以上のとおり、本法人は明文化された規程に基づき適切に管理運営を行い、年度計画を実行している（根拠資料9－1－25、根拠資料9－1－26）。

### (3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

事務組織としては、1法人1大学の組織であるため、法人事務局と大学事務局が一体となった事務局を設置している。

事務組織は、総務課（図書館事務を含む）、教務学生課の2課で構成されており、分掌事務については事務組織規程（根拠資料9－1－22）に、理事長及び学長の権限に属する事務の範囲については事務決裁規程により定め、責任を明確化している（根拠資料9－1－27）。

これらの規程に基づき、事務局に、統括する事務局長（総務・経営・評価担当理事が兼ねる）及び事務局長を補佐する事務局次長を含めた正職員11名に加え、嘱託職員12名、臨時職員1名を配置している。

総務課に正職員5名及び嘱託職員9名（うち5名は図書館に配属）、教務学生課に正職員6名、嘱託職員3名（うち1名は保健室に配属）及び臨時職員1名を配置している。

このほか、看護学科に嘱託職員1名、理学療法学科及び作業療法学科に嘱託職員1名が配置され、学科の事務を補助している。

大学院の事務については、研究科委員会に関する事務を総務課が、学生選抜に関する事務を教務学生課が担当している。

事務組織と教学組織との関係については、事務組織が学内委員会等の事務を担当するほか、関係する委員会等の委員として委員会活動に参画し、事務組織と教学組織との調整・連携を図っている。

正職員は山形県からの派遣職員で占められていたが、2014年度に、就業規則（根拠資料9－1－28 第6条）の規定に基づく競争試験を実施し、2015年4月より、法人採用職員を1名配置した。山形県派遣職員から法人採用職員への計画的な切替えを図っていく。

また、事務職員の昇任及び昇格については、就業規則に従い、理事長が実施する勤務成績の評定に基づき決定している（根拠資料9－1－28 第12条）。

### (4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るために方策を講じているか。

正職員のうち山形県からの派遣職員については、県に準拠した人事評価を行っている。法人採用職員に対する人事評価は今後の課題である。

事務職員の資質向上を図る研修としては、山形県からの派遣職員には県の職位別研修や政策形成研修等を受講させているが、大学事務に特化したものではない。

山形県より新たに派遣され、総務課に配属された職員や法人採用職員については、

一般社団法人公立大学協会が実施している「公立大学法人会計セミナー」を受講させ、会計事務に必要な知識の習得を目指している。

また、学内では、評価委員会が主に主催し、今年から事務職員を対象としたFD・SD研修会を開催し、能力の向上に努めている。

表9-1-2 主な研修一覧（2015年）

研修会名等	主 催	会場	参加数
公立大学法人会計セミナー	公立大学協会	東京	2名
第2回FD・SD研修会	学内委員会	本学	13名
第3回FD・SD研修会	学内委員会	本学	3名

(注) 参加数は事務職員のみを計上。

## 2 点検・評価

### ●基準9（管理運営）の充足状況

業務運営の基本方針を教職員が共有するとともに、学内諸規程に基づき管理運営を行っている。また、事務組織は、各学内委員会の事務を担当するほか、関係する学内委員会に委員として参画し、教学組織との調整・連携を図っている。

これらのことから、概ね同基準を充足している。

なお、前回の大学評価の改善意見を踏まえ、2009年、倫理委員会について、実際の審査状況に即した判定を加えた規程を整備した。

#### ①効果が上がっている事項

理事長・学長一体型の採用により、法人全体の視点に立った迅速な意思決定を行っている。

#### ②改善すべき事項

2015年度より法人採用職員を配置し、山形県派遣職員から計画的に切り替えていくことから、職員の育成及び能力開発を図るための対策及び昇任の考え方の確立が急務となっている。

## 3 将来に向けた発展方策

#### ①効果が上がっている事項

大学の諸課題について、迅速な意思決定及び情報共有を図るため、理事長・学長一体型を継続していく。

#### ②改善すべき事項

大学事務職員として、教育・研究活動を支援するために必要な専門知識の習得、業務遂行能力の向上を図るため、2016年度以降、職員研修会の開催や外部機関が主催する研修会の更なる活用に努める。また、法人採用職員の昇任の考え方については、2016年度までに確立を目指す。

## 4 根拠資料

根拠資料9-1-1 公立大学法人山形県立保健医療大学業務方法書

根拠資料9-1-2 公立大学法人山形県立保健医療大学中期目標（既出 根拠資料1

- 根拠資料9－1－3 公立大学法人山形県立保健医療大学中期計画（既出 根拠資料1－13）
- 根拠資料9－1－4 公立大学法人山形県立保健医療大学常任理事会規程
- 根拠資料9－1－5 公立大学法人山形県立保健医療大学の組織及び運営に関する規則（既出 根拠資料2－2）
- 根拠資料9－1－6 公立大学法人山形県立保健医療大学定款（既出 根拠資料1－2）
- 根拠資料9－1－7 公立大学法人山形県立保健医療大学の役員及び審議会委員
- 根拠資料9－1－8 山形県立保健医療大学教員会議規程
- 根拠資料9－1－9 山形県立保健医療大学学則（既出 根拠資料1－3）
- 根拠資料9－1－10 公立大学法人山形県立保健医療大学教育課程検討委員会規程
- 根拠資料9－1－11 山形県立保健医療大学大学院学則（既出 根拠資料1－5）
- 根拠資料9－1－12 公立大学法人山形県立保健医療大学学内委員会規程（既出 根拠資料2－8）
- 根拠資料9－1－13 公立大学法人山形県立保健医療大学評価委員会規程
- 根拠資料9－1－14 公立大学法人山形県立保健医療大学教員業績評価検討委員会規程（既出 根拠資料3－15）
- 根拠資料9－1－15 公立大学法人山形県立保健医療大学倫理審査規程（既出 根拠資料7－18）
- 根拠資料9－1－16 公立大学法人山形県立保健医療大学におけるハラスメントの防止及び措置に関する規程（既出 根拠資料6－10）
- 根拠資料9－1－17 公立大学法人山形県立保健医療大学県内定着促進委員会規程
- 根拠資料9－1－18 公立大学法人山形県立保健医療大学「地元ナース養成プログラム事業」推進委員会規程
- 根拠資料9－1－19 内部質保証会議要綱
- 根拠資料9－1－20 山形県立保健医療大学大学院研究科長の任命等に関する規程
- 根拠資料9－1－21 山形県立保健医療大学学科長等の任命等に関する規程
- 根拠資料9－1－22 公立大学法人山形県立保健医療大学事務組織規程
- 根拠資料9－1－23 公立大学法人山形県立保健医療大学理事長選考会議規程
- 根拠資料9－1－24 公立大学法人山形県立保健医療大学理事長選考等規程
- 根拠資料9－1－25 事業報告書（平成22～26年度）
- 根拠資料9－1－26 財務諸表（平成22～26年度）
- 根拠資料9－1－27 公立大学法人山形県立保健医療大学事務決裁規程
- 根拠資料9－1－28 公立大学法人山形県立保健医療大学職員就業規則

## 第2節 財務

### 1 現状説明

#### (1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

##### ア 中長期的な財政計画

本学は、2009年4月に公立大学法人となり、2014年12月に山形県より指示された中期目標に従い、2015年3月、2015年度から6年間の中期計画を策定し山形県より認可を受けた（根拠資料9-2-1）。

この計画の中では、経費節減を全学的に推進するため、「管理的経費について、効率的な執行に取り組むことにより毎年1.0%以上の節減を目指す」という数値目標を掲げている（根拠資料9-2-1 第4-2）。また、2015年度から6年間の予算（表9-2-1）、収支計画及び資金計画について定めている。

表9-2-1 予算（2015～2020年度） （単位：百万円）

収入	金額	支出	金額
運営費交付金	4,071	業務費(教育研究経費)	869
補助金	87	業務費(人件費)	4,090
自己収入(授業料等収入)	1,606	一般管理費	722
自己収入(その他の収入)	71	施設・設備整備費	228
受託研究等収入	6	受託研究等経費	6
目的積立金取崩	74		
計	5,916	計	5,916

基本的には、人件費、教育研究経費及び一般管理費などの総事業費から、授業料及び入学料などの自己収入を控除した資金について、運営費交付金が山形県から交付される。なお、大規模修繕費、教育研究機器更新及び教員の退職手当については別途措置される。

##### イ 外部資金の受入状況

2014年度の外部資金としては、受託事業、文部科学省の補助金、科学研究費補助金があり、その受入状況は、表9-2-2のとおりである。

受託事業とは、高校1年生を対象とした看護師体験セミナーの開催に係る事業を山形県から受託して実施している事業のことである。

また、文部科学省の補助金とは、同省の補助事業「課題解決型高度医療人材養成プログラム」に応募し採択された「山形発・地元ナース養成プログラム」事業に対する補助金のことで、それをもとに看護実践研究センターが地元住民の多様な健康問題に幅広く対応できる看護師の養成のための取組みを行っている。

一方、科学研究費補助金の獲得については、中期計画において、「科学研究費補助金の申請件数を、申請可能件数（全教員数から継続者数を控除した数）の90%以上を目指す」という数値目標を掲げている（根拠資料9-2-1 第4-1-(1)）。

このため、同補助金の獲得については、情報収集に努め、学内でセミナーや説明会を開催するとともに、獲得教員によるアドバイザーリスト制度及び個人研究費の増額配分制度を実施する（根拠資料9-2-2）など、積極的に取り組んでいる。

表9－2－2 外部資金の受入状況（2014年度）

名 称	件 数	金 額 (円)
受託事業	1 件	773,000
補助金	1 件	21,292,691
科学研究費助成金間接経費	14 件	4,560,000

## (2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

本学の予算は、会計規則及び予算規程等に基づき、次のような手続きを踏まえ編成を行っている（根拠資料9－2－3、根拠資料9－2－4）。

今年度と比較し増加する経費を中心に、山形県から交付される運営費交付金について、10月中旬より山形県と事前調整を進める。12月には「予算編成方針」が経営審議会で審議のうえ策定し、学内に周知している。2月上旬には、山形県から運営費交付金の内示を受け、3月下旬に当初予算案が経営審議会において審議のうえ決定する。教育研究審議会には、開催の都度、経営審議会の経過が報告される。

平成27年度予算の「予算編成方針」は、根拠資料9－2－5のとおりである。

また、予算執行のルールは、年度当初に各部門の予算額を明示の上、配分（各種制度に基づく研究費は随時配分）し、各部門では会計システムを用いて会計処理を行い、総務課が同システムにより、その執行状況を随時チェックする仕組みとしている。

なお、当該予算年度中に收支の増減が必要となった場合には、予算の補正を行い、または次年度以降の予算編成に反映させていくという仕組みをとっている。

決算については、4月から5月にかけて収入及び支出の確定作業を行い、財務諸表等の会計書類を作成する（根拠資料9－2－6）。併せて、年度計画に係る業務実績報告書の作成を進める（根拠資料9－2－7）。

5～6月の監事監査では、本法人の監事2名より業務実績報告書案及び会計書類の監査を受けている（根拠資料9－2－8）。2010～2014年度の監査結果については、全て適正意見を受けている（根拠資料9－2－9）。

その後、経営審議会に審議・承認のうえは、山形県公立大学法人評価委員会に諮り、承認を受ける。

## 2 点検・評価

### ●基準9（財務）の充足状況

今後6年間の予算、収支計画及び資金計画を盛り込んだ中期計画に沿った財政運営を行っており、概ね同基準を充足している。

#### ①効果が上がっている事項

管理・運営については、公立大学法人化後、山形県公立大学法人評価委員会により、各年度計画の業務実績に関する評価、改善勧告が行われるようになり、決算の内容等について、県民の視点が加わった第三者の意見が、より反映されるようになった。

2009年度～2014年度に生じた利益剰余金の積立金（目的積立金）については、今期中期目標期間への繰越額1億267万円が山形県から承認され、効果的な使用が可能

となり、業務計画の遂行に幅が出てきている（根拠資料9－2－10）。

## ②改善すべき事項

山形県から交付される運営費交付金のうち、教育研究経費及び一般管理費の経常的経費分については、毎年1.0%減額のルールがあり、施設・設備の改修に制約を受けているため、今後一層の経費節減、独自財源の確保等に努めていく。

## 3 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

諸規則に基づく適正な予算執行を行うとともに、経費抑制策の強化及び予算執行管理の徹底により、さらなる経費縮減に努めていく。

### ②改善すべき事項

施設・設備の改修については、急を要する箇所から優先順位をつけ、計画的な修繕を進めていく。

## 4 根拠資料

- 根拠資料9－2－1 公立大学法人山形県立保健医療大学中期計画（既出 根拠資料1－13）
- 根拠資料9－2－2 各種制度等
- 根拠資料9－2－3 公立大学法人山形県立保健医療大学会計規則
- 根拠資料9－2－4 公立大学法人山形県立保健医療大学予算規程
- 根拠資料9－2－5 平成27年度予算編成方針
- 根拠資料9－2－6 財務諸表（平成22～26年度）（既出 根拠資料9－1－26）
- 根拠資料9－2－7 事業報告書（平成22～26年度）（既出 根拠資料9－1－25）
- 根拠資料9－2－8 公立大学法人山形県立保健医療大学監事監査規程
- 根拠資料9－2－9 監査報告書（平成22～26年度分）
- 根拠資料9－2－10 第1期中期目標期間終了後の積立金の処分について

## 第10章 内部質保証

### 1 現状説明

#### (1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

各委員会が自らの活動について自己点検評価を1年単位で行い、それを評価委員会が報告書としてとりまとめ、意見を添えて学長に提出している。この報告書は、大学ホームページ上で公開している。報告書の様式については、2011年度以降、P D C Aサイクルに基づいたものに変更した（根拠資料10-1）。

また、学校教育法において公表が求められている教育研究活動等の情報や財務情報、大学認証評価に係る自己点検・評価報告書ならびに認証評価結果についても、大学ホームページにて公開している（根拠資料10-2）。

さらに、法人評価に関しては、地方独立行政法人法の定めに従い、中期目標に沿って中期計画を定め、中期計画の達成に向けて毎年度、年度計画の策定及び、年度の業務実績報告を行い、毎年度及び中期目標期間の業務実績報告書に基づき、山形県公立大学法人評価委員会の評価を受け、その結果をホームページで公開している（根拠資料10-3）。中期目標期間終了後には中期目標期間の業務実績報告書も作成している。

#### (2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

##### ア 大学全体レベルの内部質保証

本学では、自己点検評価について、学則第2条において、「本学は、教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育研究活動の状況その他必要な事項について、自ら点検及び評価を行うものとする。」と規定している（根拠資料10-4）。

本学における内部質保証を担う組織は、2009年度に発足した評価委員会と2015年10月に発足した内部質保証会議である。

評価委員会は、自己点検及び評価に関する事項、外部評価に関する事項、F D及びS Dの推進に関する事項、中期計画及び年度計画に関する事項、教員の業績集の作成に関する事項の5つの内部質保証に関連する業務を担っている（根拠資料10-5 第4条）。委員は、理事（総務・経営担当）、副学長（現在は副学長を置いていないため空席）、研究科長、各学科長、理事長が指名した者で構成され、委員長は委員の中から理事長の指名により選ばれる。

これまで、毎月の定例会議の開催とともに、上記5つの項目に関して、積極的に活動してきたが、自己点検評価結果より得られた課題を、直接改善に結びつける権限がなかった。この問題を解決するための対策として、2015年10月に毎年の自己点検評価等に基づき大学全体での改善すべき具体的な対策の検討を行う組織として、内部質保証会議を発足させた（根拠資料10-6）。この会議は、「認証評価のために必要となる改善等を迅速に行うこと」などを目的として2015年4月に設置した「大学基準協会の認証評価対策会議」を改組したもので、学長、学生部長、図書館長、研究科長、各学科長、各学内委員会委員長及び学長が指名した者で構成されており、以下の事項

を所掌する。

- ① 内部質保証の統括
- ② 内部質保証システムが有効に機能していることの検証
- ③ 毎年度の自己点検・評価を踏まえて改善すべき具体的な対策のうち各学内委員会等間の調整が必要なものとの検討
- ④ 認証評価を受ける際の準備及びその実地調査等への対応のうち重要な事項の検討
- ⑤ 認証評価に係る評価結果を受けて改善すべき具体的な措置のうち重要な事項の検討
- ⑥ その他内部質保証のために必要な重要事項の検討

この会議は、学長の判断あるいは評価委員会からの申出により学長が招集する。

内部質保証会議の発足により、評価委員会は、これまでの業務に加え、自己点検評価結果を踏まえて、大学全体として取り組むべき検討課題の抽出や改善策等の検討を行い、内部質保証会議に提案する役割を担うことになった。

#### イ 教育プログラムの内部質保証

教育課程の体系性・一貫性及び学習成果の検証に関しては教育推進委員会及び教育過程検討委員会が、学習支援の適切性に関しては学生支援委員会が、教員組織の適切性、施設・設備の適切性及び社会的ニーズとの適合性に関しては、理事、学科長及び研究科長等で構成される教育研究審議会が所掌している（根拠資料10-7 別表、根拠資料10-8、根拠資料10-9 第21条）

教育推進委員会と学生支援委員会は各学科からの複数の教員と教務学生課の事務員で構成されている。必要に応じて委員会の中にワーキング・グループを立ち上げて、特定項目に関する集中的な議論の場を設けるとともに、各学科会議に点検や検討を依頼している。それらの検討結果を、各委員会で取りまとめた後、重要事項に関しては教授会に提案を行い、審議を経て決定している。

#### ウ 授業レベルの内部質保証

F Dネットワーク“つばさ”と共同実施している授業評価の学生アンケートを前期・後期に実施し、結果を教職員及び学生に公表している（根拠資料10-10）。加えて、本学独自の中間学生アンケートを前期・後期の各講義科目の中間回を行うことで、学生の意見を直ちに当該授業に反映できるような工夫も行っている（根拠資料10-11）。

また、2012年度より教員相互による授業評価（参観）を開始し、評価結果（報告書）

を授業提供者にフィードバックしている。さらに、毎年、全教員の参加するF D研修会にて、授業参加者及び授業提供者にその内容や感想等についての発表機会を設け、授業改善に有効な情報をより多くの教員で共有するとともに、参加率向上に向けた討論や評価法の改善等を行っている（根拠資料10-12、根拠資料10-13）。

その他、臨床実習に対するアンケート調査や毎時間あるいは単元ごとに学生の理解の程度を確認するためのミニツッペーパーの導入など、多種の調査手段を用いて、授業の改善を図っている（根拠資料10-14）。

## エ 研究レベルの内部質保証

教員の研究業績に関しては、2011年度より毎年、学科単位でまとめた業績集を作成し、発行している（根拠資料10-15）。

また、2011年度より教員業績評価制度を実施するとともに、きわめて優れた業績を上げた教員への処遇として、特別研究費を支給する制度（教員業績評価最優秀者表彰制度）を設けている（根拠資料10-16）。

さらに、科学研究費獲得の増大に向け、「科研費アドバイザーモード」や「科研費採択に関する個人研究費の増額配分制度」、「科研費に関する研究補助制度」を実施し、教員研究支援を行っている。獲得件数（継続を含む）も2010年度の10件と比較して2015年度には16件と大幅な増加がみられている（根拠資料10-17、根拠資料10-18、根拠資料10-19）。

### (3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

各委員会による毎年の自己点検評価から改善策の実行までのプロセスは、各委員会単独の課題に関しては評価委員会ならびに学長の確認後、それぞれの委員会で改善に取り組み、規程の改正などの重要事項に関しては教授会の決議を経て学長が決定している。2015年度より、自己点検評価を受けて評価委員会または学長が大学全体として取り組む課題と判断した場合は内部質保証会議に検討課題として提案し、審議・決定後、教授会で報告するという流れになっている。これにより、自己点検評価結果を大学全体の教育研究改善に速やかに反映することが可能になると期待できる。

2014年度からは、卒業生を対象に、ディプロマ・ポリシーの達成度、大学教育を通して身についた能力、本学の教育に対する評価、本学への要望などに関する学習成果アンケート調査を実施し、その結果を評価委員会でまとめ、各委員会に参考資料として提供するとともに、全教員に公開している（根拠資料10-20）。

外部評価として、2012年度に「日本看護系大学協議会」による学士課程看護学専門分野別評価認定審査（試行）を、2014年度に理学療法学科及び作業療法学科が「リハビリテーション教育評価機構」によるリハビリテーション教育評価認定審査を受審し、教育に必要な施設基準及びカリキュラムを提供、実施できる養成施設として認定された。また、公立大学の質保証を実質化することを目的として2013年度より開催されている公立大学政策・評価研究センターによる「大学評価ワークショップ」を2015年9月に受審し、内部質保証に関する評価結果を本学の改善に反映させている（根拠資料10-21）。

法人評価に関しては、地方独立行政法人法の定めに従い、中期目標に沿って中期計画を定め、中期計画の達成に向けて毎年度、年度計画の策定及び年度の業務実績報告を行い、中期目標期間終了後には中期目標期間の業務実績報告書を作成している。この、毎年度及び中期目標期間の業務実績報告書に基づき、毎年、山形県公立大学法人評価委員会の評価を受け、その結果をホームページで公開している（根拠資料10-3）。法人評価に関する計画・報告の作成等については、各部局・委員会からの報告を事務局総務課がとりまとめ、評価委員会が意見具申し、その後常任理事会、総務調整委員会での調整、

教育研究審議会及び経営審議会の審議を経て決定している。

前回の認証評価において大学基準協会から受けた5項目の「助言」に対しては、2013年に改善状況報告書を提出した。この報告書に対して、さらなる対応が求められた項目は保健医療学研究科における、学位授与方針ならびに学位論文審査基準の大学院履修要項等への明示、理学療法学科、作業療法学科における編入学制度の改善、「評価委員会」の活性化の3点である。

学位授与方針等の大学院履修要項等への明示は2012年度以降の保健医療学研究科学生便覧に明示している（根拠資料10-22）。理学療法学科、作業療法学科の編入学制度に関しては、2015年7月の第4回総務調整委員会で、看護学科も含め編入学制度を廃止する意向が各学科長より示され、廃止時期及び廃止後の入試の在り方や入学定員に関して、各学科及び教育課程検討委員会で検討していくこととなった。「評価委員会」の活動においても、検証の根拠となる種々のアンケート調査の実施と結果の公表やP D C Aサイクルを用いた自己点検評価の実施と改善策の検討、教員による授業評価やF D・S D研修会の実施等積極的に活動を展開している。また、2015年度より設置された内部質保証会議により、さらなる内部質保証システムの発展が期待される。

## 2 点検・評価

### ●基準10の充足状況

各委員会による1年単位のP D C Aサイクルに基づく自己点検評価や内部質保証会議の設置、教員による授業評価やF D・S D研修会の実施、検証の根拠となる種々のアンケート調査の実施、教員業績評価制度の導入、教育・研究や内部質保証に関する外部評価の積極的な受審等、内部質保証システムの充実に努めていること、また、前回の認証評価で受けた指摘事項に対しても、殆どの項目で改善され、残存する課題に関しても前向きに検討しているところであることから、同基準を概ね充足しているといえる。

#### ①効果が上がっている事項

各委員会による1年単位のP D C Aサイクルに基づく自己点検評価を行うとともに、自己点検・評価報告書ならびに認証評価結果や、教育研究活動、財務情報等を大学ホームページにおいて積極的に公開しており、社会に対する説明責任を果たしている。

自己点検評価結果を大学全体の改善に反映させるための具体的な対策を検討する組織として、内部質保証会議を発足させ、内部質保証システムの充実が図られている。また、学生による授業評価や教員相互の授業評価、教員業績評価制度の導入など、授業レベル、研究レベルでの内部質保証の進展がみられる。さらに、卒業生を対象に学習成果アンケート調査の実施など、検証するための根拠となる調査・資料の開発を進めている。

#### ②改善すべき事項

各委員会による1年単位のP D C Aサイクルに基づく自己点検評価は、実質上、法人評価を軸とする1年ごとのP D C Aサイクルに組み込んで行っている。すなわち、法人評価で作成した業務実績報告書を、評価委員会で大学基準協会による各基準、点検項目に再整理した後、確認と不足分に関する加筆を各委員会の長に求める方法を探っている。これにより、回答者への負担は軽減するが、業務実績報告書が完成した後に再整理する作業や新たな自己点検評価報告書の作成依頼と回答文書の収集・整理、報告書に対する

評価委員会としての意見の集約が必要となり、結果として報告書の完成及び公表する時期が大幅に遅延している。

授業レベルに関しては、学部生を対象とした授業評価や学習成果アンケートを実施しているが、研究科においては未実施の状況である。

### 3 将来に向けた発展方策

#### ①効果が上がっている事項

大学全体での改善すべき具体的な対策の検討を行う組織として内部質保証会議を発足させたが、実際の会議の開催は2015年度の自己点検評価以降になる。今後、内部質保証会議を定期的に開催することで、内部質保証を堅実に進展させていく。そのために、評価委員会での自己点検評価の取りまとめ時期を早くするとともに、大学全体の課題等を積極的に内部質保証会議に提案していく。

また、検証の根拠となる種々の調査は継続、拡大して実施するとともに、経時的、客観的な分析を行うために必要な情報を整理し、データベース化していくことが必要である。

#### ②改善すべき事項

自己点検評価報告書作成・公表の遅延を解消するために、年度末提出の業務実績報告書と自己点検評価報告書を同時期に実施する方式に改善し、自己点検評価結果を速やかに改善に反映させる。また、学部学生だけでなく、研究科在学生を対象とした授業評価や学習成果アンケートも実施する。

### 4 根拠資料

- 根拠資料10－1 山形県立保健医療大学ホームページ（自己点検評価・大学評価について（前半））  
<http://www.yachts.ac.jp/off/daigakuhiyouka.html>
- 根拠資料10－2 山形県立保健医療大学ホームページ（教育情報の公表、法人情報（財務状況）、自己点検評価・大学評価について（後半））  
[http://www.yachts.ac.jp/off/info\\_education.html](http://www.yachts.ac.jp/off/info_education.html)  
<http://www.yachts.ac.jp/off/pf0422185406/>  
<http://www.yachts.ac.jp/off/daigakuhiyouka.html>
- 根拠資料10－3 山形県立保健医療大学ホームページ（法人情報（業務実績評価書））  
<http://www.yachts.ac.jp/off/pf0422185406/>
- 根拠資料10－4 山形県立保健医療大学学則（既出 根拠資料1－3）
- 根拠資料10－5 公立大学法人山形県立保健医療大学評価委員会規程（既出 根拠資料9－1－13）
- 根拠資料10－6 内部質保証会議要綱（既出 根拠資料9－1－19）
- 根拠資料10－7 公立大学法人山形県立保健医療大学学内委員会規程（既出 根拠資料2－8）
- 根拠資料10－8 公立大学法人山形県立保健医療大学教育課程検討委員会規程（既出 根拠資料9－1－10）

- 根拠資料10－9 公立大学法人山形県立保健医療大学定款（既出 根拠資料1－2）
- 根拠資料10－10 授業改善アンケート調査（学生用）（既出 根拠資料4－3－5）
- 根拠資料10－11 授業改善アンケート中間調査（学生用）（既出 根拠資料4－3－13）
- 根拠資料10－12 教員相互の授業評価実施の申し合わせ
- 根拠資料10－13 F D研修会開催実績（平成22～27年度）（既出 根拠資料3－17）
- 根拠資料10－14 各委員会等で使用しているアンケート調査表一覧
- 根拠資料10－15 専任教員の教育・研究業績（既出 根拠資料3－16）
- 根拠資料10－16 教員業績評価最優秀者表彰制度実施要領（既出 根拠資料3－14）
- 根拠資料10－17 科学研究費助成事業（科研費）の応募に係るアドバイザーモード実施要領
- 根拠資料10－18 科学研究費採択に関する個人研究費の増額配分制度実施要領
- 根拠資料10－19 科学研究費助成事業（科研費）に関する研究補助制度実施要領
- 根拠資料10－20 平成26年度卒業生学習成果アンケート調査結果（既出 根拠資料4－1－12）
- 根拠資料10－21 平成27年度 第1回大学評価ワークショップ（山形県立保健医療大学）  
実施報告書
- 根拠資料10－22 保健医療学研究科 学生便覧・授業概要（既出 根拠資料1－6）

## 終 章

山形県立保健医療大学は、2000年4月に前身の山形県立保健医療短期大学を4年制大学に改組し、誕生した。その後、2004年度より大学院保健医療学研究科が開設され、2009年度には公立大学法人化された。そして、2016年4月で17年目を迎える。

前回の大学基準協会による認証評価の受審以降、これまで、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの策定と公表、学修案内（シラバス）における書式の統一と内容の充実、研究科における修士論文審査基準の明示等、整合性、透明性を保証する教育体制の整備が大きく前進した。また、多種のアンケート調査や教員相互の授業評価、FD研修会等を通して、教育内容、方法の改善が着実に図られてきた。

本学では、外部評価として、毎年、山形県公立大学法人評価委員会による評価を受けている。また、2012年度には看護学科が「日本看護系大学協議会」による学士課程看護学専門分野別評価認定審査（試行）を、2014年度には、理学療法学科と作業療法学科が「リハビリテーション教育評価機構」によるリハビリテーション教育評価認定審査を受審し、教育に必要な施設基準及びカリキュラムを提供、実施できる養成施設として認定された。作業療法学科では、同時期に世界作業療法士連盟（W F O T）の認定校として4度目の更新が認められた。さらに、2015年9月には、公立大学政策・評価研究センターによる「大学評価ワークショップ」を受審し、その結果である大学ピアレビューを本学の内部質保証体制の改善に反映させている。

これらのことから、本学の理念・目的、教育目標達成に向けて、大学全体が順調に前進しているものと考えられる。しかし、教育研究の内部質保証体制に関しては、未だ発展途上にあり、その整備と特色ある大学創りに向けてさらなる努力をしていく必要がある。

これから、本学が優先的に取り組む課題として、まもなく指定規則改正が行われると予想される理学療法学科及び作業療法学科のカリキュラム改正、大学院における博士課程後期課程の設置ならびに看護学分野の専門看護師課程設置に向けた準備が挙げられる。

理学療法学科及び作業療法学科では、カリキュラム改正に向けて既に見直しを開始しており、残存する教育上の課題等の解消も、カリキュラム改正時に併せて図る予定である。研究科では、2016年度入学生より専門看護師課程を設置する予定で、設置に伴うカリキュラム改正等の準備は整っている。また、2017年度の博士後期課程開設を目指して、鋭意、準備を進めているところである。後期課程の設置は大学院設置時からの目標であり、早期実現に向けて大学全体で取り組んでいる。これらの設置の認可後は、さらなる教育研究体制の整備とその検証が求められる。

本学は地方独立行政法人であり、これまでと同様、財政基盤の確保に向けた取組みが絶えず求められるため、入学希望者の確保や休学者の防止、外部資金の獲得に向けた努力を惜しまず継続する必要がある。大学院においては、山形県立大学の使命として、少なくとも県内のあらゆる地域からの入学が可能になるよう、教育環境のさらなる改善を図る必要がある。また、内部質保証システム体制の充足は、大学及び大学院教育を保証し、本学の理念・目的、教育目標の達成とともに、少子化による大学生確保が年々困難になるという厳しい状況を乗り越えるために必須の要件と考えられる。

医療の高度化、細分化とともに根拠に基づいたケアやサービスの提供が益々求められる中、

本学において、倫理観を備え、高度の知識と技能を有する医療人を数多く育成するためには、教職員の資質向上等のソフト面を含めた、教育環境の絶えざる更新が必要である。また、少子高齢化や過疎化の進む山形県で、地元の保健医療を支える人材を数多く輩出するとともに、大学として、各領域を牽引していくようなグローバルな人材を育成することも、本学の重要な教育目標である。これらの2つの異なる使命をいかに両立させていくかが、本学に問われている課題でもある。

本学は、1学部3学科及び1研究科からなる小規模大学ではあるが、少人数制教育や学長を中心とした連携の取れた教職員による教育・研究体制、そして人のために貢献することを自ら選択し、ボランティア活動等の地域活動にも積極的に取り組む多くの学生など、本学特有の恵まれた条件を生かして、さらなる発展を遂げていく所存である。